

県都『あきた』成長プラン

第12次秋田市総合計画

推進計画

ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし

年齢や性別を問わず、
自分らしくいきいきと輝いている

「人」

にぎわいにあふれ、
多彩な魅力に満ちている

「まち」

四季の移り変わりのように
彩り豊かで、心うるおう

「くらし」

県都『あきた』
成長プランの構成

成長戦略

基本構想

基本理念

将来都市像(章)

節・項

基本施策

施 策

取組・事業

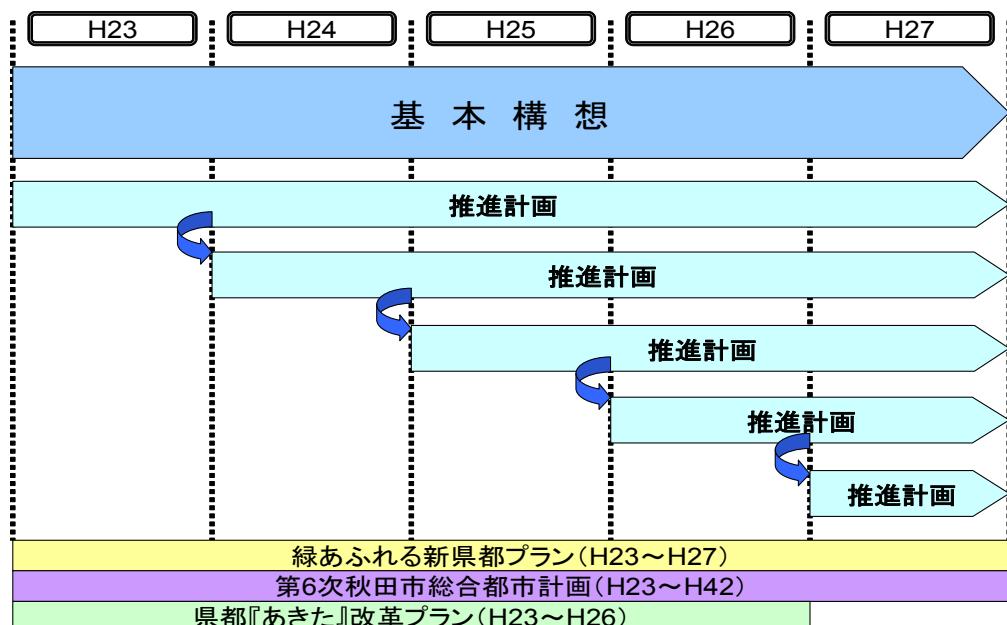
計画推進に
あたっての視点

推進計画

平成25年7月

県都『あきた』成長プランの体系

総合計画	体系	内容
基本構想	基本理念	本市の目指すべき姿・まちづくりの理念 ～ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし～
	将来都市像	【章】 基本理念のもとに目指す大局的な方向性
	(政策)	【節】 【項】 } 将来都市像実現に向けた政策の区分(細分化)
推進計画	基本施策	【項】の基本方針を達成するための取組の方向性
	施 策	基本施策の具体的な取組
	取組・事業	施策達成のための個別の取組や事業



【推進計画の構成】

項 目	掲載ページ
第1 推進計画の意義	1
第2 計画実施にあたっての取組	2
第3 将来都市像別推進計画 <ul style="list-style-type: none"> ○1章 豊かで活力に満ちたまち ○2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち ○3章 健康で安全安心に暮らせるまち ○4章 家族と地域が支えあう元気なまち ○5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち 	13 14 41 67 90 110
第4 成長戦略別推進計画	127
第5 財政推計	142
第6 地域別整備方針	144
参考 指標一覧	148

第1 推進計画の意義

1 推進計画の位置づけ

推進計画は、基本構想で定めた基本理念を踏まえ、平成23年度から27年度までの5年間の計画期間を通した政策ごとの基本方針を定めたものであり、その実現に向けた具体的な取組を示しています。

2 推進計画の構成

推進計画は、計画実施にあたっての取組、将来都市像別推進計画、成長戦略別推進計画、財政推計および地域別整備方針で構成しています。

(1) 計画実施にあたっての取組

行政サービスの向上や行財政改革の推進など、行政経営における具体的な取組と、基本構想に掲げた「計画推進にあたっての視点」ごとの、計画期間内の方針と具体的な取組を示しています。

(2) 将来都市像別推進計画

将来都市像ごとに「章」「節」「項」「基本施策」「施策」として、政策を体系化し、計画期間内に実施する施策の目標および取組内容を示しています。

(3) 成長戦略別推進計画

将来都市像別の体系にとらわれずに、本市の成長を牽引すべき分野において設定した成長戦略について、重点プログラムごとにねらいと計画期間内の取組および成長戦略事業を示しています。

(4) 財政推計

健全な財政運営の視点を踏まえ、今後5年間の財政収支の推計を示しています。

(5) 地域別整備方針

新市建設計画である「緑あふれる新県都プラン」との整合をはかり、同プランの地域別振興計画の方針を踏まえた、地域別整備方針を示しています。

第2 計画実施にあたっての取組

基本構想の「総合計画推進のために」を受けて、「行政サービスの向上」と「行政経営の確立」における取組を体系図として示しています。

節	項	基本施策
1 行政サービスの向上	1 サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">– ①窓口サービスの市民満足度の向上– ②サービス提供機会の充実・確保– ③職員の能力や意識の向上– ④新庁舎・市民サービスセンターなどの整備方針の検討
	2 情報共有・情報交換機会の充実	<ul style="list-style-type: none">– ①市民広聴の充実– ②情報公開の推進– ③市政情報の提供
2 行政経営の確立	1 行政経営システムの推進	<ul style="list-style-type: none">– ①総合計画の進行管理– ②行政評価の実施– ③中・長期財政見通しに基づく予算編成の実施– ④組織機構および人員配分の最適化– ⑤歳入確保と財産活用の推進
	2 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">– ①行政改革大綱の進行管理– ②財政の健全性の確保

1 行政経営の方針

基本構想で掲げた基本理念に基づき、将来都市像の実現に向けて各施策のより一層の推進をはかるため、行政経営分野の取組を体系化し、以下の方針で推進します。

1節 行政サービスの向上

1項 サービス提供体制の充実

[基本施策①] 窓口サービスの市民満足度の向上

窓口業務は、行政サービスの根幹をなすものであり、市民にとって利便性の高いサービスを提供していく必要があることから、今後とも関係課との連携による適切、迅速な対応につとめます。

[基本施策②] サービス提供機会の充実・確保

市民サービスセンターなどにおいて、身近な行政サービスを提供できる体制・組織の整備を進めます。

また、庁内の各種情報処理システムの見直しを行うとともに、市民が利便性を実感できる各種電子申請サービスの拡充や、情報環境整備により、経済性に優れた利便性の高い簡素で効率的な電子自治体の構築を進めます。

I C T^{*P10}の技術的動向を踏まえ、自治体クラウド^{*P10}など新たなシステムの導入に向けた検討を行うほか、電子申請サービスの利用状況を定期的に検証し、利用率の向上につとめます。

市民が情報化の恩恵を享受できるよう、情報格差の解消につとめます。

[基本施策③] 職員の能力や意識の向上

新秋田市人材育成基本方針^{*P10}に位置づける「市民職員～シチズン・パートナー^{*P10}」の育成を目指し、研修と職場、人事制度を連携させながら、人材育成と活力ある組織風土づくりに取り組みます。

職員研修では、秋田市職員研修基本計画^{*P10}に基づき、人事評価制度^{*P10}と関連づけた政策形成分野、マネジメント分野などの研修を計画的に進めるほか、部局研修など職場全体で職員の成長を支える取組を促すことにより、職員の資質向上と職場活力の増進をはかります。

[基本施策④] 新庁舎・市民サービスセンターなどの整備方針の検討

案内業務、窓口業務および相談業務などにおけるサービスの向上をはかるとともに、多目的スペースの設置をはじめとする市民の利活用スペースの設置、ユニバーサルデザイン^{*P10}の導入などにより、市民に親しまれ、市民共有の財産として次世代に引き継がれる新庁舎を目指し、整備に着手します。

また、身近な公共サービスの提供と地域課題の解決の拠点として、市内7地域に市民サービスセンターを整備します。

2項 情報共有・情報交換機会の充実

[基本施策①] 市民広聴の充実

市長ふれあいトークや対話集会の開催により、市民の意見や要望などの聴取と市民意識の把握につとめるとともに、しあわせづくり秋田市民公聴条例^{*P10}や市民100人会^{*P10}を運用しながら、市民広聴の充実をはかります。

[基本施策②] 情報公開の推進

市民が知りたい情報をいつでも自由に入手し、利用できるよう、市政に関する資料等の積極的な提供につとめます。

また、秋田市情報公開条例^{*P11}に基づき、市民が公文書の閲覧、写しの交付を求める権利を保障します。

秋田市公文書管理条例^{*P11}の施行に併せて、公文書等のより適正な管理体制の実現や特定歴史公文書等の利用制度の実施に向けた準備を進めます。

個人情報の取扱いに関する市民の不安を除くため、秋田市個人情報保護条例^{*P11}に基づき、市が保有する個人情報の適正な管理につとめ、誰でも自分の個人情報について、開示、訂正および利用停止を請求する権利を保障します。

[基本施策③] 市政情報の提供

市民に伝えたいことがしっかりと伝わり、読んだ人・見た人がその内容について一緒に考え方行動してもらえるよう、広報あきたや市政テレビ・ラジオ番組を通して、市政情報を的確に伝えるとともに、効果的な広報活動を展開していきます。

ホームページなどI C T^{*P10}を活用した情報提供にあたっては、ホームページやメールマガジン^{*P11}などに加え、インターネットの特性

をいかした動画配信や市民との双方向型のコミュニケーション手段の利用を進めるとともに、今後さらに普及が見込まれる新機能を備えた携帯端末からの利用を意識し、誰にでも使いやすくわかりやすいよう、ユニバーサルデザイン^{※P10}に配慮した情報の提供につとめます。

2節 行政経営の確立

1項 行政経営システムの推進

[基本施策①] 総合計画の進行管理

行政経営の指針である基本構想で定めた基本理念の実現に向け、将来都市像ごとに体系化して位置づけた施策や事務事業の実施状況を年度ごとに検証するとともに、本市の成長を牽引するために設定した成長戦略についても、計画期間内の実施状況を検証し、計画の着実な推進につとめます。

[基本施策②] 行政評価の実施

限られた財源のもと、効果的で効率的な行財政運営を目指し、事業の優先順位を明らかにするとともに、選択と集中による重点的な経営資源の配分を行うため、事務事業評価を実施します。

評価結果は、市民へ公開するとともに、次年度以降の予算編成や組織機構、人員配分などの改善改革に反映させます。

[基本施策③] 中・長期財政見通しに基づく予算編成の実施

限られた財源を効率的、重点的に活用し、総合計画に位置づけられた施策・事業を着実に推進するため、中・長期財政見通しに基づく予算編成を実施します。

[基本施策④] 組織機構および人員配分の最適化

総合計画の施策体系との整合をはかりながら組織機構を見直し、より効果的で効率的な行政運営を目指すとともに、市民にとってわかりやすく、利便性が高い組織体制の構築につとめます。

また、第4次秋田市定員適正化計画（平成25年3月改訂）^{※P11}に基づき、退職補充を必要最小限に抑制するとともに、民間委託の推進により、平成27年度期首の削減目標である2,963人の達成をはかるほか、再任用短時間勤務職員の効果的な活用などにより、適切な人員配分につとめます。

[基本施策⑤] 歳入確保と財産活用の推進

ア 市税の情報提供の充実と徴収体制の強化

市税の適正な賦課徴収を行うため、広報紙やホームページをはじめとする様々な媒体を活用した市税情報の提供につとめるとともに、インターネットを利用した電子申告・申請の普及を促進し、納税者の利便性の向上に取り組みます。

また、迅速かつきめ細かな納税相談・指導や口座振替の加入促進につとめるとともに、効率的で効果的な滞納処分に取り組むなど、徴収体制の強化をはかります。

イ 戰略的な財産管理の実施

公有財産については、公有財産管理システム^{*P11}による迅速・的確な情報提供や、インターネット公売、広告掲載など、多角的な財産の管理、処分、活用に取り組みます。

また、ファシリティマネジメント^{*P11}の考えに基づき、施設保全台帳の整備、光熱水費・修繕費・委託料などの分析および施設保全管理体制の構築や中長期保全計画の策定などを進め、公共施設全体の最適化をはかります。

資金運用については、安全な運用を最優先しながら、有利で効率のよい方法についての調査検討も進め、その時点での利率の高い金融商品にシフトするなど、効率的な運用につとめます。

2項 行財政改革の推進

[基本施策①] 行政改革大綱の進行管理

県都『あきた』改革プラン（第5次秋田市行政改革大綱）^{*P12}の着実な推進をはかるため、市民目線に立ち、改革項目の取組状況を適宜把握するとともに、分析、評価、修正、実行というローリング作業を毎年行いながら、プランの進捗状況を管理します。

[基本施策②] 財政の健全性の確保

事務事業評価に基づく事業の見直しや公債費の縮減など、歳入に見合う歳出構造への転換をはかり、財政の健全性を確保します。

2 総合計画推進の視点

基本構想で定めた基本理念を実現するためには、経営資源を最大限にいかすとともに、市民と力をあわせてまちづくりを進めることが重要です。

そのため、基本構想に掲げた「計画推進にあたっての視点」について、現状と課題の認識、そして計画期間5年間の方針を示し、すべての事業を貫く視点とします。

視点1 行財政改革

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行するなか、地方分権・地域主権改革への対応や地球温暖化対策による低炭素社会の実現など、新たな時代の要請に応えることが急務となっています。

加えて、長引く景気の低迷により歳入の大きな伸びが期待できない一方、福祉関係経費の増加や大規模事業の実施などにより歳出規模の拡大が見込まれており、本市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような厳しい状況の今こそ、変革の大きなチャンスととらえ、聖域を設けることなく、これまでにない抜本的な行財政改革を実行する必要があります。

【計画期間内の方針】

- ・県都『あきた』改革プラン（第5次秋田市行政改革大綱）^{*P12}に基づき、地域社会において市民が満足度の高い豊かなサービスを受けられるよう、公共サービスの改革を進める一方で、行政においては、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するための財政運営の改革と、社会経済情勢の変化に適応した行政組織への転換をはかるための組織・執行体制の改革を一体的かつ強力に推進します。

視点2 地方分権・地域主権改革への対応

【現状と課題】

地域主権戦略大綱^{*P12}の策定により、「義務付け・枠付けの見直し^{*P12}」や「条例制定権の拡大」、「基礎自治体への権限移譲」、「補助金の一括交付金化」、「国の出先機関の見直し」など、これまで地方分権・地域主権改革で議論・検討されてきた事項が動き出しています。

しかしながら、権限の移譲が一部に限られるなど、真に基礎自治体の自由度が高いとは言えず、必要となる財源も十分に移譲されていません。

また、将来的に国の出先機関が見直され、二重行政が解消される結果として、基礎自治体の所掌事務が拡大することから、そのための体制づくりを進める必要があります。

【計画期間内の方針】

- ・地方自治の本旨に基づく団体自治の理念に立ち返り、地方分権に対応した責任ある政策形成ができるよう、人材育成と組織整備につとめます。
- ・「基礎自治体優先の原則※P12」、「補完性・近接性の原理※P12」に基づき、基礎自治体が担う事務権限に対応した財源の措置や人材育成が構築されるよう、引き続き国や県に要望していきます。

視点3 市民協働

【現状と課題】

「市と市民が目的を共有し協力して働く」市民協働を市政運営の重要な視点と位置づけ、市民への情報提供、職員への意識啓発を進めるとともに、地域団体などによる公共施設の指定管理や業務委託を実施するなど市民の行政への参画を進め、市民協働・都市内地域分権によるまちづくりの実践と拡大につとめています。

市民協働の考え方方が、市民に浸透しつつある反面、市民協働の取組が特定の施策、事業に偏っていることや市民の負担感が強いなどの状況も見受けられることから、市と市民の役割分担をより適正・明確なものとして共有するための意識啓発と推進体制の整備を一層進めていく必要があります。

【計画期間内の方針】

- ・市政全般において市民協働を推進するため、市の施策や事業の計画・実施・評価に市民協働の視点を取り入れるシステムを構築します。
- ・市民協働の理解と浸透をはかるため、学習会や活動団体による情報交換会などを計画的に開催するなど、実践的な取組を進めます。
- ・人材の育成支援や地域課題の解決に向けた自主的な活動への財政支援を行い、市民活動のさらなる推進につとめます。
- ・市民サービスセンターを拠点に身近な公共サービスを提供するとともに、市民団体、地域団体の活動を支援する体制を強化し、住民主体による個性をいかした地域づくりを進めます。

視点4 家族・地域の絆づくり

【現状と課題】

核家族化、少子高齢化による世帯人員の減少や個人のライフスタイルの多様化、恒常的な長時間労働や共働き世帯の増加などにより、現代社会は家族のコミュニケーションが不足し、また、地域における住民同士の交流や協力関係などが希薄になる傾向にあります。

人と人とのつながりをどのように再生していくか、あるいは、どのようにして新たな関わり合いを築いていくかが課題です。

ワーク・ライフ・バランス^{*P12}の推進や絆を考える機会づくり、地域活動の支援などにより、家族・地域の絆づくりにつなげていく必要があります。

人と人とのつながり、ふれあいの機会を大切にし、心豊かな秋田市を目指します。

【計画期間内の方針】

- ・市民が、人と人との絆を大切にしようとする気運を醸成していきます。
- ・市民が絆の大切さについて考える機会を提供し、家族の絆づくりの新たな一步を踏み出すための取組を進めます。
- ・自然や文化、伝統行事など、地域の豊かな資源を有効に活用した、市民と行政との連携・協働による取組を進めます。

『第2 計画実施にあたっての取組』の用語解説

I C T (P3, 4) : Information and Communication Technology の略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I T にこの概念を示す C を加えた用語として使用されている。

自治体クラウド (P3) : 近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング（インターネットの先にあるサーバーに処理をしてもらうシステム形態）を電子自治体の基盤構築にも活用していくこうとするもの。

新秋田市人材育成基本方針 (P3) : 職員の自己成長を根幹に置き、目指す職員像や研修・職場・人事制度の連携による育成の方向性等を示した本市の総合的、長期的な人材育成の指針。

市民職員～シチズン・パートナー (P3) : 市民とともに考え、ともにつくり、ともに実行していく、まちづくりのパートナーとしての誇りと自覚に満ちた、本市の目指す本市の職員像を表したもの。市民のしあわせのために努力し、仕事を通じて自己を成長させるとともに、市民の一員として地域の発展にも尽くすことを目指している。

秋田市職員研修基本計画 (P3) : 新秋田市人材育成基本方針に基づく職員研修部門の具体的な取組を示したもの。計画期間は平成23年度から27年度までの5年間。

人事評価制度 (P3) : 職員として求められる能力を明示し、個々の職員の仕事ぶりや仕事における実績を評価することを通じて、自らの強みや弱みを把握することにより、職員自身の能力向上と市の組織力の向上をはかるための制度。

ユニバーサルデザイン (P4, 5) : 能力あるいは障がいのレベルにかかわらず、最大限可能な限り、すべての人に利用しやすい環境等のデザイン。

しあわせづくり秋田市民公聴条例 (P4) : 市民が持つ意見、知識や経験、思いなどを、本市の計画や方針などの企画立案過程に反映させることを目的に定めた条例。

市民100人会 (P4) : 市政に関する意見を直接市民へ聞く本市の広聴制度として、年齢も、性別も、住まいの地域も異なる100人の市民を無作為に選出し設置した会。

秋田市情報公開条例（P4）：公正で開かれた市政を実現するため、市民へ本市が保有している公文書を開示する権利を保障し、情報提供施策を充実させることを定めた条例。

秋田市公文書管理条例（P4）：市政の適正かつ効率的な運営、現在および将来の市民に対する説明責務を全うすることを目的に、市の公文書等の適正な管理、歴史公文書等の保存および利用について定めた条例。

秋田市個人情報保護条例（P4）：個人の権利利益を保護するため、本市が保有する個人情報の収集、利用・提供などの個人情報の適正な取扱いの基準や手続を定めるとともに、個人情報の開示、訂正、利用停止などの請求権の保障を定めた条例。

メールマガジン（P4）：発行者から受信希望者へ電子メールを利用して定期的に発行する刊行物。

第4次秋田市定員適正化計画（平成25年3月改訂）（P5）：簡素で効率的な行政体制の構築に向けて、本市の職員数を適正に管理するため、平成23年3月に策定した計画で、平成22年4月1日の職員数3,263人から273人削減し、平成27年度期首の目標総職員数を2,990人とした。その後、秋田公立美術工芸短期大学の4年制移行・公立大学法人化に伴い、平成25年4月1日に教職員27人が公立大学法人に身分が承継されたため、平成25年3月に目標総職員数を2,990人から27人減じた2,963人に改訂した。

公有財産管理システム（P6）：土地や建物といった公有財産の異動更新や履歴管理を効率よく行い、財産状況の集計等ができるシステム。

ファシリティマネジメント（P6）：社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会によれば、「業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法」と定義される。企業や官公庁、営利・非営利を問わず、業務遂行において不動産を利用する組織を対象とした施設の管理・運用手法。また、企業が保有・管理するすべての施設を対象として、竣工後（土地は取得、建物は施工、設備は設置の後）これらをうまく使っていくために必要なあらゆるマネジメント、経営的視点に立って建築物等のファシリティを有効・適切に計画・運営・管理し、ダイナミックな企業活動の展開に貢献する全体的な取組をいう。

県都『あきた』改革プラン（第5次秋田市行政改革大綱）（P6,7）：少子高齢化の進行や地方分権・地域主権改革、厳しい財政状況などへ対応するため策定した本市の改革の指針。地域の課題を地域で解決する仕組みづくりと経営資源の最適配分を実現する仕組みづくりを進め、総合計画の基本理念の実現を通じて市民サービスの向上をはかることとしており、その計画期間は平成23年度から26年度までの4か年。

地域主権戦略大綱（P7）：平成21年11月に設置された内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議において策定されたもので、地域主権改革の向こう2～3年の取組として、国から地方へのひも付き補助金を廃止し、基本的に地方自治体が自由に使える一括交付金を来年度から段階的に導入することや、国が地方の事務を法令で縛る「義務付け・枠付け」の見直し、法令による基礎自治体への権限移譲が盛り込まれている。平成22年6月に閣議決定された。

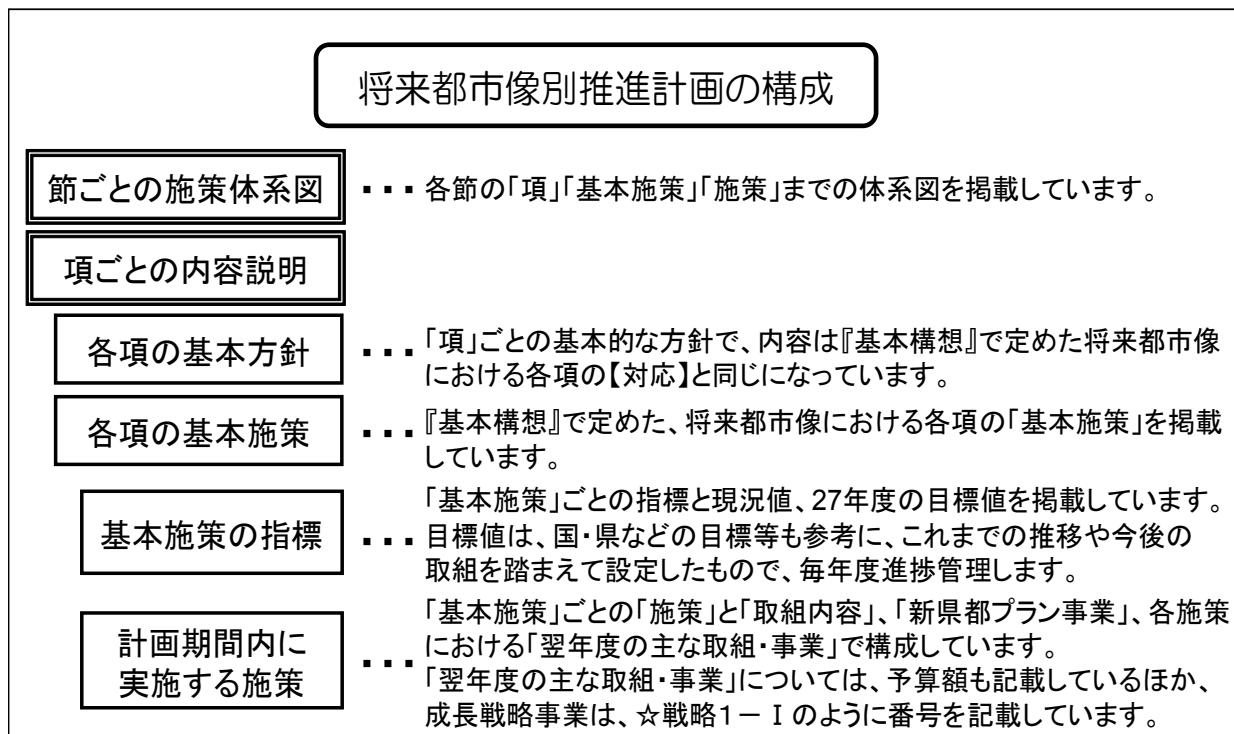
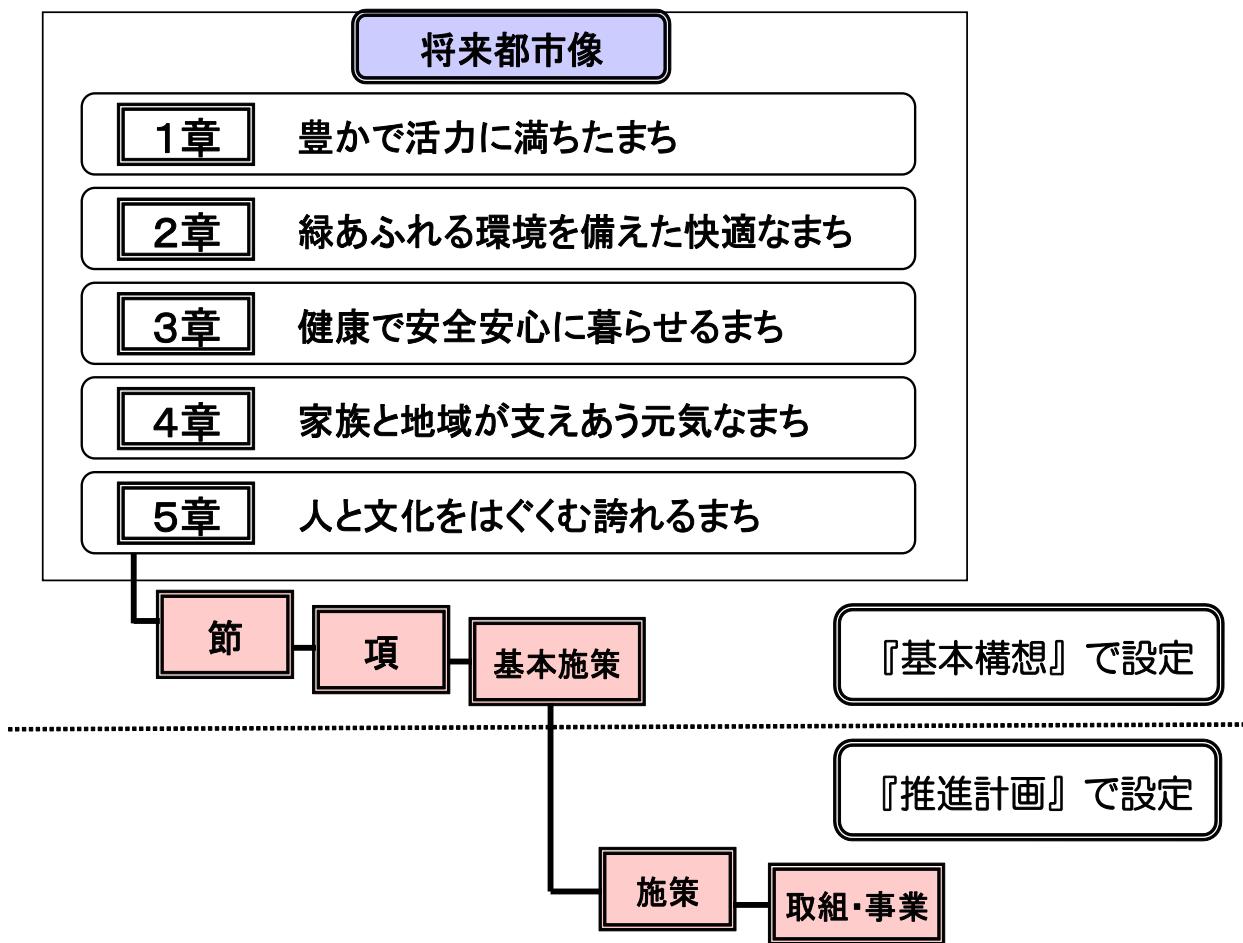
義務付け・枠付けの見直し（P7）：国等による地方自治体に対する事務の処理またはその方法の義務付けを見直すこと。義務付けとは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、枠付けとは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいう。

基礎自治体優先の原則（P8）：住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の能力を強化し、住民の視点に立った行政サービスの向上や、地域のことは地域で解決する仕組みを拡大していくという考え方。

補完性・近接性の原理（P8）：住民に身近で総合行政が可能な基礎自治体に権限を集約することとし、基礎自治体で担うことができない仕事や広域で担った方が効率的な仕事は、広域自治体（都道府県）が担い、広域自治体でできない仕事は、国が担うべきという、より住民に近いところが行政サービスを担うべきという考え方。

ワーク・ライフ・バランス（P9）：性別や年齢にかかわらず、誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができること。

第3 将来都市像別推進計画



1章 豊かで活力に満ちたまち

1節 商工業の振興

節	項	基本施策	施策
1	1企業立地、事業拡大の推進	①企業誘致と既存企業の規模拡大の推進 ②起業と新規事業展開の促進	○企業誘致の推進 ○市内企業の業務拡大と設備投資の促進 ○ニーズをとらえた新規創業の促進 ○企業の新分野進出への重点支援
	2市内企業の活性化の推進	①企業の販路拡大の促進 ②地域ブランドの創出の促進 ③企業の経営基盤強化への支援 ④地域の特色をいかした商店街づくりの促進	○販路拡大への総合的な支援 ○地域資源をいかした商品・製品開発の促進 ○企業の経営課題解決への支援 ○商業関係団体助成事業と関係機関との連携 ○地域に親しまれる商店街づくりの促進 ○商店街の競争力強化に資する魅力ある個店の支援
	3雇用拡大の推進	①雇用創出の促進 ②人材育成と求職者への支援 ③働きやすい環境の整備	○雇用の創出・拡大 ○若者の定住促進 ○中高年齢者の雇用対策の実施 ○国の雇用施策の活用 ○若年者への就業支援 ○一般求職者への就業支援 ○職業能力の開発 ○勤労者の働きやすい環境づくりの促進 ○勤労者福祉施設の充実
	4貿易と物流の拡大	①輸出入の均衡のとれた貿易振興策の実施 ②卸売市場機能の充実	○海外販路拡大 ○貿易の普及啓発の推進 ○貿易環境の充実 ○秋田市貿易振興ビジョンの策定 ○指定管理者制度の導入 ○青果部・水産物部の地方卸売市場への転換 ○品質管理の高度化、施設の老朽化への対応 ○入場業者の経営健全化

1章1節1項 企業立地、事業拡大の推進

- 陸・海・空の交通拠点が整う本市の強みをいかし、成長が期待されている環境や健康・福祉分野などへの地元企業の進出を支援します。
- ものづくりを担う人材育成や研究開発の促進、高度技術の導入、融資・補助制度など、いわゆる「ヒト・モノ・カネ」にかかる支援を充実することで産業基盤を強化し、工業の集積と活性化をはかります。
- 引き続き県と連携し、これまで地域が培ってきた産業集積や試験研究機関、高等教育機関、人材などの地域資源を有効に活用しながら、次世代自動車・航空機関連産業などの成長分野や、秋田の強みをいかした環境・エネルギー産業、食品製造業など、ターゲットを絞った企業誘致を推進します。

[基本施策①] 企業誘致と既存企業の規模拡大の推進

指 標	現 況	27年度目標
製造品出荷額 (20年度)	3,270億1,664万円	4,000億円

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
企業誘致の推進	<p>経済波及や雇用効果の高い企業の立地を促進するため、投資意欲を有する企業のニーズを迅速かつ的確に把握しながら、誘致活動を展開します。</p> <p>企業誘致にあたり、蓄積された工業生産技術、試験研究・高等教育機関、人材などの地域の強みを活用するとともに、投資や雇用にかかる助成制度を拡充するなど、多角的に進めます。</p>
市内企業の業務拡大と設備投資の促進	<p>広域的に事業展開する既存企業の本市への事業移転や業務集約を促すとともに、意欲のある地元企業の設備投資や雇用の拡大を支援します。</p> <p>あわせて、県外企業からの受注機会の獲得や地元企業間の相互受発注の拡大を目指し、企業ニーズのマッチングをコーディネートします。</p>

[基本施策②] 起業と新規事業展開の促進

指 標	現 況	27年度目標
チャレンジオフィスあきた ^{*P23} から独立した企業数（市内で経営を継続している企業数の累計） (22年度)	19社	35社

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
ニーズをとらえた新規創業の促進	<p>地域経済に良好な波及効果のある新規創業を促進するため、地域資源を活用し創業する個人や団体に対し、インキュベータ施設^{*P23}であるチャレンジオフィスあきた^{*P23}を活用しながら創業のためのニーズに即した支援を行います。</p>

25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジオフィスあきた運営経費 [36,263千円] ・チャレンジオフィスあきた入居者等支援経費（インキュベーション・マネージャー経費） [1,557千円] ☆戦略2—I
企業の新分野進出への重点支援	<p>企業の成長を促進するため、企業が保有する技術や人材などの経営資源をいかした新分野進出を目指す企業の取組について、資金調達の面などから重点的に支援します。</p>
25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融対策事業（産業活力創造資金：新分野進出資金枠）[10,419千円] ☆戦略2—I

1章1節2項 市内企業の活性化の推進

- 市外からの誘客や購買を促進するため、商品構成の工夫やインターネットを活用した販売方法など、競争力強化につながる新たな取組にチャレンジする個店・商店街を支援します。
- 買い物に不便を感じている高齢者の増加などの社会的課題に対応した、新たなサービスを実施する商業者の取組や、観光、環境、情報、医療・福祉など、今後成長が期待できるサービス分野への進出や創業を支援します。
- 経営基盤強化をはかるための技術力の高度化、設備投資などの前向きな取組については、中小企業のニーズに即した融資あっせん制度や商工業振興条例^{※P23}の見直しをはかりながら支援を行います。
- 本市の持つビジネスインキュベーション^{※P23}機能を活用するなど、新たなビジネスに挑戦できる環境づくりを進め、幅広い分野での創業や新事業展開を支援します。

[基本施策①] 企業の販路拡大の促進

指標	現況	27年度目標
従業員一人あたりの年間商品販売額（卸売小売計）	3,832万円 (19年度)	3,900万円

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
販路拡大への総合的な支援	<p>販路拡大を促進するため、企業のマーケティング戦略に基づくものづくりや製品改良を支援するとともに、各種展示会・商談会への出展、ICT^{※P23}を活用した販売促進など、個々の企業の課題に応じた総合的な支援を行います。</p> <p>また、公益財団法人あきた企業活性化センター^{※P2}などと連携し、企業の県外・国外への販売力が高められるよう支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業金融対策事業（産業活力創造資金：新商品等開発資金・農商工連携促進資金枠） 〔31,429千円〕 ☆戦略2－I・経済活動活性化情報発信事業 [9,692千円]

[基本施策②] 地域ブランドの創出の促進

指標	現況	27年度目標
地域ブランド ^{※P24} 調査市町村ランキング（魅力度）	130位 (22年度)	50位

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
地域資源をいかした商品・製品開発の促進	<p>秋田市発の商品・製品を国内外へ積極的に販売し外貨獲得の向上による地域経済の活性化をはかるため、農林水産物をはじめとした様々な地域資源と地元業者の技術力、デザイン力などが有機的に結びついた付加価値の高い商品・製品づくりを支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業金融対策事業（産業活力創造資金：新商品等開発資金・農商工連携促進資金枠） ☆戦略2－I

[基本施策③] 企業の経営基盤強化への支援

指 標	現 況	27年度目標
市内総生産額（秋田市の市民経済計算）	1兆2,592億円 (19年度)	1兆7,629億円

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
企業の経営課題解決への支援	<p>市内企業の経営基盤の強化、設備投資を促進するため、本市独自の融資あっせんや迅速なセーフティネット認定など、企業ニーズに即した資金繰り支援を行います。</p> <p>また、経営課題の解決や経営資源の円滑な確保に向けた取組を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融対策事業（一般事業資金等） [4,205,432千円] ☆戦略2—I チャレンジオフィスあきた入居者等支援経費（セミナー開催経費）[500千円] ☆戦略2—I 中小企業診断士による無料経営相談会
商業関係団体助成事業と関係機関との連携	<p>秋田商工会議所、河辺雄和商工会の実施する経営改善普及事業を通じて、中小企業者の経営や技術の革新・強化、若手後継者育成や新規創業への支援を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業関係団体助成事業 [11,100千円]

[基本施策④] 地域の特色をいかした商店街づくりの促進

指 標	現 況	27年度目標
商店街加盟会員数	1,137会員 (22年度)	1,140会員

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地域に親しまれる商店街づくりの促進	<p>商店街が実施する集客イベントや、地域住民の生活利便向上に資する環境整備に対する支援により、地域ニーズに対応し、地域に親しまれる商店街づくりを促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街振興事業（商店街ソフト事業他） [15,125千円]
商店街の競争力強化に資する魅力ある個店の支援	消費者ニーズの高度化、多様化など市場環境の変化に対応した魅力ある個店の整備支援を行い、個店のもたらす集客による波及効果により、商店街全体の活性化、競争力強化をはかります。

1章1節3項 雇用拡大の推進

○商工業振興施策の実施により雇用の場の創出につとめ、国の雇用施策と連携し、若年者への就職支援・職業能力形成支援を行うとともに、勤労意欲のある高年齢者の雇用確保や就労環境の整備について、積極的に支援します。

[基本施策①] 雇用創出の促進

指標	現況	27年度目標
ハローワーク秋田管内の有効求人倍率	0.34倍 (21年度)	0.60倍

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
雇用の創出・拡大	<p>商工業振興施策の実施により、経済波及や雇用効果の高い企業の立地を促進するとともに、市内企業の業務拡大や新規創業を支援することにより、雇用の創出・拡大をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・商工業振興施策の実施
若者の定住促進	<p>若者の就業意識の向上と早期離職の抑制のため、教育機関と連携し高校生の段階での就職指導を行います。</p> <p>また、県やハローワークなど関係機関と連携をはかり、若者が定住できるよう、良質な雇用の場の確保について、市内企業に働きかけます。</p> <p>さらに、新卒新入社員の早期離職の抑制に取り組み、若者の県外流出の防止を図ります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・若年者就業支援事業（高校生就職支援講座） [7,122千円] ☆戦略6-Ⅱ・フレッシュマン就労継続サポート事業 [3,000千円] ☆戦略6-Ⅱ
中高年齢者の雇用対策の実施	<p>超高齢化社会を見据えた取組として、本市で進め るエイジフレンドリーシティ構想^{※P24}の重要施策に位置づけられているシルバー人材センター事業を推進するとともに、中高年齢者の積極雇用に伴う国・県などの各種助成・給付制度や経験豊かな人材の活用を事業主に対して働きかけます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・高年齢者就業機会確保事業費補助金 [7,100千円] ☆戦略5-Ⅱ
国の雇用施策の活用	<p>地域の雇用情勢が厳しい中で、雇用の受け皿を創り出すため、国の雇用施策を積極的に活用します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急雇用創出臨時対策基金事業の活用

[基本施策②] 人材育成と求職者への支援

指 標	現 況	27年度目標
年間の就職支援講座受講者の就職率 (21年度)	17.4%	45.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
若年者への就業支援	<p>就職を希望する高校生を対象に、職業観の醸成や離職率の抑制を目的とした講座を開催します。また、就労活動を行っていない若い無業者に対して、フレッシュワークAKITA^{※P24}やハローワークなど関係機関と連携し、就職に至るまでの活動を支援します。さらに、若い求職者が就職に必要な資格を取得する際の費用を補助し、就職を支援するとともに、新卒新入社員の早期離職の抑制に取り組み、若者の職場定着をサポートします。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者就業支援事業（若者の自立支援セミナー） 〔180千円〕 ☆戦略6-Ⅱ ・若年者就業支援事業（資格取得助成事業） 〔1,700千円〕 ☆戦略6-Ⅱ ・フレッシュマン就労継続サポート事業 〔3,000千円〕 ☆戦略6-Ⅱ
一般求職者への就業支援	<p>若年の求職者が就職に必要な資格を取得する際の費用を補助し、就職を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者就業支援事業（資格取得助成事業） 〔1,700千円〕 ☆戦略6-Ⅱ
職業能力の開発	<p>技能者の資質向上や技術伝承、後継者育成のため秋田市職業訓練センター^{※P24}の利活用などを促進するとともに、技能功労者などの表彰^{※P24}を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働諸費各種団体補助金〔930千円〕 ・労政活動費〔1,197千円〕

[基本施策③] 働きやすい環境の整備

指 標	現 況	27年度目標
勤労者福祉サービスセンター会員数 (21年度)	5,796人	6,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
勤労者の働きやすい環境づくりの促進	<p>男女を問わず、すべての勤労者の権利が守られるとともに、安心して仕事と家庭の両立ができる環境をつくるため、労働基準法^{※P24}や育児・介護休業法^{※P24}、男女雇用機会均等法^{※P24}などの周知徹底をはかります。</p> <p>また、中小企業で働く人々の福利厚生の充実と生活の安定を支援するため、ワークパル^{※P24}の運営に補助します。</p>

25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者福祉対策事業 [160,000千円] ・労働者福祉サービス事業 [12,500千円]
労働者福祉施設の充実	<p>労働者の健康増進、余暇活動の充実のため、秋田テルサ、サンライフ秋田などの労働者福祉施設の機能維持につとめます。</p> <p>また、指定管理者と連携し、利用者に対するサービスの向上や経費の削減をはかります。</p>
25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者福祉施設等整備事業 [5,665千円]

1章1節4項 貿易と物流の拡大

○市内企業と海外企業とのマッチング支援を強化し、継続的な貿易取引となるよう支援を徹底するほか、貿易による地域循環を高めるため、関係機関との連携により秋田港の物流拠点としての機能強化を促進します。

[基本施策①] 輸出入の均衡のとれた貿易振興策の実施

指 標	現 況	27年度目標
秋田港コンテナ取扱本数	26,587TEU ^{※P24} (21年)	34,500TEU ^{※P24}

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
海外販路拡大	<p>市内企業と海外企業との継続的な企業間取引の拡大をはかるため、海外企業との商談機会の充実や、新規輸出商品の開拓、海外における秋田産品のPRなどを行い、地元企業の海外販路拡大を支援します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・海外市場開拓支援事業（対岸経済交流事業） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・対岸経済交流事業 [14,474千円] ☆戦略2-Ⅱ
貿易の普及啓発の推進	<p>貿易関連団体などと連携をはかりながら、貿易関連企業に対して、海外経済状況や貿易実務に関する情報提供を行うなど、貿易の普及啓発につとめます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・貿易振興管理費 [2,571千円]
貿易環境の充実	<p>秋田港の利用促進をはかるため、県とともに港湾整備を進めていくほか、外貿定期コンテナ航路の維持・拡大のため、県や秋田県貿易促進協会、日本貿易振興機構等関連団体と連携した国内外へのポートセールス^{※P24}や経済ミッションへの参加を積極的に行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田港コンテナ航路開設促進事業 [18,478千円] ☆戦略2-Ⅱ・貿易産業振興事業 [1,471千円]
秋田市貿易振興ビジョンの策定	<p>平成16年度に策定された「秋田市貿易振興ビジョン2004」を、本市を取り巻く状況の変化に合わせ見直しを行い、平成28年度以降の本市貿易施策の指針となる新たなビジョンを策定します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田市貿易振興ビジョン策定準備経費 [2,500千円] ☆戦略2-Ⅱ

[基本施策②] 卸売市場機能の充実

指 標	現 況	27年度目標
卸売市場取扱高	310億2,400万円 (21年度)	310億円

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
指定管理者制度 ^{*P24} の導入	<p>指定管理者制度^{*P24}の導入等により、市場運営におけるコスト縮減および効率化をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場運営経費（指定管理者による「秋田市公設地方卸売市場」の運営管理）[69,485千円] 市場運営経費（指定管理委託料を除く）[28,744千円]
青果部・水産物部の地方卸売市場への転換	<p>青果部・水産部の地方卸売市場への転換による規制緩和等のメリットを生かし、新たな事業展開および販路拡大を進め、市場の活性化を図ります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方卸売市場活性化事業 [3,500千円]
品質管理の高度化、施設の老朽化への対応	<p>品質管理の高度化、施設の老朽化に対応するため、施設整備を計画的に実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方卸売市場施設整備事業 [43,864千円] 地方卸売市場施設耐震改修事業 [24年度繰越]
入場業者の経営健全化	<p>入場業者の経営の健全化をはかるため、業務改善計画の実施を求めるなどの経営指導を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者融資斡旋預託金（中央卸売市場会計）[15,000千円] 仲卸業者融資斡旋預託金（地方卸売市場会計）[65,000千円]

『1章1節 商工業の振興』の用語解説

チャレンジオフィスあきた (P15)：旧秋田市ガス局庁舎を改修して整備した起業家育成施設で、通信インフラなどの整備された事務・作業スペースを低料金で利用できる。

インキュベータ施設 (P15)：新規創業や創業間もない企業、新分野進出をはかる企業に、ソフト支援サービスや低賃料スペースなどを提供し、その成長を促進することを目的とする施設。

秋田市商工業振興条例 (P17)：産業振興をはかるため、市内に工場、卸売商業施設や小売商業施設等を新增設し、雇用の拡大をはかる事業者を支援する措置の内容や適用基準、手続等を定めた条例。

ビジネスインキュベーション (P17)：新規創業や創業間もない企業、新分野進出をはかる企業の成長を促進するためのソフト支援サービスや低賃料スペース提供などの一連の支援活動。

I C T (P17)：Information and Communication Technology の略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I T にこの概念を示す C を加えた用語として使用されている。

公益財団法人あきた企業活性化センター (P17)：中小企業支援法に基づき各都道府県などに設置された指定法人で、秋田県での中小企業支援事業の実施体制の中心として、創業・経営革新の支援、技術移転・開発支援、マーケティング支援などの総合的な企業支援を行う機関。

地域ブランド (P17)：地域のイメージと関連させながら、商品・サービスの開発や高付加価値化に取り組むことなどにより生み出される、差別化された価値。

ブランド総合研究所では、全786市（2010年4月末現在）と東京23区、および地域ブランドへの取組に熱心な191の町村を加えた計1000の市区町村、そして47都道府県を対象に調査を実施している。各地域に対する魅力度など全63項目の設問で、地域のブランド力を消費者が各地域に抱く「魅力」で数値化して、ランキングしている。

エイジフレンドリーシティ構想 (P19)：高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活し、社会参加・社会参画しやすい環境づくりを目指し、バリアフリー化や都市生活の利便性向上をはかるために本市が掲げた構想。エイジフレンドリーシティとは、WHO（世界保健機関）で提唱されたプロジェクトで「高齢者にやさしい都市」という意味。

フレッシュワーク A K I T A (P20)：公益財団法人秋田県ふるさと定住機構が設置した施設。35歳程度までの若年層が仕事や職業適性について学んだり、進路・職業相談を行ったりすることができる。

秋田市職業訓練センター (P20)：労働者の職業訓練と地位の向上をはかるため、本市が昭和56年に設置した施設。

技能功労者などの表彰 (P20)：技能者の社会的・経済的地位および技能水準の向上をはかるため、技能功労者および優秀技能者を表彰する制度。

労働基準法 (P20)：賃金、労働時間、災害補償など労働に関する諸条件について定めた法律。

育児・介護休業法 (P20)：正式名称は「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。子どもの養育や家族の介護を容易にするため、育児・介護休業や短期間勤務制度等に関して、事業主が講ずるべき措置が定められている。

男女雇用機会均等法 (P20)：正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。原則として募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止されている。

ワークパル (P20)：「秋田市勤労者福祉サービスセンター」の愛称。昭和53年、中小企業の事業主とその勤労者が、市内の事業所で働く方々の労働福祉向上と振興を目的として設立。中小企業単独では実施が難しい福利厚生事業を総合的に行っている。

T E U (P22)：コンテナの量を示す単位（twenty-foot equivalent unit）。1 T E Uは、20フィートコンテナ1個分を示す。

ポートセールス (P22)：船会社等に対して航路誘致・維持拡大の要望活動を行ったり、荷主等に対して港利用を促す活動を行うこと。

指定管理者制度 (P23)：公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、利用者サービスの向上と経費の削減をはかることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これにより、公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体が担うことが可能となった。

1章 豊かで活力に満ちたまち

2節 農林水産業の振興

節	項	基本施策	施策
2	1 農林水産業経営の確立と食料の安定供給	①農林水産業経営体の育成 ②農林水産業生産基盤の整備 ③農林水産物の生産振興 ④生産・供給体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な担い手の確保・育成 ○経営安定対策の充実 ○農業生産基盤整備の促進 ○林業生産基盤整備の促進 ○漁業生産基盤整備の促進 ○農林水産業団体の機能強化 ○消費者ニーズに対応した米づくりの推進 ○園芸作物の生産振興 ○畜産の生産振興 ○優良農地の確保と効率的利用の促進 ○生産技術等の普及指導体制の充実 ○林業の生産振興 ○漁業の生産振興 ○安全・安心・新鮮な生産・供給体制の確立 ○農林水産業経営の複合化、多角化の推進 ○地産地消の推進 ○情報のネットワーク化の推進と活用 ○農商工連携の促進 ○生産物のブランド化と販売競争力強化 ○地域特産品の開発促進
	2 豊かな農山村の形成	①農山村空間の形成 ②都市と農村間の交流の促進 ③森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○住みよい農村空間の整備 ○生き生きとした農村の形成 ○生産活動等を通じた多面的機能の保全 ○都市住民との交流の推進 ○地域資源を活用したアグリビジネスの推進 ○生産活動を通じた森林整備の推進 ○市民参加による森づくりの推進 ○森林病害虫対策の推進

1章2節1項 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

- 認定農業者^{※P32}や集落営農^{※P32}などの多様な経営体の育成、戦略作目の产地づくり、ほ場^{※P32}整備や農地の集積などによる生産の低コスト化、森林の路網の整備などを推進し、収益性の高い農林水産業経営の確立をはかります。
- 消費者ニーズや食の安全性に配慮した生産・流通体制の構築、優良地場產品の創出などを進めます。

[基本施策①] 農林水産業経営体の育成

指標	現況	27年度目標
認定農業者 ^{※P32} および集落営農 ^{※P32} 組織経営体数	461経営体 (21年度)	500経営体

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
多様な担い手の確保・育成	<p>経営の規模拡大や複合化・多角化、产地づくりなどに取り組む意欲的な担い手や、農外も含む農林水産業を支える多様な経営体を確保・育成します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・担い手育成・確保事業 [2,127千円]・新規就農支援事業 [13,775千円]・農地集積促進事業 [4,795千円]・農業法人経営支援事業 [13,548千円]・農業経営体育成支援事業 [7,092千円]
経営安定対策の充実	<p>農林水産業者の経営安定や事業拡大などに必要な資金を、各種制度資金により融通するとともに、「農業者戸別所得補償制度」の円滑な導入を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・農業経営安定資金預託金 [400,000千円]・経営所得安定対策推進事業 [19,240千円]・営農維持対策支援事業 [271千円]・農業あきた緊急サポート資金利子補給事業 [31千円]・暴風害復旧支援資金利子等助成事業 [57千円]

[基本施策②] 農林水産業生産基盤の整備

指標	現況	27年度目標
ほ場 ^{※P32} 整備率(30a区画以上)	36.0% (21年度)	45.0%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
農業生産基盤整備の促進	<p>生産力を強化するため、ほ場^{※P32}の大区画化やため池、水路などの土地改良施設の整備を推進するとともに、ライスセンター^{※P32}など生産施設の整備を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・市単独土地改良事業補助金 [12,480千円]・県営土地改良施設等整備事業負担金 [36,790千円 左記のほか24年度繰越有]・農道舗装事業 [7,600千円]・ふるさと農道緊急整備事業 [24年度繰越]

林業生産基盤整備の促進	<p>生産コストの低減をはかるため、路網の整備や機械化を進めるとともに、木材の安定供給に向けた製材・加工施設の整備を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと林道緊急整備事業〔24年度繰越〕
漁業生産基盤整備の促進	<p>係留施設の安全性と機能性を保持するため、適切な維持管理を行うとともに、水産資源の維持・増大をはかる基盤整備を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船泊係留施設修繕経費〔370千円〕
農林水産業団体の機能強化	<p>農林水産業団体の指導体制と生産・販売力の強化に向けた取組への支援を行うとともに、組織・経営基盤の体质強化を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農指導員のスキルアップと農業技術指導の強化

[基本施策③] 農林水産物の生産振興

指 標	現 況	27年度 目標
農畜産物販売額 (21年度)	68億円	73億円

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
消費者ニーズに対応した米づくりの推進	<p>家庭用だけでなく業務用・加工用など、用途に応じてバランスのとれた品種構成の下で、品質・食味・安全性・生産効率の向上を基本とする米づくりを推進し、秋田米の市場流通シェアの向上に取り組みます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策推進事業〔19,240千円〕
園芸作物の生産振興	<p>園芸作物の飛躍的な生産拡大と产地化をはかるため、生産者の育成、相談・指導体制の充実、園芸施設等の導入支援、販路の拡大や開拓、マーケティングなど、一貫した支援を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸作物生産振興事業（生産基盤の整備および設備等の導入支援等）〔13,973千円〕 ☆戦略2-III 園芸作物担い手育成事業〔1,047千円〕 ☆戦略2-III 園芸作物販売促進支援事業（既存販路活用補助）〔1,165千円〕 ☆戦略2-III 園芸振興拠点施設整備事業〔288,113千円〕 ☆戦略2-III 重点品目产地づくり支援事業〔16,310千円〕
畜産の生産振興	<p>安全で高品質な畜産物を生産するため、家畜の改良増殖などを行い、適切な飼養管理の徹底による高付加価値な優良畜産物の生産を促進します。また、耕種農家と連携した飼料用米等の生産と利用を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良素牛等導入事業〔4,015千円〕 畜產生産拡大施設等整備支援事業〔2,734千円〕

優良農地 ^{*P32} の確保と効率的利用の促進	食料の安定供給と農業の持続的な発展をはかるため、将来にわたり優良農地 ^{*P32} を確保するとともに、未利用農地や耕作放棄地については、農用地としての有効活用をはかります。
	25年度の主な取組・事業 ・農地流動化地域総合推進事業 [289千円] ・農地法・農業振興地域制度等の適正な運用
生産技術等の普及指導体制の充実	県や農業協同組合と連携し、各種新技術の普及と定着をはかるとともに、試験研究機関や大学などと連携を進めます。林業については、森林施業 ^{*P32} の定着をはかるため、国・県等と連携しながら専門的技術の向上と情報の共有につとめます。
	新県都プラン事業 ・(仮称) 秋田市農林水産業振興戦略会議事業 25年度の主な取組・事業 ・園芸作物生産振興事業(指導・相談体制の整備) [8,340千円] ☆戦略2-III ・稲作・大豆生産振興事業 [634千円]
林業の生産振興	公共施設などにおける木材の利用促進につとめるとともに、建築材から木質バイオマス ^{*P32} 等まで、幅広い用途での森林資源の利活用を推進し、森林所有者に森林整備の共同化や合理化の指導・支援を行います。
	25年度の主な取組・事業 ・市有林事業 [129,659千円] ・森林整備地域活動支援事業 [22,900千円] ・公共建築物等木材利用促進事業 [24年度繰越]
漁業の生産振興	海や河川などの放流水域の漁場環境や資源状態、需給の動向などを踏まえ、対象魚種、放流規模などを調整し、安定した漁獲量と漁業資源の維持・拡大をはかります。
	25年度の主な取組・事業 ・栽培漁業定着推進事業 [324千円] ・内水面資源維持対策事業 [2,201千円]

[基本施策④] 生産・供給体制の構築

指標	現況	27年度目標
卸売市場における市内産農産物の占有率	1.2% (21年度)	6.6%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
安全・安心・新鮮な生産・供給体制の確立	安全・安心・新鮮な市内産農畜産物を安定的に提供するため、通年生産体制の構築を進めるとともに、生産力の強化をはかります。生産者と消費者の連携を強め、直売活動や学校給食への供給拡大など、市内産農産物のシェアの拡大をはかります。
	25年度の主な取組・事業 ・家畜衛生対策事業 [2,435千円] ・園芸作物販売促進支援事業(野菜残留農薬等検査補助) [715千円] ☆戦略2-III

農林水産業経営の複合化、多角化の推進	<p>経営の複合化・多角化に向けて意欲のある農林水産業者に対して、生産技術や経営技術、資金などの支援のほか、農林漁業者の経営能力のスキルアップを支援します。</p> <p>また、複合化や多角化に関する優良事例の紹介など積極的な情報提供につとめ、<u>6次産業化</u>^{*P32}や経営の複合化、多角化を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金等利子助成事業 [576千円] 6次産業化普及・啓発事業 [1,820千円] ☆戦略2-Ⅰ 6次産業化起業・事業拡大支援事業 [11,825千円] ☆戦略2-Ⅰ 6次産業化支援施設整備基本計画策定経費 [2,500千円] ☆戦略2-Ⅰ 6次産業化地域リーダー育成事業 [5,000千円] ☆戦略2-Ⅰ
<u>地産地消</u> ^{*P32} の推進	<p>安全・安心・新鮮な市内産農作物の情報を広く市民に提供し、生産者と消費者の交流を促進するとともに、学校給食への農産物の供給拡大に向けた体制整備や、外食・中食^{*P32}・加工業などの食品関連産業等との連携を促進し、地産地消の定着、拡大をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地産地消推進事業 [372千円]
情報のネットワーク化の推進と活用	<p>生産から加工・流通・販売に至る情報を相互に共有するネットワークの形成を促進し、産地と実需者^{*P32}および消費者の信頼関係を強化します。また、生産・販売情報等の迅速な伝達のため、農林業団体等と生産者間の情報網整備を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市園芸振興サポートネットワークの取り組み推進
<u>農商工連携</u> ^{*P32} の促進	<p>農林漁業者と商工業者のマッチングの機会の創出や、商品開発、販路開拓、事業展開の各ステージへの支援を強化します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化・農商工連携にかかる関係機関との連携強化
生産物のブランド化と販売競争力強化	<p>消費者や流通関係者のニーズをキャッチし、他産業と連携して秋田市オリジナルの商品を開発するとともに、インターネットなど多様な流通・販売チャネルを開拓し、販路拡大と顧客づくりを推進します。また、産地としての競争力強化のためのマーケティング活動等に関する取組を支援し、安定的な取引関係の構築を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ブランド化推進事業 [500千円] ☆戦略1-Ⅲ 6次産業化地域資源発掘事業 [2,113千円] ☆戦略2-Ⅰ 農産加工品等セールスプロモーション事業 [1,649千円] ☆戦略1-Ⅲ、2-Ⅰ
地域特産品の開発促進	<p>農林水産物を活用した商品化や技術の開発に向けた農業団体と大学、企業等との連携を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特産品認定事業

1章2節2項 豊かな農山村の形成

○農道整備などによる農業生産性の向上と生活環境の改善につとめるとともに、都市住民に対する農村からの情報発信や農村における受入・交流体制を整備し、農村の資源をいかした都市と農村の共生・対流を促進します。

[基本施策①] 農山村空間の形成

指 標	現 況	27年度目標
農道舗装率 (21年度)	10.3%	11.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
住みよい農村空間の整備	<p>人と自然環境との共存、調和をはかりながらより快適で住みやすい生活環境を実現するため、利便性の向上をはかる生活排水処理施設の整備や、生産活動に欠かせない農道、農業用ため池、用排水施設などの整備を推進します。また、老朽化したため池の改修や治山^{※P32}施設、森林などの整備を進め、人的被害や農地山地災害を防止し、農山村地域の安全・安心を確保します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・県営経営体育成基盤整備事業・県営ため池等整備事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・農地・水・農村環境保全向上活動支援事業 [9,119千円]・水と緑の森づくり事業 [16,798千円]・有害鳥獣駆除捕獲対策事業 [1,711千円]
生き生きとした農村の形成	<p>自然・景観・文化・産業・人材など様々な地域の資源を活用し、企業などの多様な主体の参画などによる農村の活性化の取組を支援することにより、生き生きとした農村の形成を目指します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・都市・農村交流促進事業 [300千円] ☆戦略3-Ⅱ
生産活動等を通じた多面的機能の保全	<p>農村地域の持つ国土保全機能などの多面的機能を維持していくため、農地や森林等の地域資源の維持・保全につとめ、耕作放棄地などの有効利用をはかるなど持続的で環境にやさしい生産活動を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全型農業直接支援対策事業 [800千円]・中山間地域等振興対策事業 [1,441千円]

[基本施策②] 都市と農村間の交流の促進

指 標	現 況	27年度目標
市民農園区画数 (21年度)	908区画	1,100区画

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
都市住民との交流の推進	<p>農村の豊かな農林資源などの自然をゆったりと樂しむ体験滞在型や、市民農園を活用した日帰りなど、多様なグリーン・ツーリズム^{*P32}を推進するため、受入体制の整備や農家民宿、農家レストランなど地域における新たな観光コンテンツづくりを支援し、都市と農村間の共生・対流を促進し、農村の活性化をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー農園整備事業（河辺地域） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市・農村交流促進事業〔300千円〕 ☆戦略3-Ⅱ ・農林水産施設管理費（市民農園管理経費）〔4,428千円〕 ・市民農園整備事業〔26,890千円〕
地域資源を活用したアグリビジネスの推進	<p>農山村における雇用の確保や所得の向上をはかるため、豊富な農林水産資源などの地域資源を活用した農林漁業者による加工・販売の取組や、加工・販売業者と連携したアグリビジネスの展開を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化地域資源発掘事業〔2,113千円〕 ☆戦略2-Ⅰ ・6次産業化実践モデル支援事業〔1,500千円〕 ☆戦略2-Ⅰ

[基本施策③] 森林の保全と活用

指標	現況	27年度目標
平成19年度以降の間伐実施面積 (国有林を除く)	2,591ha (21年度)	7,870ha

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
生産活動を通じた森林整備の推進	<p>森林施業の集約化などによる施業コストの低減や間伐材の利用を促進し、収益の確保と負担の軽減をはかり、施業意欲を向上させることにより、森林整備を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理長期委託制度導入調査費〔2,365千円〕 ・森林環境保全整備事業〔4,047千円〕
市民参加による森づくりの推進	<p>豊かな森林資源を保全するため、市民や企業などがボランティアとして森づくりに参加する機会を創出するとともに、環境に配慮した森づくりを推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林総合公園管理費〔11,050千円〕
森林病害虫対策の推進	<p>松くい虫被害の拡大防止のため、マツ林への薬剤散布や被害木の伐採処理等を進めるとともに、飛砂防止など重要な役割を担うマツ林の再生を促進します。ナラ枯れについては、早期発見のための監視体制を強化し、被害の拡大防止につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林病害虫等防除事業〔29,618千円〕

『1章2節 農林水産業の振興』の用語解説

認定農業者 (P26) : 経営改善に取り組む意欲のある農業者で「農業経営改善計画書」を市町村に提出し、認定を受けた者。

集落営農 (P26) : 個別の営農だけで集落をカバーできない場合、小規模な農家や兼業農家・高齢者にも「担い手」の一員になってもらい、共同で営農を行うこと。地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、組織の運営や経理などの面がしっかりとしていることが必要である。

ほ場 (P26) : 農作物を栽培する田畠などの農地。

ライスセンター (P26) : 乾燥機、粉碎機、選別機、貯蔵施設などの設備を有する共同乾燥調整施設。

優良農地 (P28) : 効率的な農作業ができる程度のまとまりがあり、高性能の農業機械による農作業が可能なおおむね30a 規模の区画を有する農地。

森林施業 (P28) : 森林内における植栽、下刈り、間伐、伐採などの一連の作業。

バイオマス (P28) : 農作物や木材など、再生可能な動植物に由来する有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭など化石資源を除いたもの。

6次産業化 (P29) : 農林水産物等および農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との融合をはかる取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの。

地産地消 (P29) : 地域の消費者ニーズに応える農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じた、生産者と消費者を結ぶ取組。

中食 (P29) : 家庭外で調理された食品を購入して持ち帰り、家庭の食卓で食べる食事の形態のこと。持ち帰り弁当、スーパー やコンビニエンスストアの弁当・惣菜、冷凍食品、出前、宅配ピザなどが含まれる。家庭内で調理して食べる「内食」、家庭外で調理されたものを家庭外で食べる「外食」との中間に位置することからきた造語。

実需者 (P29) : 農産物を実際に扱っている加工・惣菜・給食・外食・スーパーなどの農産物の買い手。

農商工連携 (P29) : 農山漁村地域における特色ある農林水産物、美しい景観などの資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者が互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

治山 (P30) : 荒廃した山地を健全な森林に復旧するため、植生を導入するための山腹工事や崩壊斜面に土留などの構造物を設置して行う事業。

グリーン・ツーリズム (P31) : 欧米で生まれた余暇利用の形態で、都市生活者が農村などに滞在し、農林漁業を体験したり、その地域の文化にふれたりすること。

1章 豊かで活力に満ちたまち

3節 交流人口の拡大



1章3節1項 観光振興の推進

- 本市が持つ魅力を最大限に引き出すとともに、旅行者のスタイルやニーズに対応した新たな観光メニューの開発や、通年・滞在型観光の促進に向けた施策に取り組みます。
- 本市ならではのオリジナリティあふれる観光戦略に取り組むほか、情報の受信・発信機能や誘客活動の強化、案内機能の充実をはかるとともに、観光客に対する質の高いホスピタリティ^{*P40}醸成につとめます。

[基本施策①] 観光資源の活用と整備の促進

指 標	現 況	27年度目標
年間宿泊客数	1,088,000人 (21年度)	1,300,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
観光資源の有効活用と新たな魅力の創出	<p>既存の観光資源を有効活用するとともに、新たな視点による隠れた観光資源などの掘り起こしを行い、観光客のニーズにあわせた活用や見せ方を工夫することで本市の持つ魅力を引き出します。また、まちあるき観光を本市の新たな観光スタイルとして確立させるための企画を進めるなど、本市ならではの観光戦略に取り組みます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">秋田市観光振興協働交付金（おもてなし推進事業）[1,390千円] ☆戦略3－I
通年・滞在型観光の確立	<p>年間を通じた本市への滞在を促進するため、四季折々の特色をいかした通年で楽しむことのできる施策を、各業界や民間団体などと連携して取り組み、本市を訪れてみたいと思わせるきっかけとなる都市イメージの確立を目指します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">まちあるき観光推進事業 [4,937千円] ☆戦略3－IIデスティネーションキャンペーン推進事業（秋田「食」のにぎわい博覧会2013）[10,500千円] ☆戦略3－III
伝統行事やイベントによる誘客推進	<p>竿燈まつり・土崎港曳山まつりをはじめとする各地域の伝統行事や、郷土芸能、文化交流イベントの振興と活性化をはかり、注目度や話題性を高めることで、一層の観光誘客につなげます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">太平川觀桜会補助金[300千円] ☆戦略3－II秋田市観光振興協働交付金（桜・つつじまつり事業）[3,927千円] ☆戦略3－II竿燈まつり振興事業[15,675千円]ヤートセ秋田祭支援事業[1,000千円]土崎港まつり開催事業費補助金[7,000千円]雄物川フェスティバル開催事業費補助金[12,500千円]
観光視点を取り入れた街並みづくり	<p>市民にとって住みよいことはもちろん、観光の視点を取り入れた、「住んでよし、訪れてよし」の街並みづくりを推進するとともに、市民や地域、事業者に対する良好な景観形成への意識啓発をはかります。</p>

25年度の主な取組・事業		
• バス車両活用情報発信事業 [3,500千円] ☆戦略1-II		
観光施設の運営		観光客が安心して快適に利用することができるよう、河辺・雄和地域にある観光施設について、秋田市観光施設再編方針に基づき、計画的に維持管理を進めます。 また、適切な施設運営につとめるとともに、利活用の促進をはかります。
新県都プラン事業		
• 岩見温泉補修・整備事業		
25年度の主な取組・事業		
• 観光施設維持管理経費 [46,480千円]		
大森山自然動物公園(仮称)の整備		大森山動物園と大森山公園を一体的に整備するため、以下の整備方針に基づき、事業を実施します。 ①自然とともに息づく動物園の再整備 ②新たな魅力による観光拠点としての再生 ③豊かな人間形成に資する体験学習の場の創出 ④資源循環システムの構築とエコへの挑戦 ⑤市民や企業と協働し成長し続けるつながりの構築
25年度の主な取組・事業		
• 大森山公園整備事業 [533,740千円] • エコ動物園推進事業 [3,538千円] ☆戦略4-I • 排泄物有効活用事業 [6,000千円] ☆戦略4-I		
大森山動物園の既存施設整備		動物園の運営に欠くことのできない施設・整備について老朽化に対応した整備を行います。
25年度の主な取組・事業		
• 動物園施設等整備事業 [28,465千円]		
大森山動物園ソフト事業の実施		人気のまんまタイムや動物解説を充実させ、動物の魅力ある行動展示を行うとともに、広告・PRの充実をはかります。
25年度の主な取組・事業		
• 動物園にぎわい創出事業 [6,924千円] ☆戦略3-II • 大森山動物園開園40周年記念事業 [2,700千円] ☆戦略3-II • 動物園入園者動向調査経費 [3,990千円]		
千秋公園の整備		県都秋田の顔であり、市民の憩いの場である千秋公園の魅力を高めるため、千秋公園再整備基本計画 ^{※P40} に基づき「水と緑と歴史的資質を活かした市民による公園づくり」をテーマとして、園内施設の再整備を進めるほか、歴史建造物の再建に取り組みます。
25年度の主な取組・事業		
• 千秋公園整備事業 [31,700千円]		

[基本施策②] 観光情報発信機能の充実

指標	現況	27年度目標
観光ホームページアクセス数	51,445件(注) (22年度)	120,000件

(注)22年8月に新規開設しており、現況値は22年度見込み。

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
I C T ^{*P40} 環境の整備・充実	<p>観光情報の受信と発信を的確かつ効果的に行うとともに本市の持つ魅力を余すことなく伝えるための重要な手段として、本市観光ホームページ「アキタツチ」を活用し、市民や観光客にとって親しみやすく、話題性のある情報源となるよう機能や内容を充実します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市観光振興協働交付金（観光情報ホームページ運用経費）[1,821千円] ☆戦略3-III
各種宣伝媒体による情報発信の強化	<p>観光パンフレットや観光ポスター、DVDなどの制作内容を充実するほか、旅行雑誌などを利用した宣伝を行います。</p> <p>また、新聞やテレビ、ラジオなどのメディアを活用するとともに、旅行会社などと連携しながら効果的な情報発信を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市観光振興協働交付金（観光プロモーション事業（宣伝広告）)[1,365千円] ☆戦略3-II 秋田市観光振興協働交付金（観光ガイドブック購入経費）[5,670千円] ☆戦略3-III 秋田市観光振興協働交付金（まちあるき観光推進事業）[473千円] ☆戦略3-II

[基本施策③] 誘客活動の促進

指標	現況	27年度目標
コンベンション ^{*P40} 開催件数	129件 (21年度)	170件

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
観光・物産PR活動の強化	<p>首都圏や大都市圏などにおけるイベントや物産展の実施、PRキャラバンの展開などにより、本市を効果的に売り込み、本市への注目度・関心度を高め来訪意欲を促します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市観光振興協働交付金（観光キャラバン、物産展等の開催）[5,796千円] ☆戦略3-II 観光プロモーション事業（竿燈PR公演ほか誘客活動）[8,290千円] ☆戦略3-II デステイネーションキャンペーン推進事業（首都圏集中キャンペーンほかDC推進活動）[14,970千円] ☆戦略3-III 観光おみやげ情報発信事業 [11,148千円]
コンベンション ^{*P40} 誘致の強化	<p>経済波及効果が高く地域の活性化をもたらすコンベンション^{*P40}の開催情報の収集や、誘致活動を強化し、各種大会や会議の誘致を積極的に推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市観光振興協働交付金（コンベンション誘致推進事業）[20,835千円] ☆戦略3-III 秋田市観光振興協働交付金（観光コンベンション推進事業補助金）[11,600千円] ☆戦略3-III

<u>インバウンド^{*P40}の促進</u>	<p>秋田空港発着の国際定期便を持つ韓国をはじめ、中国、香港、台湾などの東アジアからの観光誘客の拡大をはかるため、現地でのPR活動やメディアなどによる情報発信を進めます。</p> <p>また、外国人観光客が安心して観光ができるように、外国語版パンフレットの作成や観光施設などにおける表記の多言語化、案内機能の向上をはかります。</p>
25年度の主な取組・事業	
・韓国便誘客促進事業 [2,000千円]	

[基本施策④] 受入環境の整備

指標	現況	27年度目標
観光客の満足度数 (21年度)	80.33点	100点

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
観光案内機能の充実	<p>観光客がスムーズに移動・滞在ができ、安心して快適に観光を楽しむことができるよう、観光案内所の利便性向上や、携帯電話を活用した新たな案内サービスの提供など、案内機能の充実をはかるとともに、<u>まちなか^{*P40}</u>での情報提供機会の拡充を進めます。</p>
25年度の主な取組・事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市観光振興協働交付金（秋田市観光案内所等運営経費）[8,838千円] ☆戦略3—I ・デステイネーションキャンペーン案内体制整備事業 [6,039千円] 	
ホスピタリティ ^{*P40} の醸成	<p>観光関係事業者や市民一人ひとりのおもてなし度を高めるための育成・支援を行い、観光客に優しい地域づくりを進め、観光客の満足度アップとリピーターの増加をはかります。</p>
25年度の主な取組・事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルカムミュージック事業 [3,000千円] ☆戦略3—I 	

1章3節2項 にぎわいの創出

- 中心市街地^{※P40}を居住や集会、文化活動も含む多機能都市空間として整備するため、公共交通の充実によるアクセス性の向上や、回遊性の高い快適な歩行者空間の形成、まちの楽しさや親しみやすさを演出する集客力のあるソフト施策の展開など、関係者との連携をはかりながら、その再生とにぎわい創出に向けた取組を進めます。
- 若い世代のまちづくりの担い手による新しいイベントの開催や、活動の幅を広げるネットワークづくりを積極的に支援します。
- 道の駅となつたポートタワー周辺においては、飲食機能や物販機能を強化するとともに、切れ目なくイベントを開催することなどにより、さらなるにぎわいの創出につとめます。
- スポーツをまちづくりの核として、市民の連帯意識や郷土愛の醸成といった絆づくりを促すことで、地域の活性化をはかります。

[基本施策①] 中心市街地の活性化

指標	現況	27年度目標
中心市街地 ^{※P40} における歩行者・自転車通行量(休日) (22年度)	35,034人	42,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
中心市街地活性化基本計画 ^{※P40} の推進	<p>中心市街地^{※P40}の再生とにぎわい創出をはかるため認定中心市街地活性化基本計画^{※P40}に基づき、計画内容のフォローアップを行いながら、各種個別事業の計画的実施につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画推進経費 [4,500千円] ☆戦略1—I ・ 中心市街地にぎわい創出事業 [29,989千円] ☆戦略1—I ・ 油谷コレクション活用推進事業 [13,142千円] ☆戦略1—I
中通一丁目地区市街地再開発事業 ^{※P40} の実施	<p>千秋公園と一体となった街なかオアシスを開発コンセプトに、文化と交流の拠点として、商業施設、公共公益施設、広場、大規模公共駐車場、居住施設を整備する市街地再開発組合を支援します。そのうち、市は、広場、駐車場、公共公益施設としての秋田市にぎわい交流館を取得し、中心市街地^{※P40}のにぎわい創出につとめます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地再開発事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ にぎわい交流館等施設管理費 [148,310千円] ☆戦略1—I
中心市街地パーク・アンド・ライド ^{※P40} の推進	<p>中通一丁目地区市街地再開発事業^{※P40}を契機に、駐車場共通ポイントカードシステムによる中心市街地^{※P40}主要駐車場のネットワーク化に加え、乗り降り自由の循環交通としてのタウンビークル^{※P40}を運行することで、中心市街地パーク・アンド・ライド^{※P40}を確立し、来街者が回遊しやすい環境を整備します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地循環バス運行事業 [8,491千円] ☆戦略1—I

中心市街地 ^{※P40} における商業活性化の支援	<p>中心市街地^{※P40}における商業集積を促進し、商業の活性化によるまちのにぎわいづくりをはかるため、商店街などにおける空き店舗への入居や、大型商業施設の空きテナントへの入居を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地商業集積促進事業 [194,110千円] ☆戦略 1－I
秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 ^{※P40} の促進	<p>秋田駅前にふさわしい魅力ある土地利用を促進するため、より効率的かつ実現性の高い事業推進方策を指導しながら、早期事業完了をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行者および関係機関との協議・調整
秋田駅周辺のにぎわい創出とまちづくりイベントへの支援	<p>秋田の顔である秋田駅周辺のにぎわい創出につながる施策を展開するとともに、若い世代のまちづくりの担い手を育て、市民のまちづくりへの参加意欲を向上させるため、中心市街地での新たなまちづくりイベントに対して事業費の一部を助成します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て・学び・文化サテライト関係経費 [24,830千円] 公共建築物等木材利用促進事業 [24年度繰越]
アルヴェを主会場とした官民連携イベントの実施	<p>秋田駅周辺の活性化をはかるため、J R・N H Kなどと市が連携し、それぞれが持つ施設や人材、組織力などの資源を最大限にいかした賑わいづくりイベントを開催します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民連携秋田駅周辺活性化事業 [9,500千円] ☆戦略 1－I

[基本施策②] 地域のにぎわい拠点の充実

指 標	現 況	27年度目標
ポートタワー来館者数	771,919人 (21年度)	1,300,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの魅力向上	<p>指定管理者制度^{※P40}の活用により、民間の手法をいかした柔軟で効率的な施設運営を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター管理運営経費 [81,343千円] 道の駅「あきた港」にぎわい創出事業 [1,613千円] ☆戦略 3－II 海フェスタ開催経費 [4,000千円]
スポーツホームタウンの推進	<p>本市を本拠地として、トップレベルで活躍するスポーツクラブを核としたまちづくりにより、地域の活性化をはかります。</p> <p>また、地元のクラブチームを応援することを通じて、地域への愛着を深める機会を創出するとともに、地域のにぎわいづくりを進めます。</p>

25年度の主な取組・事業
・スポーツホームタウン推進事業 [7,805千円] ☆戦略1－IV

『1章3節 交流人口の拡大』の用語解説

ホスピタリティ (P34, 37) : 訪れた人をやさしく迎え入れ、もてなすことでやすらぎを与えること。

千秋公園再整備基本計画 (P35) : 平成9年に本市が策定した千秋公園再整備の基本方針となるマスタープラン。

I C T (P36) : Information and Communication Technology の略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来の I Tにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。

コンベンション (P36) : 各種大会や会議、博覧会、見本市など、物、知識、情報の交流の場となる催し。

インバウンド (P37) : 海外から日本へ観光客を誘致すること。

まちなか (P37) : 住宅や商店が集積している市街地。

中心市街地 (P38, 39) : 平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域(約119ha)。

中心市街地活性化基本計画 (P38) : 中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣認定を要件として市町村が作成する計画書。

市街地再開発事業 (P38, 39) : 都市再開発法に基づき、一定街区の敷地を統合して、共同建築物の建て替えと緑地や広場など公共の空地を確保し、快適で安全な都市環境を再生する事業。

タウンビークル (P38) : 中央街区内を循環する乗り降り自由のマイクロバス。高齢者を始めとした多くの市民が中心市街地を訪れ、街歩きを楽しめるよう導入を予定している。

中心市街地パーク・アンド・ライド (P38) : 共通ポイントカードにより中心市街地の駐車場をネットワーク化し、当該駐車場周辺のエリアをタウンビークルが巡回することで、車を利用して中心市街地へ出かける人は、中心市街地内の駐車場を利用し、そこからタウンビークルを活用して中心市街地内での所用地に向かうことができるようになる本市独自の取組。これにより、特定の駐車場への入庫待ち車両が減少し、中心市街地内の交通渋滞の解消、ひいては二酸化炭素削減が期待できる。なお、一般的な「パーク・アンド・ライド」とは性格を異なるものである。

指定管理者制度 (P39) : 公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、利用者サービスの向上と経費の削減をはかることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これにより、公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体が担うことが可能となった。

2章 縁あふれる環境を備えた快適なまち 1節 環境との調和

節	項	基本施策	施策
1	1 環境保全の推進	①自然環境保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の保全 ○市民活動の支援
		②環境汚染防止策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○大気環境の保全 ○水質環境の保全 ○生活環境の保全 ○ダイオキシン類や有害化学物質の監視および発生抑制 ○大気中のアスベスト濃度の監視および発生抑制
		③環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・学習の支援 ○環境活動の支援
	2 循環型社会の推進	①廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭から出るごみの減量・リサイクルの促進 ○事業者から出るごみの減量・リサイクルの促進
		②ごみ減量活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のごみ減量活動の支援
		③廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集の実施 ○ごみの適正処理の実施 ○不法投棄防止対策の推進 ○廃棄物処理施設等の監視・指導 ○し尿などの適正処理の実施
	3 地球温暖化への対応	①地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止の促進 ○林業の低炭素社会への貢献
		②新(省)エネルギー等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・事業所への導入支援 ○公共施設への導入推進 ○環境付加価値の活用推進 ○バイオマスエネルギーの普及推進
		③環境関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○環境関連企業の誘致および起業支援

2章 1節 1項 環境保全の推進

- 環境学習や環境活動などを通じた市民一人ひとりの環境問題に対する高い意識の醸成をはかるほか、引き続き大気や水、生活環境の保全につとめます。
- 市民との役割分担のもと、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収、災害の防止など、様々な公益的機能を持つ農地や森林の保全を進めます。

[基本施策①] 自然環境保護の推進

指 標	現 況	27年度目標
市民活動支援団体数 (21年度)	3団体	5団体

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
生物多様性の保全	<p>これまでの秋田市内の自然環境調査のデータについて、大学などの専門機関と連携をはかりながら、データベースやマップ化など、市民が利用しやすい形に整理することにより、本市の自然環境資源について、生物多様性の保全にも配慮しながら、市民にわかりやすく、適切な活用をはかっていくための環境整備を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田市自然環境調査データ活用事業 [121千円]
市民活動の支援	<p>秋田市自然環境保全条例※P48に基づき、市民活動計画で認定した市民団体の活動を周知・支援するとともに、その活動内容を紹介しながら、新たな市民活動団体の立ち上げを促進します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自然環境保全経費 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自然環境保全・環境学習推進経費（市民活動）[659千円]

[基本施策②] 環境汚染防止策の推進

指 標	現 況	27年度目標
環境基準※P48の達成度 (20年度)	96.45%	97.00%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
大気環境の保全	<p>大気環境を保全するため、大気常時監視システム※P48の機能充実をはかり、大気汚染状況の的確な監視につとめるとともに、工場などへの立入調査を行います。</p> <p>また、リアルタイムで得られた監視データや環境情報をインターネットで広く市民に発信し、大気環境の保全に役立てます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・大気環境の保全事業 [16,756千円]

水質環境の保全	<p>水質環境を保全するため、河川や地下水などの水質を調査し、汚染の状況や経年変化を監視とともに、工場などへ立入調査を行います。 また、得られたデータを公開し、環境に対する市民の意識を喚起し、水質保全に役立てます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境の保全事業 [16,541千円]
生活環境の保全	<p>身近な生活環境を保全するため、工場などから発生する騒音、振動および悪臭について、発生源に対する指導を行います。 また、道路の騒音や振動を調査し、必要な場合には道路管理者などに要請や要望を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全事業 [2,100千円]
<u>ダイオキシン類^{※P48}や有害化学物質^{※P48}の監視および発生抑制</u>	<p>ダイオキシン類^{※P48}や有害化学物質^{※P48}による汚染を防止するため、大気、水質、土壤中の濃度を監視し、発生源となる工場などへの立入調査を行います。 また、調査結果を公表し、自主規制を促します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類調査経費 [2,993千円]
<u>大気中のアスベスト^{※P48}濃度の監視および発生抑制</u>	<p>アスベスト^{※P48}による健康被害を防止するため、大気中の濃度を監視とともに、アスベスト^{※P48}除去作業の指導を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気・水質等環境保全経費 [1,658千円]

[基本施策③] 環境教育・学習の推進

指標	現況	27年度目標
市が実施する環境教育・学習事業への参加者数	2,064人 (21年度)	2,600人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
環境教育・学習の支援	<p>環境にやさしい人づくりを進めるため、環境学習の場を支援すると同時に、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とし、環境に対する意識の向上をはかるための各種啓発を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全・環境学習推進経費(環境学習) [1,807千円]
環境活動の支援	<p>ごみ減量・リサイクル、地球温暖化防止など、他の団体の模範となるような環境学習・活動、保全活動を実践している団体を支援するとともに、秋田市環境活動推進協議会と連携をはかりながら、実施団体の交流と活動の活性化を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全・環境学習推進経費(環境活動) [114千円]

2章 1節 2項 循環型社会の推進

- 循環型社会^{※P48}の構築に向け、市や市民、地域、事業者の適正な役割分担のもと、市全体でごみの減量やリサイクルの推進に関する取組を強化し、地域資源の総合的な利活用促進と環境負荷の低減につとめるとともに、引き続き廃棄物の適正処理を進めます。

[基本施策①] 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進

指 標	現 況	27年度目標
事業系一般廃棄物の年間排出量 (資源化物を除く)	43,420t (21年度)	41,767t(注) (24年度)

(注)24年度達成目標であるが、25年度も引き続き達成を目指す。

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
家庭から出るごみの減量・リサイクルの促進	<p>廃棄物の発生抑制と適正分別やリサイクルの推進をはかるため、地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する「資源集団回収」の実施団体および回収業者に対し、奨励金を交付します。また、粗大ごみの戸別収集や定曜日に家庭からごみ集積所に排出される古紙を回収し、再資源化を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ減量対策事業（資源集団回収推進事業） [16,454千円]・粗大ごみ戸別収集事業 [41,395千円]・古紙ステーション回収システム支援経費 [14,046千円]
事業者から出るごみの減量・リサイクルの促進	<p>事業所のごみの排出実態を調査し、減量・リサイクルについて訪問指導するとともに、事業系一般廃棄物の抑制・再利用および再生利用・減量化に積極的に取り組む事業者を対象に優良事業者表彰を行うなど、啓発を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ減量対策事業（事業系ごみ減量・分別啓発事業）[105千円]

[基本施策②] ごみ減量活動の促進

指 標	現 況	27年度目標
市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 (資源化物を除く)	606g (21年度)	556g(注) (24年度)

(注)24年度達成目標であり、達成後に国・県等の動向を踏まえた27年度目標を新たに設定する。

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
市民のごみ減量活動の支援	<p>市民にごみ減量・リサイクルへの取組を促すことを目的に、市民団体を対象としたタウンミーティングを開催します。また、市民意識調査を実施し、より効果的な施策展開をはかるとともに、秋田市の清掃事業に関する公表資料である「清掃事業概要」を作成します。</p>

新潟都プラン事業
・一般廃棄物減量事業（ごみダイエット作戦）
25年度の主な取組・事業
・ごみ減量対策事業（家庭系ごみ減量・分別啓発事業）[4,071千円] ・生ごみ減量促進事業 [4,000千円]

[基本施策③] 廃棄物の適正処理の推進

指 標	現 況	27年度目標
不法投棄件数	295件 (21年度)	230件

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
ごみ収集の実施	<p>ごみ集積所に排出された家庭ごみ、資源化物を安全かつ確実に収集します。</p> <p style="background-color: #333; color: white; text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集運営費 [902,974千円] ・ごみ集積所巡回事業 [3,336千円] ・ごみ集積所設置費補助事業 [29,461千円]
ごみの適正処理の実施	<p>総合環境センターのごみ処理施設を安全、安定的に運転し、環境負荷の低減に配慮したごみの適正処理を行います。また、今後、老朽化が進むごみ処理施設の設備機器を計画的に改修、整備し、延命化をはかります。</p> <p style="background-color: #333; color: white; text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設運営費 [1,617,570千円] ・溶融施設大規模改修事業 [530,000千円]
不法投棄防止対策の推進	<p>広報などによる啓発、職員・委託によるパトロール、不法投棄監視員やカメラの活用、関係機関との連絡会などにより、不法投棄防止をはかります。</p> <p style="background-color: #333; color: white; text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策経費 [14,442千円]
廃棄物処理施設等の監視・指導	<p>廃棄物処理施設設置者や処理業者などへの立入検査等を行い、廃棄物の不適正処理の防止をはかります。</p> <p style="background-color: #333; color: white; text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設等の監視・指導経費 [6,680千円]
し尿など ^{※48} の適正処理の実施	<p>汚泥再生処理センターで環境負荷の低減に配慮したし尿などの適正処理を行います。</p> <p style="background-color: #333; color: white; text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設運営費 [157,621千円]

2章 1節 3項 地球温暖化への対応

- 本市地球温暖化対策実行計画に定める家庭および事業所の温室効果ガス^{※P48}の排出抑制に向けた取組や活動を促進するほか、太陽光、風力、小水力^{※P48}などの新エネルギー^{※P48}設備やLED^{※P48}照明などの省エネルギー設備の導入を進めます。
- バイオマス^{※P48}などの環境関連技術のほか、グリーン電力証書^{※P48}や排出権取引^{※P48}などの環境付加価値^{※P48}を総合的に活用した環境関連産業の振興につとめます。

[基本施策①] 地球温暖化対策の推進

指 標	現 況	27年度目標
温室効果ガス排出量	355万8千t-CO ₂ (19年度)	280万t-CO ₂

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地球温暖化防止の促進	<p>地球温暖化防止対策の必要性やその手法を普及啓発するとともに、具体的な取組につながるような施策・事業を通じて、市民および事業者などからの温室効果ガス排出削減をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進経費〔1,859千円〕 ・町内防犯灯LED化事業〔200,000千円〕 <p style="color: blue;">☆戦略4－I</p>
林業の低炭素社会への貢献	<p>間伐などの森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジット化して取引する、オフセット・クレジット^{※P48}の取組を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット制度活用推進経費〔1,545千円〕 <p style="color: blue;">☆戦略4－III</p>

[基本施策②] 新(省)エネルギー等の導入促進

指 標	現 況	27年度目標
住宅用太陽光発電システム設置件数	330件 (21年度)	1,850件

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
家庭・事業所への導入支援	<p>本市の温室効果ガスの削減をはかるため、各種助成制度などを通じて市民・事業者の新(省)エネルギー施設・設備の導入を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電普及促進事業〔31,207千円〕 <p style="color: blue;">☆戦略4－I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メガソーラー事業〔36,900千円〕 <p style="color: blue;">☆戦略4－I</p>
公共施設への導入推進	本市の温室効果ガス削減の取組を先導していくため、市民や事業者の民間活力も取り入れながら、公共施設への新(省)エネルギー施設・設備の積極的な導入をはかります。

25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎再生可能エネルギー等導入事業 [119,340千円] ☆戦略4-Ⅰ コミュニティ施設再生可能エネルギー等導入事業 [37,604千円] ☆戦略4-Ⅰ 市民サービスセンター再生可能エネルギー等導入事業 [2,686千円] ☆戦略4-Ⅰ あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業 (スマートシティ情報統合管理基盤運用経費) [32,352千円] ☆戦略4-Ⅰ あきたスマートシティ地域ESCO事業 [9,255千円] ☆戦略4-Ⅰ メガソーラー事業 [36,900千円] ☆戦略4-Ⅰ 中学校再生可能エネルギー等導入事業 [110,909千円] ☆戦略4-Ⅰ 市立体育館再生可能エネルギー等導入事業 [54,178千円] ☆戦略4-Ⅰ
環境付加価値 ^{※P48} の活用推進	
	新(省)エネルギー施設・設備の導入促進とあわせ、温室効果ガス排出削減クレジット(オフセット・クレジット ^{※P48} (J-VER)や国内クレジット ^{※P48})などの環境付加価値 ^{※P48} の活用をはかります。
バイオマス ^{※P48} エネルギーの普及推進	
	<p>稲わらなどから生産したバイオエタノール、木質ペレットなど、温室効果ガスの排出削減に貢献する新エネルギーの普及、啓発につとめます。</p> <p>また、農業用施設の省エネルギー化を促進し、二酸化炭素の排出削減につとめます。</p>
25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業 (木質ペレット活用モデル推進経費) [8,400千円] ☆戦略2-Ⅰ、4-Ⅱ

[基本施策③] 環境関連産業の振興

指 標	現 況	27年度目標
環境関連企業の誘致件数	0 件 (21年度)	1 件以上

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
環境関連企業の誘致および起業支援	環境関連企業の誘致や起業化を促し、新規雇用の創出にもつながるよう、新エネルギー ^{※P48} の事業化等、環境関連産業の振興をはかります。
25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業 (木質ペレット活用モデル推進経費) [8,400千円] ☆戦略2-Ⅰ、4-Ⅱ あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業 (あきたスマートシティ・プロジェクト推進協議会運営費) [12,992千円] ☆戦略4-Ⅱ メガソーラー事業 [36,900千円] ☆戦略4-Ⅰ あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業 (情報発信関連経費) [2,453千円] ☆戦略4-Ⅱ

『2章1節 環境との調和』の用語解説

秋田市自然環境保全条例 (P42)：自然環境の保全や回復、創造に関する、市や事業者、市民の責務を明らかにし、自然環境の保全などに関する必要な事項を定めることにより、市民が親しむことのできる身近で良好な優れた自然環境を確保することを目的とする条例。

環境基準 (P42)：環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」のこと。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤汚染などについて定められている。

大気常時監視システム (P42)：市内各地の大気測定期に配置された測定機の測定値をリアルタイムに収集し、大気の状況を監視するシステム。

ダイオキシン類 (P43)：発がん性や免疫・生殖への影響があるといわれている物質。

有害化学物質 (P43)：人間の健康や生態系に悪影響をおよぼす化学物質の総称。

アスベスト (P43)：石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれる、天然に存在する纖維状の鉱物。吸い込んだ纖維が肺の組織に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になる。

循環型社会 (P44)：廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進、適正処分の確保によって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

し尿など (P45)：くみ取りされた、し尿と浄化槽汚泥の混合液をいう。

温室効果ガス (P46)：二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線を一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

小水力 (P46)：ダムによらない水車などを利用した小規模の水力発電。

新エネルギー (P46, 47)：新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）で指定されている太陽光発電や風力発電など10種類の石油代替エネルギー。

L E D (P46)：Light Emitting Diode の略で、発光ダイオード（順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子）のこと。発熱によるエネルギー消費の大きい電球に代わる新しい屋内・屋外照明材料として期待されている。

バイオマス (P46, 47)：農作物や木材など、再生可能な動植物に由来する有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭など化石資源を除いたもの。

グリーン電力証書 (P46)：再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を、取引可能な証書にしたもの、またはそれを用いる制度。

排出権取引 (P46)：温室効果ガスの全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割りつけておき（排出権制度）、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組み。

環境付加価値 (P46, 47)：二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない発電や取組を金銭的価値として評価したもの。

オフセット・クレジット (P46, 47)：環境省が創設した「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」に基づき、国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量をクレジットとして第三者機関が認証・発行したもの。「オフセット・クレジット（J-V E R）」はカーボン・オフセット等に活用が可能で、市場において取引がなされ、金銭的な価値を持つ。プロジェクトの実施者は、このクレジットを売却することにより、収益を上げることが可能。

国内クレジット (P47)：経済産業省が創設した「国内クレジット制度」に基づき、中小企業等が大企業等から資金や技術の提供を受けて削減した二酸化炭素の排出量をクレジットとして第三者機関が認証・発行したもの。認証された二酸化炭素削減量（国内クレジット）は、資金や技術を提供した大企業等が自ら削減したとみなすことができる。大企業等は、中小企業等の二酸化炭素削減量をクレジットとして買い取り、自社の二酸化炭素削減目標の達成等に使用する。中小企業等は、クレジットを大企業等に売却することにより、設備投資を回収す

る。市場における流通・取引のため、売却先が特定されないオフセット・クレジット（J－VER）に対し、国内クレジットは、売却先を特定する相対取引となる点が異なる。

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

節	項	基本施策	施策
2	1 秩序ある都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> - ①土地区画整理事業の実施 - ②開発指導の実施 - ③都市緑化の促進 - ④景観の向上 - ⑤墓地・斎場の整備と維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田駅東第三地区土地区画整理事業の実施 ○秋田駅西北地区土地区画整理事業の実施 ○その他の地区の土地区画整理事業の実施 ○市街化区域の開発指導 ○市街化調整区域の開発指導 ○河辺・雄和地域の開発指導 ○都市緑化の推進 ○都市公園の整備 ○良好な景観の形成 ○秩序ある都市環境の形成 ○まちづくりルールの導入支援 ○墓地の整備と維持管理 ○斎場の整備と維持管理
	2 住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> - ①良質な住宅の確保 - ②建築指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な住宅および良好な住環境の形成 ○まちなかへの居住の促進 ○既設市営住宅の改修 ○中高層建築物の紛争予防への支援 ○建築物の安全性向上の推進と既存建築物の防災対策の促進
	3 上下水道サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> - ①安全な水の安定供給 - ②生活排水の適切な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管整備事業 ○浄水場などの施設改良 ○配水幹線の整備 ○河辺地域送水施設の整備 ○雄和地域送配水管等の整備 ○公共下水道の整備 ○合流式下水道の改善 ○処理場の将来検討 ○水洗化率の向上 ○農業集落排水の整備 ○浄化槽の整備
	4 道路整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> - ①幹線道路の整備 - ②地域内道路の整備と維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備 ○国道整備の促進 ○地域内道路の整備 ○電線共同溝の整備 ○道路の維持補修の実施 ○道路の緑化整備
	5 交通機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> - ①広域交通機能の向上 - ②公共交通ネットワークの強化 - ③バス交通機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道の充実 ○秋田港の充実 ○秋田空港の充実 ○公共交通ネットワークの強化 ○市民の移動手段の確保 ○生活バス路線の維持
	6 情報通信環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> - ①情報通信環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信基盤の整備促進

2章2節1項 秩序ある都市環境の形成

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、森林、農用地などを保全しながら、都心への高次都市機能の集積、市内7地域の地域中心^{*P64}への都市機能、生活サービス機能の誘導などにより、投資効果が高いコンパクトな市街地形成につとめます。
- 宅地開発と建物の建設に対して、計画的に周辺と調和するよう指導するとともに、住宅が密集し道路や公園などが不足する地区の重点的整備を継続的に進め、良好な生活環境の形成につとめます。
- 優れた景観をつくり育てていくため、市民が景観まちづくりに参加しやすい環境整備を進め、地域の主体的な取組を支援しながら、市民協働による景観づくりの推進につとめます。
- 水と緑の公的空間の確保や、誰にでもやさしく、安心して自由に利用できる公園の整備を推進します。

[基本施策①] 土地区画整理事業の実施

指標	現況	27年度目標
土地区画整理事業 ^{*P64} 施行地区内の宅地整備面積	127,536m ² (21年度)	188,000m ²

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
秋田駅東第三地区土地区画整理事業 ^{*P64} の実施	<p>秋田駅東第一、第二地区の北側に隣接する区域内における都市計画道路^{*P64}、区画道路^{*P64}、特殊道路^{*P64}、公園などの都市基盤施設の整備と密集市街地の土地の整形等を行い、良好な生活環境の形成をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田駅東第三地区土地区画整理事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田駅東第三地区土地区画整理事業（都市計画道路/区画道路築造、建物移転等）[1,449,888千円]
秋田駅西北地区土地区画整理事業 ^{*P64} の実施	<p>秋田駅西口の北側に位置する区域内に、都市計画道路^{*P64}、区画道路^{*P64}、特殊道路^{*P64}、公園などの都市基盤を整備し、商業、居住など、多様な都市機能の集積が可能となる、秋田駅周辺にふさわしい市街地の形成をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田駅西北地区土地区画整理事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・秋田駅西北地区土地区画整理事業（建物移転等）[162,630千円]
その他の地区的土地区画整理事業 ^{*P64} の実施	<p>都市計画決定されている土地区画整理事業^{*P64}のうち、事業未着手および一部未着手地区（8地区、392ha）については、事業の実現性や地区の実情を検証して、市街地環境の整備手法のあり方を検討します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地環境の整備手法のあり方検討

[基本施策②] 開発指導の実施

指標	現況	27年度目標
市街化区域 ^{*P64} 低未利用地 ^{*P64} 面積	763ha (20年度)	728ha

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
市街化区域 ^{*P64} の開発指導	<p>市街化区域^{*P64}においては、秋田市宅地開発に関する条例^{*P64}に基づき、自然環境との調和をばかりながら、道路や公園、調整池などの公共施設と一体となった宅地開発が計画的に行われるよう指導します。また、最新の情報を提供するため、旧秋田市の都市計画図などを更新します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土基本図等修正経費 [800千円] ・都市計画図更新経費 [4,500千円]
市街化調整区域 ^{*P64} の開発指導	<p>市街化調整区域^{*P64}の開発については、都市計画法の許可基準に照らし合わせ、都市計画などの方針や地域の実情を勘案したうえで、個別具体的に対応します。</p> <p>また、市街化調整区域^{*P64}の大規模開発については、市街地の外延的拡大を防ぐため、基本的に抑制します。</p> <p>なお、農林業施策との調整をはかりながら、既存集落の維持・活性化に資する都市計画制度の導入を検討します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新秋田都市計画区域マスターplan策定事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土基本図等修正経費 ・都市計画図更新経費 ・市街化調整区域における新たな都市計画制度の導入検討
河辺・雄和地域の開発指導	<p>区域区分^{*P64}が定められていない河辺都市計画区域の開発については、無秩序なスプロール的開発^{*P65}を規制するため、1,000m²以上の面積の開発行為について、市街化区域と同一の基準で公共施設の整備などが行われるよう指導します。</p> <p>また、計画的な土地利用の誘導に向けて、線引き都市計画区域である秋田都市計画区域との統合を検討します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田都市計画区域との統合の検討

[基本施策③] 都市緑化の促進

指標	現況	27年度目標
公園愛護協力会 ^{*P65} が管理する公園数	336公園 (21年度)	410公園

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
都市緑化の推進	<p>緑豊かなうるおいとやすらぎのある都市環境の形成を目指し、市民協働のもと、「秋田市緑の基本計画^{*P65}」に基づき、都市緑化の推進と緑化意識の向上をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくり活動支援基金関係経費 [875千円]

<p><u>都市公園</u>^{※P65}の整備</p>	<p>誰もが身近な公園として、安全安心して利用できるよう「秋田市緑の基本計画^{※P65}」に基づき、地域のニーズを取り込みながら、公園のバリアフリー化や遊具の更新を行います。 また、大規模公園の修繕を計画的に行います。</p>
25年度の主な取組・事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園バリアフリー化事業（桜第一街区公園） 〔3,200千円〕 ☆戦略5-III ・吸収源対策公園緑地事業（牛島第一街区公園） 〔9,400千円〕 ・公園遊具施設長寿命化等整備事業（樅山城南町第二児童遊園地ほか）〔18,000千円〕 ・太平山リゾート公園等施設改修経費（クアドーム屋上防水修繕等）〔9,400千円〕 ・大森山公園整備事業〔533,740千円〕 ・大森山公園利用促進事業〔605千円〕

[基本施策④] 景観の向上

指標	現況	27年度目標
景観まちづくり活動団体数	1団体 (21年度)	5団体

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
良好な景観の形成	<p>良好な景観の形成をはかるため、建築物などの建築行為の届出による意匠・形態の規制、敷地内緑化の誘導を行うとともに、景観上重要な建造物・樹木の保存に対する支援および市民啓発につとめます。 良好な景観形成や、風致^{※P65}の維持、公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の掲出について規制、誘導につとめます。</p>
	<p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物等保存事業費補助金 〔7,000千円〕 ☆戦略1-II
秩序ある都市環境の形成	<p>風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、樹木などの伐採などの規制、誘導により、良好な自然環境を保全するとともに、秩序ある都市環境の形成をはかります。 また、地区計画^{※P65}区域内の建築物の用途、構造および敷地に関する規制、指導により、適正な都市機能と健全な都市環境の保全につとめます。</p>
	<p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な都市機能と健全な都市環境の保全
まちづくりルール ^{※P65} の導入支援	<p>良好な住環境の形成のため、市民がまちづくりに参加しやすい環境整備を進め、景観まちづくり地区^{※P65}や地区計画^{※P65}など、地域住民が自ら定めるまちづくりルール^{※P65}の導入を支援し、市民協働によるまちづくりの推進につとめます。</p>
	<p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成事業（景観まちづくり活動支援） 〔4,177千円〕

[基本施策⑤] 墓地・斎場の整備と維持管理

指 標	現 況	27年度目標
墓地管理手数料の収納率 (21年度)	99.52%	100%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
墓地の整備と維持管理	<p>市民の墓地需要にこたえるため、計画的に市営墓地の整備をはかります。 また、ゆとりとやすらぎの持てる環境整備につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部墓地整備事業 ・市営墓地管理費〔37,972千円〕
斎場の整備と維持管理	<p>市民の火葬需要にこたえるため、斎場の整備をはかります。 また、円滑な火葬業務を行うため、施設の適切な維持管理につとめます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎場改築事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎場改築事業〔1,600千円〕 ・斎場火葬炉維持改修経費〔9,600千円〕 ・斎場管理費〔88,939千円〕

2章2節2項 住宅環境の整備

- 住宅のバリアフリー^{※P65}・耐震化^{※P65}、環境負荷軽減などを促進するとともに、市民の住環境の維持保全につとめます。
- 市営住宅については、耐震化^{※P65}などにより長寿命化をはかるとともに、まちなかなど入居要望が高い地域における市営住宅の充実を目指します。

[基本施策①] 良質な住宅の確保

指 標	現 況	27年度目標
最低居住面積水準 ^{※P65} 未満世帯率 (20年度)	4.3%	0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
良質な住宅および良好な住環境の形成	<p>住生活の向上をはかるため、地域の住宅事情や特性を踏まえた秋田市住生活基本計画^{※P65}を策定します。また、木造住宅の耐震化^{※P65}促進のため、市民を対象に耐震診断および耐震改修工事に関する説明会や、マンション管理セミナーを開催するとともに、住宅のバリアフリー^{※P65}化の推進などにより、良好な住環境の整備をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本計画推進経費（住宅マスタープラン推進事業） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本計画推進経費〔181千円〕 ・住宅リフォーム支援事業〔148,000千円〕
まちなか ^{※P65} への居住の促進	<p>まちなか^{※P65}への居住を促進するため、中心市街地^{※P65}への公的賃貸住宅の供給について検討します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地への公的賃貸住宅供給の検討
既設市営住宅の改修	<p>既設市営住宅の給水設備および関連施設の改善を行い、住宅の長寿命化をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設市営住宅改修経費〔45,870千円〕 ・既設市営住宅建替事業〔411千円〕

[基本施策②] 建築指導の実施

指 標	現 況	27年度目標
耐震化 ^{※P65} 率 (20年度)	77.85%	85%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
中高層建築物の紛争予防 ^{※P65} への支援	<p>中高層建築物の紛争予防^{※P65}を支援し、良好な生活環境や魅力あるまちづくりを実現するため、住民自らが建築計画などのルールを定めることができます。建築協定^{※P65}など、まちづくりルールの周知をはかります。</p>

25年度の主な取組・事業	
	・まちづくりルールの周知
建築物の安全性向上の推進と既存建築物の防災対策の促進	<p>住宅・建築物のストック情報を総合的に管理、提供することにより審査・検査体制の強化や違反建築物の是正指導の強化をはかり、安全安心な建築物の確保を推進します。</p> <p>また、バリアフリー^{※P65}化や耐震化^{※P65}および環境負荷軽減に関する市民への啓発や助言により、既存建築物の防災対策を促進します。</p>
25年度の主な取組・事業	
	・木造住宅耐震改修等事業〔1,620千円〕

2章2節3項 上下水道サービスの提供

- 引き続き経費の節減や料金の適切な徴収につとめるとともに、施設の耐震化^{※P65}を計画的に進め、給水量に応じた施設規模の適正化をはかりながら、より一層良質な水道サービスの提供に取り組みます。
- 未普及地域においては、公共下水道、農業集落排水および浄化槽の各手法により、地域特性などを考慮した整備を進めるとともに、老朽化施設の更新にあたっては、他の事業や事業主体との連携も視野に入れた経済的で効率的な方法を検討します。
- 経営基盤の安定のため、経費の節減や使用料の適切な徴収につとめるとともに、戸別訪問などによる一層の啓発活動により水洗化率の向上をはかります。

[基本施策①] 安全な水の安定供給

指 標	現 況	27年度目標
有効率 ^{※P65}	91.1%	94.0%

(21年度)

(計画期間内に実施する施策)

施 策 名	取組内容
配水管整備事業	<p>安全な水道水を安定して供給し続けるため、老朽管の更新、配水管の整備および鉛製給水管の交換を行うとともに、必要箇所に流量計、水圧計およびバルブ等を設置し、配水ブロック化^{※P65}を推進します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水管整備事業 [1,267,000千円]
浄水場 ^{※P66} などの施設改良	<p>災害に強くより安定的な水道水の供給を目指し、浄水場^{※P66}等基幹施設の耐震補強を行うとともに、電気・機械、計装設備などを計画的に整備更新します。</p> <p>また、仁井田浄水場について、将来の全面更新に向けた検討を進めます。</p> <p style="text-align: center;">新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設改良事業（河辺地域） <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設改良等事業 [543,978千円] ・仁井田浄水場更新事業 [25,000千円]
配水幹線の整備	<p>災害に強くより安定的な水道水の供給を目指し、各配水ブロックに水道水を安定的に供給するための配水幹線を整備します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水幹線整備事業 [482,000千円]
河辺地域送水施設の整備	<p>河辺地域における安定給水確保のため、ろ過設備のない和田浄水場を廃止し、松渕浄水場^{※P66}から水を送るための送水管やポンプなどの施設を整備します。</p>
雄和地域送配水管等の整備	<p>雄和地域における安定給水確保のため、老朽化が進んでいる雄和地域の浄水場を廃止し、仁井田浄水場から送水するための送配水施設を整備します。</p> <p style="text-align: center;">新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仁井田・雄和送水施設整備事業 <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄和地域送配水管等整備事業 [139,000千円]

[基本施策②] 生活排水の適切な処理

指 標	現 況	27年度目標
汚水処理人口普及率 (21年度)	94.6%	97.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
公共下水道の整備	<p>汚水の適切な処理、トイレの水洗化といった生活環境の改善や、河川などの公共用水域の水質保全のため、計画的に事業を推進します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道管渠建設事業（河辺地域） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠建設事業（未普及解消下水道） [1,235,000千円]
合流式下水道 ^{*P66} の改善	<p>雨天時汚水の処理能力や送水能力の増強により、未処理下水の放流回数と汚濁負荷量の削減をはかるほか、きょう雜物除去装置を設置するなど、「秋田市合流式下水道緊急改善計画^{*P66}」に基づいた改善対策を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠建設事業（水質保全下水道） [149,500千円]
処理場の将来検討	<p>今後、老朽化による改築更新が必要となる公共下水道および農業集落排水の処理施設について、処理区の統合や各種事業間の連携も視野に入れ、経済性、効率性を考慮した将来計画を検討します。</p>
水洗化率の向上	<p>下水道への接続に関して、従来から実施してきた郵送による依頼に加え、職員の戸別訪問による依頼を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水洗化の促進（公共下水道） [23,916千円] ・水洗化の促進（農業集落排水） [14,813千円] ・水洗化の促進（浄化槽） [276千円]
農業集落排水の整備	<p>農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持および農村生活環境を改善し、あわせて公共用水域の水質保全をはかることを目的に、金足処理区の整備を行うとともに、老朽化した処理施設の機能回復をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業（金足地区、雄和新波地区） ※太平・柳田地区は、事業手法を変更し、公共下水道および市設置型浄化槽により整備を実施。 ・汚泥減量化促進事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金足農業集落排水事業 [10,000千円] ・農業集落排水施設機能強化事業 [3,800千円]
浄化槽の整備	<p>生活排水による公共用海域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の改善をはかることを目的に、秋田県生活排水処理施設整備構想^{*P66}に基づき浄化槽の設置を行います。</p> <p>生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、下水道</p>

事業計画区域、農業集落排水整備地域および個別排水処理整備地域以外で、住宅に浄化槽を設置する市民に対して、設置費用を助成します。

25年度の主な取組・事業

- ・浄化槽整備推進事業 [17,480千円]
- ・浄化槽設置整備事業 [794千円]

2章 2節 4項 道路整備の推進

○市域における道路網全体としての機能が発揮されるよう整備を進めるほか、道路の安全性の確保、バリアフリー^{※P65}などの機能性の向上につとめるとともに、既存道路についても適切な維持管理につとめます。

[基本施策①] 幹線道路の整備

指 標	現 況	27年度目標
都市計画道路 ^{※P64} の整備率 (整備延長／計画延長)	75.0% (21年度)	77.5%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
都市計画道路 ^{※P64} の整備	<p>都市の骨格をなす都心・市街地・外周部の三環状道路^{※P66}とこれらを結ぶ放射状道路を軸に、道路ネットワークの強化・充実をはかるため、都市計画道路^{※P64}を整備するとともに、秋田県が事業主体となって行う都市計画道路^{※P64}の整備費用の一部を負担します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・県施行街路事業負担金（合併支援道路関連）・街路事業（割山南浜線）・幹線道路整備事業（大浜上新城線） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・幹線道路整備事業（割山南浜線）[1,500千円]・地方道路交付金事業（外旭川新川線、泉外旭川線、千秋久保田町線、秋田環状線）[894,911千円]・県施行街路事業負担金 [18,807千円]
国道整備の促進	<p>国の直轄事業である国道の整備促進に向けた取組を進めます。 (国道7号下浜道路、秋田南バイパス、国道13号河辺拡幅)</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・国道整備の促進

[基本施策②] 地域内道路の整備と維持管理

指 標	現 況	27年度目標
道路整備状況の満足度	69.8% (20年度)	75.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地域内道路の整備	<p>高齢者、障がい者を含むすべての人に安全で快適な道路環境を提供するため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良および舗装新設を行うとともに、老朽化が著しい橋りょうの架け替えを進めます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・道路改良事業（東萱森線、鹿野戸安養寺線、中の沢線、芝野橋線）・橋りょう整備事業 本田妙法線本田橋

	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良事業（市道鹿野戸安養寺号線ほか） 〔366,443千円〕 ・橋りょう整備事業（本田橋）〔100,000千円〕
<u>電線共同溝^{※P66}の整備</u>	<p>安全で快適な歩行空間と災害時の緊急輸送路を確保するとともに、都市景観の向上をはかるため、電線類の無電柱化を推進します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝整備事業（川尻八橋線） 〔15,000千円〕
道路の維持補修の実施	<p>道路機能を保持し、安全に通行できる空間を確保するため、橋りょうや地下道、側溝などの道路施設を適切に補修・改良することにより、施設の保全と延命化をはかります。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路維持修繕事業（山王中島町1号線ほか） 〔339,900千円〕 ・地下道等改修事業〔77,600千円〕 ・側溝改良事業（ポプラ団地4号線ほか） 〔219,000千円〕 ・道路橋長寿命化修繕計画策定事業〔25,800千円〕 ・橋りょう修繕事業〔348,254千円〕
道路の緑化整備	<p>街路樹の適切な維持管理により、都市の景観向上や環境保全、交通安全など、道路利用者や沿線住民に快適な緑の空間を提供します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路緑化整備事業〔26,463千円〕

2章2節5項 交通機能の充実

- 秋田港におけるシーアンドレール構想^{※P66}を推進するとともに、幹線道路、鉄道、航路および航空路など広域交通機能の充実をはかります。
- 交通による環境負荷の軽減につながる公共交通の利用を促進するとともに、誰もが利用しやすい公共交通の実現と市民の移動手段の確保につとめます。

[基本施策①] 広域交通機能の向上

指標	現況	27年度目標
秋田駅年間乗降客数	8,435,880人	8,436,000人
秋田港フェリー年間利用者数	66,164人	66,000人
秋田空港年間利用者数	1,072,339人 (21年)	1,072,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
鉄道の充実	<p>鉄道機能の充実をはかるため、県や沿線の市町村と連携をはかり、在来線である奥羽・羽越両本線における高速化と複線化を働きかけるとともに、泉・外旭川地区への新駅について検討します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉・外旭川新駅(仮称)整備効果等調査経費 [5,000千円]
秋田港の充実	<p>秋田港の利用促進をはかるため、県とともに港湾整備を進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施行秋田港整備事業負担金 [13,000千円] ・秋田港コンテナ航路開設促進事業 [18,478千円] ☆戦略2-II
秋田空港の充実	<p>秋田空港の国際化や空港機能の充実をはかるため、秋田～ソウル間の国際定期便の利用を促進するとともに、全国の空港所在市町村と連携をはかり、国内外の航空ネットワークの維持と充実を働きかけます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田臨空地区物流機能拡充事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空ネットワークの維持・充実の働きかけ

[基本施策②] 公共交通ネットワークの強化

指標	現況	27年度目標
バス案内サービス年間アクセス件数	229,268件 (21年度)	254,000件

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
公共交通ネットワークの強化	<p>過度なマイカー依存から脱し、交通による環境負荷を軽減するため、北部市民サービスセンターへのバス乗り入れやバス情報提供の充実などにより、交通結節点における乗り継ぎの利便性向上と公共交通の利用促進をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性向上・利用促進

[基本施策③] バス交通機能の確保

指 標	現 況	27年度目標
年間利用者数	7,744,468人 (21年度)	6,450,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組 内容
市民の移動手段の確保	<p>秋田市公共交通政策ビジョン※P66に基づき、地域特性や利用状況に応じた公共交通体系や高齢社会におけるバス利用の利便性向上について検討するとともに、郊外部における不採算路線について、市が事業主体となるマイタウン・バスを運行することにより、市民の移動手段の確保をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス交通総合改善事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス交通総合改善事業 [161,100千円] ☆戦略5－IV
生活バス路線の維持	<p>生活バス路線は、市民生活を支える重要な移動手段であることから、バス事業者に対して路線再編や利便性向上を促すとともに、運行にかかる経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線維持対策経費 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線維持対策経費 [63,632千円]

2章2節6項 情報通信環境の充実

○情報通信環境整備を適切に進めるため、通信事業者などと連携を密にし、技術開発の状況などを見据えながら広く方策を検討していくことで、より多くの市民が情報通信技術発展の恩恵を享受できるように取り組みます。

[基本施策①] 情報通信環境の整備

指標	現況	27年度目標
F T T H ^{*P66} (超高速ブロードバンドサービス)世帯普及率 (22年度)	28.0%	44.0%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
情報通信基盤の整備促進	情報通信技術の進展により、快適で便利な市民生活を送るうえでの重要性が高まる一方、地域や市民の情報通信環境に格差が生じていることから、関係機関と協力し、市内の情報通信基盤の整備促進につとめます。 また、テレビ視聴にかかる市内の情報格差をなくすため、デジタル化により新たに発生するテレビ難視聴地域における共同受信施設 ^{*P66} の整備を進め、テレビ難視聴地域の解消につとめます。
25年度の主な取組・事業	
・テレビ難視聴解消事業 [12,254千円]	

『2章2節 都市基盤の確立』の用語解説

7地域の地域中心 (P51)：中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域のそれぞれの拠点となる地域レベルの中心地区をいう。

土地区画整理事業 (P51)：土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地一部提供）により、公共用地を生み出すことで、道路や公園等公共施設の整備改善と宅地の利用増進をはかる事業。

都市計画道路 (P51, 60)：都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

区画道路 (P51)：土地区画整理事業により整備される生活道路。

特殊道路 (P51)：自転車、歩行者専用道路。

市街化区域 (P51, 52)：都市計画区域のうち、都市住民に健康で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動を確保するために、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画法に基づいて計画決定された区域。

低未利用地 (P51)：本来的な利用形態でなく、平面駐車場など利用の度合いが低い土地をいう。

秋田市宅地開発に関する条例 (P52)：優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを促進し、良好な住環境の整備をはかることを目的とした条例。

市街化調整区域 (P52)：市街化区域に対し、市街化を抑制する区域として、都市計画法に基づいて計画決定された区域。

区域区分 (P52)：都市計画区域を、市街化を促進する「市街化区域」と抑制する「市街化調整区域」に区分し、都市計画決定すること。

スプロール的開発 (P52) : 開発行為により市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

公園愛護協力会 (P52) : 公園の草刈り、清掃および見回りなどを自主的に行う、地域の町内会などで結成された団体のこと。

秋田市緑の基本計画 (P52, 53) : 平成20年に策定した緑地の保全および緑化の推進に関する本市の基本計画。

バリアフリー (P53, 55, 56, 60) : 高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消などに加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

都市公園 (P53) : 都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園・緑地。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした総合公園や、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園など、14種類の都市公園がある。

風致 (P53) : 市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然景観などを保護すること。

地区計画 (P53) : 人々の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性をいかしたまちづくりを定めた計画。

景観まちづくり地区 (P53) : 景観計画区域内にあって、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区または景観法第11条第1項の規定による住民提案により景観計画を変更した地区で景観条例の規定により定められる地区。

まちづくりルール (P53) : 都市計画法や建築基準法により定められているまちづくりのルールから一步踏み込んだ、地区独自の都市景観や地区計画、建築協定など住民自らが定めるまちづくりや街並みに関するルール。

耐震化 (P55, 56, 57) : 昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたりする改修工事や建て替えなどを行うこと。

最低居住面積水準 (P55) : 世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。

秋田市住生活基本計画 (P55) : 平成18年に新たに施行された住生活基本法に基づき、新秋田市住宅マスターplanを改定し策定する市民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する基本的な計画。

まちなか (P55) : 住宅や商店が集積している市街地。

中心市街地 (P55) : 平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域（約119ha）。

中高層建築物の紛争予防 (P55) : 中高層建築物の建築に伴って生じる日照の阻害、風害、電波障害、工事中の騒音および振動など、近隣居住者と中高層建築物建築主との間の紛争予防をいう。本市では、平成11年に秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例を定めている。

建築協定 (P55) : 地区住民が全員の合意によって、建築基準法上の一般的な規制以上の独自ルールを定めて、これをお互いに守りあっていくことで良好な生活環境を維持しようとする協定。

有効率 (P57) : 1年間の総給水量に占める、有収水量（水道料金として徴収できる水の量）と有効無収水量（消防用水など水道料金として徴収はできないが有効に活用された水の量）の合計の割合。

配水ブロック化 (P57) : 市街地全体に網の目状に埋設されている水道管を河川や道路、鉄道、地盤高などで区分けし、整備対象地域の面的整備を進めるもの。

浄水場 (P57) : 水源から取水した原水をきれいにして、飲料水をつくる施設。

合流式下水道 (P58) : 汚水と雨水と同じ下水管で集めて処理する方式。

秋田市合流式下水道緊急改善計画 (P58) : 雨天時に合流式下水道から未処理の汚水が雨水とともに河川等へ流れ出る問題を、速やかに集中的に改善することを目的に策定した計画。

秋田県生活排水処理施設整備構想 (P58) : 公共下水道、農業集落排水および浄化槽等の生活排水処理施設の整備に関する秋田県のマスタープラン。

三環状道路 (P60) : 本市の中心部から外側に向かって以下の3つの環状をなす道路。

【都心環状道路】都市計画道路のうち、川尻広面線、明田外旭川線、秋田環状線、臨海新川向線、川尻総社線などによって、都心の外側で環状を形成する道路。

【市街地環状道路】御所野追分線（国道7号および13号）、横山金足線などによって市街地の外側で環状を形成する道路。

【外周部環状道路】秋田外環状道路（秋田自動車道）、南部中央線、新屋豊岩線、国道7号南バイパス、秋田港口部横断道路（秋田港の飯島と向浜地区を結ぶ構想道路）、大浜上新城線などによって都市の外周部で環状を形成する道路。

電線共同溝 (P61) : 電力線や通信線などの電線類を道路の地下空間に共同で収容するための施設。

シーアンドレール構想 (P62) : トラック輸送や海上輸送だけに頼らず、海上輸送（SEA）と鉄道輸送（RAIL）を組み合わせて、効率よくコンテナ貨物を輸送するもの。

秋田市公共交通政策ビジョン (P63) : 将来にわたり持続可能な公共交通を実現するために、本市の公共交通の将来像を示し、その実現に向かって市民・交通事業者・行政各々の役割を定めたもので、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画。

F T T H (P64) : Fiber To The Home の略で、光ファイバーを一般家庭に引き込むことで、大容量のデータ通信を超高速で利用できるブロードバンドサービス。

共同受信施設 (P64) : 個別アンテナによってテレビ電波を受信するのではなく、共通のアンテナでテレビ電波を受信し、有線ケーブルによって多数の家庭に放送を送る施設。

3章 健康で安全安心に暮らせるまち 1節 安全な生活の実現

節	項	基本施策	施策
1	1 危機管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> - ①危機管理体制の構築と防災拠点の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災体制の整備 ○防災機能の整備 ○危機管理体制の充実強化 ○防災情報の提供 ○市民防災活動の促進 ○災害ボランティアの受け入れ体制の確保 ○災害時要援護者情報の提供 ○緑やオープンスペースの整備・確保 ○災害対応体制の充実
		<ul style="list-style-type: none"> - ②水害・土砂災害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の改修と環境整備 ○国、県管理河川の整備促進 ○浸水対策の実施 ○急傾斜地崩壊対策の促進
		<ul style="list-style-type: none"> - ③大規模事故の予防策の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設などの査察の徹底と自主保安管理体制の強化
		<ul style="list-style-type: none"> - ④健康危機の防止体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康危機への対応力の強化 ○新興感染症対策の強化
	2 雪に強いまちの確立	<ul style="list-style-type: none"> - ①雪に強いまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道消融雪設備の整備 ○融雪施設の改良 ○防雪柵等の整備
		<ul style="list-style-type: none"> - ②地域における除排雪体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○除排雪機械などの貸出しの実施
		<ul style="list-style-type: none"> - ③道路除排雪の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な道路除排雪の実施 ○除排雪関連情報の収集
	3 防犯・交通安全体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> - ①地域防犯の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯活動の推進 ○町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援 ○犯罪被害者等に対する支援の実施
		<ul style="list-style-type: none"> - ②交通安全対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全対策の推進 ○放置自転車対策の推進 ○交通安全施設等の整備

3章 1節 1項 危機管理体制の確立

- 関係機関をはじめとする広域的な連携や、民間企業・NPO^{※P75}などとの防災協定の拡充など、様々な災害や危機に対応可能な体制を構築するほか、雨水管整備などを計画的に進めるとともに、各種ハザードマップ^{※P75}の作成や災害の種別に応じた緊急救援物資の備蓄を進めます。
- 地域での防災力を高めるため、情報伝達環境を充実させるほか、防災への意識啓発を行うとともに、自主防災組織^{※P75}の活性化をはかり、行政・関係機関・地域が一体となって地域防災を支える体制づくりに取り組みます。
- 防災機能の整備や、防災拠点空間としての活用を視野に入れた整備を行うとともに、地域防災を支える体制づくりの基盤として、良好な都市環境の創造と保全を行い、安全で災害に強いまちづくりを進めます。

[基本施策①] 危機管理体制の構築と防災拠点の整備

指標	現況	27年度目標
自主防災組織 ^{※P75} などによる防災訓練参加者数 (21年度)	1,768人	3,870人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
防災体制の整備	<p>本市の防災活動を総合的かつ計画的に推進するため、高齢化の進行や都市構造の変化に的確に対応しながら、市の災害対応の中心となる災害対策本部の機動性の確保や関係機関との連携を強化するとともに、緊急救援物資の供給など各種団体や企業との援助協定による応援体制の強化につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・避難標識設置経費 [17,162千円]
防災機能の整備	<p>市と地域が一体となって防災活動が行える環境を整備するため、自主防災組織^{※P75}に対する防災資機材の助成を行うほか、災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、非常食をはじめとする生活用品などの緊急救援物資を、人口割合や年齢構成などの地域特性を考慮して、市民サービスセンターやコミュニティセンターなどの公共施設に分散備蓄するとともに、災害用トイレの設置など、公共施設への防災機能の整備を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・災害対策緊急救援物資備蓄事業 [6,070千円]
危機管理体制の充実強化	<p>市民生活に重大な影響を及ぼす事件や事故などの様々な危機から市民の生命や財産を守るために、危機管理計画に基づき、危機の未然防止につとめるとともに、全庁統一的な即応体制の強化をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域防災計画修正経費 [11,051千円]
防災情報の提供	<p>平常時からの防災意識の向上と警戒時の安全で的確な避難行動を実現するため、災害危険区域や避難場所など地域の防災情報を盛り込んだハザードマップ^{※P75}を引き続き作成するとともに、東日本大震災を踏まえ、大津波による人的被害を防ぐために指定した津波避難ビル等についても、市民への周知をはかります。</p> <p>また、迅速で確実な各種防災情報の提供と共有のため、防災ネットあきた^{※P75}をより高度化するほ</p>

	<p>か、防災行政無線などの情報伝達手段の整備につとめます。</p>
	<p style="text-align: center;">新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線整備事業
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードマップ作成経費 [8,911千円] ・防災ネットあきた運用経費 [4,095千円] ・津波避難ビル等の周知 ・防災行政無線移動系通信システム整備事業 [10,793千円] ・災害対策本部情報システム等整備経費 [32,400千円] ・秋田県総合防災情報システム整備事業負担金 [4,334千円]
市民防災活動の促進	<p>自助・共助・公助の理念の下、市と地域が一体となつた救護や救援を行える組織の育成と強化をはかるため、市民への広報活動などにより、若年層を含めた自主防災組織^{*P75}の結成を促すとともに、地盤特性に応じた防災活動や組織の活性化などに関する個別指導をはじめ、各種防災研修会や防災訓練などを通じて、市民が主体となった防災活動の促進につとめます。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織育成事業 [1,523千円]
災害ボランティアの受入体制の確保	<p>災害時に被災者支援を行うボランティアの活動拠点として、関係機関との連携をはかりながら、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会^{*P75}を中心とした災害ボランティアセンターを設置し、炊き出し、食事の提供、災害支援物資の仕分けなどを行う一般ボランティアの活動を支援します。 また、医療活動や建物の応急危険度判定^{*P75}などをを行う専門ボランティアの受入窓口を開設するとともに、その活動を支援します。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの受入体制の確保
災害時要援護者情報の提供	<p>障がい者や要介護認定者、ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者に関する情報を自主防災組織^{*P75}および町内会、民生委員・児童委員^{*P75}に提供し、災害時の避難支援活動に役立てます。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画推進経費（災害時要援護者の避難支援プラン関係経費分） [1,469千円]
緑やオープンスペース ^{*P75} の整備・確保	<p>災害時の避難場所や救護活動の拠点として、また、市街地火災時の延焼防止機能など、防災上、有効な施設として活用するため、都市公園^{*P75}をはじめ、緑やオープンスペース^{*P75}の整備・確保につとめます。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑やオープンスペースの整備・確保
災害対応体制の充実	<p>災害発生時における被害の軽減をはかるため、災害規模に応じ、消防相互応援協定^{*P75}や緊急消防援助隊^{*P75}受援体制などを有効に活用します。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防相互応援協定や緊急消防援助隊受援体制などの有効活用

[基本施策②] 水害・土砂災害対策の実施

指標	現況	27年度目標
都市浸水対策達成率 (21年度)	46.2%	49.0%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
河川の改修と環境整備	<p>流下能力の向上をはかるため、準用河川などについて改修を行います。また、大雨時の水害防止と川沿いの環境整備をはかるため、<u>河道閉塞部</u>^{*P75}の<u>浚渫</u>^{*P75}などを行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業（普通河川古川）[38,200千円] ・河川環境整備事業 [29,500千円]
国、県管理河川の整備促進	<p>国、県が管理する1級・2級河川の整備促進に向けた取組を進めます。（雄物川、新城川ほか）</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県管理河川の整備促進
浸水対策の実施	<p>雨水管や雨水貯留浸透施設の整備など、集中豪雨により発生する浸水被害への対策を講じます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管渠建設事業（浸水対策下水道）[595,500千円]
急傾斜地崩壊対策の促進	<p>急傾斜地の崩壊による土砂災害を未然に防止するため、<u>擁壁</u>^{*P75}工事や<u>法面</u>^{*P75}工事などの対策工事の促進につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金（寺内大小路ほか）[10,900千円]

[基本施策③] 大規模事故の予防策の整備

指標	現況	27年度目標
国へ報告を要する危険物事故等の発生割合 (21年度)	0.4%	0.1%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
危険物施設などの査察の徹底と自主保安管理体制の強化	<p>危険物施設や石油コンビナート施設の査察を徹底し、<u>防災管理者</u>^{*P76}などに対し自主保安管理体制の強化を指導するとともに、企業との連携をはかり、危険物災害の未然防止につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物災害等未然防止対策

[基本施策④] 健康危機の防止体制の整備

指 標	現 況	27年度目標
危機管理訓練の回数 (22年度)	3回	3回

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
健康危機 ^{*P76} への対応力の強化	<p>「秋田市保健所危機管理基本指針^{*P76}」に基づき整備したマニュアルを適宜見直し、模擬訓練を実施し実効性を確保します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理訓練の実施
新興感染症 ^{*P76} 対策の強化	<p>新興感染症^{*P76}関連マニュアルを適宜見直すとともに、関係機関と連携をはかります。また、訓練や人材育成により、感染症^{*P76}発生時に疫学調査・情報収集など専門的対応ができる体制を整備します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症予防事業〔1,369千円〕

3章 1節 2項 雪に強いまちの確立

- 除雪機械の台数確保や道路区分に応じて作業の優先順位を設定するなど、効率的かつ効果的な除雪作業につとめるとともに、堆雪場の適正配置をはじめとする雪国に適した雪対策施設の整備を進めます。
- 市民一人ひとりが担う役割と責任を明確にし、ともに支えあい、助けあう地域づくりの必要性について市民の理解を得ながら、行政、関係機関、地域が一体となつた雪に強いまちづくりを推進します。

[基本施策①] 雪に強いまちづくりの推進

指標	現況	27年度目標
融雪施設改修箇所 (18~22年度)	9箇所	19箇所

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
歩道消融雪設備の整備	冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、 <u>消融雪施設</u> ^{※P76} が整備された歩道のネットワーク化を推進します。
融雪施設の改良	坂道などに設置されている融雪施設の機能維持をはかるため、老朽化した施設の補修や改良を行います。また、交通量など社会情勢に変化があった場合には、融雪施設の整備やそのあり方について検討します。
防雪柵等の整備	<p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・融雪施設改良事業（秋田港四ツ谷線ほか） [177,200千円] <p>冬期における道路の吹き溜まりなどの防止や視程障害^{※P76}の緩和をはかるため、防雪柵を整備し、車両および歩行者の通行の安全を確保します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・防雪柵等整備事業（四ツ小屋大通1号線） [56,409千円]

[基本施策②] 地域における除排雪体制の構築

指標	現況	27年度目標
除雪機械の貸出件数 (21年度)	14件	30件

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
除雪機械などの貸出しの実施	町内会や地域が共同で排雪作業を行う際に、ダンプトラックや積み込み機械を無償で貸し出すほか、生活道路や歩道除雪を実施する町内会などに対し、ハンドガイド式小型ロータリ除雪機などを貸し出します。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小型除雪機械の貸し出し、除雪機械の更新
[19,457千円] |
|--|---|

[基本施策③] 道路除排雪の実施

指 標	現 況	27年度目標
道路の除雪に関する市民の満足度	40.2% (20年度)	50.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
効率的な道路除排雪の実施	<p>安全で円滑な冬期道路交通と歩行者空間を確保するため、適正な機械の配備や堆雪場の配置などにより作業効率の向上をはかるほか、除雪車両の出動基準や排雪作業の実施基準を定めた道路除排雪の基本計画に基づき、早期除雪と計画的な排雪作業を実施します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除雪関係経費 [1,000,000千円]
除排雪関連情報の収集	<p>市内各地域に居住する市職員が、地域情報員として、雪に関する情報収集を行います。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除排雪関連情報の収集

3章 1節 3項 防犯・交通安全体制の確立

- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防犯意識の高揚をはかるため、市民一人ひとりの意識啓発につとめます。
- 警察、市、地域などがそれぞれの役割を果たしながら、緊密に連携し、効果的な防犯活動に取り組むとともに、防犯体制のさらなる強化につとめます。

[基本施策①] 地域防犯の強化

指標	現況	27年度目標
防犯灯設置数（累積）	28,123灯 (21年度)	29,000灯

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
防犯活動の推進	<p>安全で安心な地域社会を実現するため、防犯意識の普及啓発につとめます。また、自主的な防犯活動を実施する団体の活動を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・防犯活動推進経費 [1,061千円]
町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援	<p>夜間通行の安全と犯罪防止のため、防犯灯の設置を進めます。設置にあたっては、環境に配慮し <u>LED</u> ^{※P76}防犯灯の導入も含め整備します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・まちあかり・ふれあい推進事業 [68,961千円]
犯罪被害者等に対する支援の実施	<p>犯罪被害者等に対する支援として、総合的な対応窓口を設置し、各種相談業務を行うほか、犯罪被害者等支援に関わる各種機関・団体と連携協力し、地域における犯罪被害者等支援のネットワークを構築します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援推進計画の実施 [74千円]

[基本施策②] 交通安全対策の実施

指標	現況	27年度目標
市内の交通事故死者数	9人 (21年)	7人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
交通安全対策の推進	<p>地域の交通安全を担う秋田市交通指導隊 ^{※P76}の活動を推進するとともに、各種団体と連携をはかり、効果的な交通安全活動を展開します。</p> <p>また、幼児および高齢者などを対象にした交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及啓発をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・交通安全対策経費 [16,001千円]
放置自転車対策の推進	自転車等放置禁止・規制区域をはじめ公共の場所における自転車の放置防止に取り組むとともに、自転車等駐車場の適切な管理・運営を行い、良好な都市環境の確保につとめます。

	25年度の主な取組・事業
	・放置自転車対策等経費〔38,700千円〕 ・自転車等駐車場安全対策事業〔3,300千円〕
交通安全施設等の整備	交通事故の減少を目指し、カーブミラーや道路照明灯など交通安全施設の整備を進めます。
	25年度の主な取組・事業
	・交通安全施設等整備事業〔106,600千円〕

『3章1節 安全な生活の実現』の用語解説

N P O (P68) : Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

ハザードマップ (P68) : 災害時における的確な避難行動や被害の低減をはかるため、予測される自然災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度および避難施設などの情報を示した地図。

自主防災組織 (P68, 69) : 地域の防災力を最大限に發揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

防災ネットあきた (P68) : 登録者に対して市内における避難勧告や避難指示などの緊急情報を電子メールなどで配信する本市の情報提供システム。

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 (P69) : 市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

応急危険度判定 (P69) : 人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。

民生委員・児童委員 (P69) : 民生委員と児童委員を総称するときの表記。民生委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って社会福祉にかかわる相談に応じ、様々な支援を行なう地域のボランティアであり、民生委員法に基づいて配置されている。民生委員は、児童福祉法の規定に基づき児童委員を兼ねており、児童委員として、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、必要な援助を受けられるようにするなどの活動をしている。

都市公園 (P69) : 都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園・緑地。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした総合公園や、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園など、14種類の都市公園がある。

オープンスペース (P69) : 緑地や広場を含む公共の空地。

消防相互応援協定 (P69) : 秋田県内各消防本部相互の広域応援体制を確立し、大規模災害や特殊な災害が発生した場合に、有効に対処することを目的とした消防組織法に基づく協定。

緊急消防援助隊 (P69) : 阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年度に創設されたもので、指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊・消火部隊・救助部隊・救急部隊・後方支援部隊・特殊災害部隊・特殊装備部隊・航空部隊・水上部隊と多岐にわたる精鋭部隊から構成されている。

河道閉塞部 (P70) : 河床に堆積した土砂などにより、流水機能が十分に確保されていない箇所。

しづんせつ
浚渫 (P70) : 河床に堆積した土砂などを、掘削して水深を深くすること。

ようへき
擁壁 (P70) : がけ地や傾斜地の段差が崩れないように保護する壁のこと。

のりめん
法面 (P70) : 土の傾斜面のこと。

防災管理者 (P70) : 石油コンビナート等災害防止法で定める一定数量以上の石油や高圧ガスなどを貯蔵し取り扱う事業所において、災害の発生と拡大の防止に関する業務などを統括管理する者。

秋田市保健所危機管理基本指針 (P71) : 市民の生命・健康の安全に関する危機管理を迅速かつ的確に実施することを目的として、非常時に本市が行う具体的な事項を定めた指針。

健康危機 (P71) : 生命および健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態。

新興感染症 (P71) : 鳥インフルエンザ、S A R S (重症急性呼吸器症候群) など、この20年間に新しく知られてきた局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症。

感染症 (P71) : 細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

消融雪施設 (P72) : ロードヒーティングなどで路面を温め、凍結を抑制する施設。

視程障害 (P72) : 視程（大気の濁りの程度を表す尺度の一つ）が通常より小さくなり、視界が悪くなること。

L E D (P74) : Light Emitting Diode の略で、発光ダイオード（順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子）のこと。発熱によるエネルギー消費の大きい電球に代わる新しい屋内・屋外照明材料として期待されている。

秋田市交通指導隊 (P74) : 本市における道路交通の安全を確保するため、秋田市交通指導隊要綱により設置された団体。街頭指導、交通安全についての教育や意識の普及・啓発を行う。

3章 健康で安全安心に暮らせるまち 2節 安心して暮らせる毎日の実現

節	項	基本施策	施策
2	1 健全な消費・生活衛生環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> - ①消費者支援の実施 - ②良好な生活衛生環境の確保 - ③食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育や啓発の実施 ○消費生活相談の実施 ○公正な取引の確保 ○食品の安全性および信頼性の確保 ○生活衛生関係営業施設等の衛生の確保 ○動物の愛護管理の推進 ○妊婦や乳幼児の保護者への食育の推進 ○児童生徒への食育の推進 ○「食」・「農」に関する理解の向上促進
	2 保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> - ①地域保健・医療体制の充実 - ②疾病の予防策の実施 - ③感染症対策の実施 - ④自殺対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康づくりの推進 ○市民の健康づくり活動への支援 ○市立秋田総合病院の医療体制の充実と公的病院等の運営支援 ○各種検診の推進 ○健康教育・健康相談の推進 ○感染症予防知識の普及と発生時対応の実施 ○予防接種の充実 ○総合的な自殺対策の推進 ○地域における自殺対策力の強化
	3 消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> - ①火災予防の促進 - ②消防体制の整備 - ③救急・救命体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅防火対策の推進 ○放火されない環境づくりの推進 ○査察体制の強化 ○火災原因調査体制の充実強化 ○消防力の強化 ○消防団組織の充実強化 ○無線のデジタル化と指令システムの強化 ○救急・救命体制の強化 ○メティカルコントロール体制の充実 ○市民への応急手当の普及啓発の推進
	4 社会保障制度の確保	<ul style="list-style-type: none"> - ①生活保護の適正実施と自立支援の促進 - ②介護保険の適正な運営 - ③国民健康保険の健全な運営 - ④国民年金事務の適正な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護の適正実施 ○自立支援プログラムの策定・実施 ○適正な介護保険給付の推進 ○公平・公正かつ適切な要介護認定の推進 ○介護保険の普及啓発の推進 ○家族介護用品の支給 ○収納率の向上対策の推進 ○医療費の適正化対策の推進 ○国民健康保険加入者への保健事業の実施 ○国民年金事務の適正な処理と制度の周知

3章 2節 1項 健全な消費・生活衛生環境の確保

- 消費者トラブルの未然防止につとめるほか、消費者が主体的に判断できるよう、知識習得機会の拡大や相談体制の充実に取り組みます。
- 施設の監視指導や検査、正しい情報の提供につとめ、食品などに対する信頼と安全性を確保するとともに、適正飼養の啓発や動物による危害防止対策を推進します。
- 自己の健康管理に役立てていけるよう、食事指導や個別相談、食育^{※P88}の推進など、食生活に関する正しい知識の普及につとめます。

[基本施策①] 消費者支援の実施

指標	現況	27年度目標
消費生活相談の解決率（解決した件数／相談件数）	99.7% (21年度)	99.9%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
消費者教育や啓発の実施	<p>消費者トラブルを未然に防止するため、消費者教育・消費者啓発を積極的に実施し、消費生活に関する知識の普及につとめます。 また、啓発事業の推進をはかるため、<u>消費者団体</u>^{※P88}との連携を強化します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者行政活性化事業〔3,508千円〕
消費生活相談の実施	<p>複雑化、広域化する悪質商法などの消費者トラブルから市民を守るため、相談体制の充実をはかるほか、警察・弁護士会など関係機関との連携を強化して迅速な対応を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者行政管理費(消費生活相談)〔10,709千円〕
公正な取引の確保	<p>表示の適正化や適切な苦情処理の推進について、関係機関と連携をはかり、消費者と事業者の公正な取引が確保されるようつとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者行政管理費(公正取引の確保)

[基本施策②] 良好的な生活衛生環境の確保

指標	現況	27年度目標
食品関係重点監視施設の監視率	93.0% (21年度)	100%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
食品の安全性および信頼性の確保	<p>食品の製造施設や販売施設などの監視指導や流通している食品の検査を計画的に実施し、安全性を確保します。 また、消費者・事業者への食品衛生知識の普及啓発につとめ、食品に対する信頼度を高めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・衛生検査管理費〔26,994千円〕・食肉衛生検査所運営管理費〔37,099千円〕

生活衛生関係営業施設等の衛生の確保 動物の愛護管理の推進	<p>理・美容所、公衆浴場などへの監視指導を実施し事業者の自主的な衛生管理意識の向上を促します。また、衛生害虫や住まいの環境に関する情報提供につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生検査管理費〔26,994千円〕 <p>飼い方教室などを通じて動物適正飼養^{※88}の普及啓発をはかり、狂犬病予防をはじめとした危害防止対策を推進するとともに、動物の衛生管理意識の向上につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物衛生管理費〔11,567千円〕
-------------------------------------	---

[基本施策③] 食育の推進

指 標	現 況	27年度目標
朝食を食べない児童の割合 (21年度)	2.2% (21年度)	0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
妊婦や乳幼児の保護者への食育 ^{※88} の推進	<p>望ましい食習慣を身につけ、安心して子育てできるよう、妊婦や乳幼児の保護者を対象に、食事指導や個別相談などを行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導事業〔452千円〕
児童生徒への食育 ^{※88} の推進	<p>児童生徒の心身の健康増進をはかるとともに、豊かな人間性など「生きる力」の基礎を培うため、秋田市食育推進計画に基づき、正しい食習慣の指導をはじめとする食育^{※88}の推進につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進
「食」「農」に関する理解の向上促進	<p>市民協働による食育^{※88}活動の推進をはかり、子どもから大人まで年齢層に応じた「食」と「農」に関する理解の向上につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験学習推進対策事業〔80千円〕

3章2節2項 保健・医療体制の充実

- 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康に対する意識啓発や感染症発生に備える体制の構築など、疾病予防対策を進めるほか、感染症※P88の発生およびまん延を防止するために予防接種を行います。
- 心の健康※P88に関する意識啓発や相談などを行うとともに、行政や様々な分野の関係機関・団体などと連携し、総合的な自殺対策の推進につとめます。
- 市立秋田総合病院については経営の健全化につとめるとともに、地域の中核的な医療機関として医療スタッフや設備の充実をはかります。

[基本施策①] 地域保健・医療体制の充実

指標	現況	27年度目標
10万人あたりの糖尿病、脳卒中、心臓病、がんの年齢調整死亡率※P88	糖尿病： 6.7 脳卒中： 44.4 心臓病： 45.3 がん： 146.1 (20年)	糖尿病： 5.4 脳卒中： 42.0 心臓病： 43.0 がん： 141.6

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
市民の健康づくりの推進	<p>生活習慣病※P88予防のため市民の健康づくり計画に基づき、健康づくりの意識向上と生涯を通じた健康保持を進めます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康あきた市21推進事業 ・(仮称) 新健康あきた市21計画策定事業 ・健康増進情報システム統合事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康あきた市21計画推進事業 [1,494千円]
市民の健康づくり活動への支援	<p>地域保健推進員※P88が、地域の身近な健康づくりの担い手として、健康教室など、地域に根ざした自主的な健康づくり活動に取り組めるよう支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健推進員活動支援事業 [1,227千円]
市立秋田総合病院の医療体制の充実と公的病院等の運営支援	<p>良質で安全な医療を提供し続けるため、経営の健全化につとめるとともに、病診連携※P88の強化により地域の中核的な医療機関としての役割を果たしながら、医療スタッフや設備の充実をはかります。また、市立秋田総合病院とともに本市の救急医療等の医療機能の確保と維持を図っている公的病院等の運営を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質で安全な医療の提供 ・救急医療等支援事業費補助金 [100,892千円]

[基本施策②] 疾病の予防策の実施

指標	現況	27年度目標
1日の歩数（成人）	6,781歩 (21年度)	8,000歩以上

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
各種検診の推進	<p>疾病的早期発見・早期治療のため、各種がん検診、骨粗鬆症検診および歯周疾患検診を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業（検診事業）[206,120千円] ・がん検診受診率向上事業 [2,140千円]
健康教育・健康相談の推進	<p>子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、食生活、運動、口腔ケア、飲酒、喫煙などの生活習慣を見直すための健康教育および健康相談を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業（一般健康相談教育事業）[1,100千円]

[基本施策③] 感染症対策の実施

指 標	現 況	27年度目標
麻しん・風しん第2期予防接種率	96.6% (21年度)	100%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
感染症 ^{*P88} 予防知識の普及と発生時対応の実施	<p>感染症^{*P88}のまん延防止のための研修会や健康教育を行い、予防知識の普及をはかります。また、発生時には疫学調査および感染予防の指導を実施し、感染拡大の防止につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防事業 [1,369千円] ・結核・感染症発生動向調査事業 [4,143千円]
予防接種の充実	<p>定期予防接種の情報を周知し、感染症^{*P88}の予防まん延防止につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業 [367,039千円] ・風しん予防接種費助成事業 [24,646千円] ・子宮頸がん等ワクチン接種事業 [271,370千円]

[基本施策④] 自殺対策の推進

指 標	現 況	27年度目標
10万人あたりの自殺死亡率	31.0 (21年)	24.4

(計画期間内に実施する施策)

施 策 名	取組内容
総合的な自殺対策の推進	<p>市民の心の健康^{*P88}の保持増進と自殺予防のため、啓発事業や相談体制の充実につとめるとともに、府内関係部局や医療機関、NPO^{*P88}法人などの関係機関との連携をはかり、各種事業を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策事業 [3,712千円] ・精神保健対策事業 [2,298千円]
地域における自殺対策力の強化	<p>民間団体などの活動支援等を行い、自殺対策の強化をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺対策緊急強化事業 [4,991千円]

3章2節3項 消防・救急体制の充実

- 町内会や消防団、自主防災組織^{※P88}などと連携を進め、住宅防火や放火防止対策の強化をはかるとともに、火災危険や人命危険のおそれのある建物への査察指導を徹底します。
- 消防・救急無線のデジタル化と指令システムの機能強化による迅速で確実な出動指令体制を構築するとともに、予想される多様な火災・災害に対応できる人材の育成、施設・装備の整備と効率的な組織機構の構築により、消防体制を強化します。
- 市民による応急手当がさらに救命に反映できるよう、より効果的な応急手当の普及啓発活動を促進します。
- 医療機関などとの連携協力態勢をより強固にし、救急救命士^{※P88}の教育研修体制の充実強化をはかります。

[基本施策①] 火災予防の促進

指標	現況	27年度目標
人口1万人あたりの出火件数 (21年度)	2.9件	2.7件

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
住宅防火対策の推進	<p>住宅火災の予防および住宅火災による死傷者の減少をはかるため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、寝具・衣類・カーテンなどの防炎物品^{※P88}や安全な火気使用器具など、住宅用防災機器の普及促進につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・予防業務推進事業（火災予防啓発・住宅用火災警報器普及啓発）[375千円]
放火されない環境づくりの推進	<p>市民の放火火災に対する防火意識の向上をはかるとともに、消防団や町内会、<u>自主防災組織</u>^{※P88}など地域住民と連携をはかり、放火されない環境づくりを推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・予防業務推進事業（放火火災防止対策）[35千円]
査察体制の強化	<p>法令違反の<u>防火対象物</u>^{※P88}における火災発生危険・人命危険を未然に防止するため、査察体制を強化し、防火管理の徹底ならびに消防法等の違反是正を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・予防業務推進事業（危険物業務）[34千円]
火災原因調査体制の充実強化	<p>火災の原因を究明し、その出火原因を広く市民に周知するとともに、類似火災の発生を未然に防ぐため、火災調査員の質の向上や調査資機材の整備をはかり、火災原因調査体制の充実強化につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・予防業務推進事業（火災原因調査体制整備）[268千円]

[基本施策②] 消防体制の整備

指 標	現 況	27年度目標
定員に対する充足率(消防団組織)	94.0% (21年度)	97.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
消防力の強化	<p>予想される多様な火災・災害に対応するため、消防施設および装備を整備し、効率的な組織運営、人材の確保と育成、教育の充実につとめるとともに、適切な消防署所の配置の検討を進め、消防力の強化を推進します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両整備事業 ・消防施設整備関係事業 ・消防水利整備事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土崎消防署本署改築事業 [133,549千円] ・河辺消防署本署改築事業 [4,800千円] ・緊急消防援助隊整備経費 [904千円] ・災害安全装備品整備経費 [7,553千円] ・救助関係等経費 [3,641千円] ・車両整備経費 [87,000千円] ・消防水利整備事業 [14,370千円]
消防団組織の充実強化	<p>消防団の担い手となる地域人口の減少や団員の就業形態の多様化等、社会情勢の変化に対応できる機能別団員制度※^{p89}などの機構を整備し、地域防災の要である消防団組織の充実強化につとめます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両整備事業（非常備） ・消防団器具置場整備事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両整備経費（非常備） [5,152千円] ・消防団器具置場改築事業 [14,274千円]
無線のデジタル化と指令システムの強化	<p>消防救急無線をアナログ方式からデジタル方式に切り替え、あわせて老朽・経年劣化が著しい指令システムの更新と災害監視システムの改修を行い、出動指令体制の強化につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防総合通信指令システム構築事業 [33,215千円]

[基本施策③] 救急・救命体制の整備

指 標	現 況	27年度目標
講習会修了証取得者(応急手当の累計)	82,730人 (21年度)	100,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
救急・救命体制の強化	<p>市民が常に高度な救命処置を受けられるよう、救急救命士^{*P88}や救急隊員を養成するとともに、救急自動車^{*P89}および高度救命処置用資機材^{*P89}を計画的に更新整備するなど、救急救命体制を整備します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務高度化推進事業 <p>24年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務高度化推進事業（救急業務高度化推進経費）[40,188千円]
<u>メディカルコントロール体制^{*P89}の充実</u>	<p>救急救命士^{*P88}が常に高度な救命処置を行えるよう、医療機関などとの連携協力のもと、病院実習に参加するなど、教育研修体制の充実をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務メディカルコントロール体制運営経費[3,628千円]
市民への応急手当の普及啓発の推進	<p>市民による応急手当が救命に反映できるよう、市内各所へのAED^{*P89}設置を促進しながら、その情報を市民に提供するとともに、応急手当に関する知識・技術などの普及啓発をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急業務高度化推進事業（応急手当普及啓発分）[50千円]

3章 2節 4項 社会保障制度の確保

- 生活保護の被保護世帯に対して、市民の最低限度の生活を保障し、実情に即した自立支援策を実施します。
- 医療費の適正化などによる国民健康保険財政の健全化を進めるとともに、国民年金については、将来の年金受給に結びつくよう、制度の周知につとめます。

[基本施策①] 生活保護の適正実施と自立支援の促進

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
生活保護の適正実施	<p>生活保護は、市民生活の最後のよりどころとなる制度であることから、国の基準に基づき、困窮する市民に必要な援助を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費 [9,090,539千円] ・生活保護適正実施推進等事業 [17,168千円]
自立支援プログラムの策定・実施	<p>生活保護受給世帯の自立を支援するため、自立支援プログラム策定します。各プログラムごとに専門職員を配置し、被保護者に適切な助言・指導を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり対策自立支援事業 [4,819千円] ・生活保護就労支援員活用自立支援事業 [6,654千円] ・生活保護受給ひとり親世帯等自立支援事業 [6,246千円] ・子ども健全育成支援事業 [6,960千円]

[基本施策②] 介護保険の適正な運営

指 標	現 況	27年度目標
介護保険事業計画における①要支援※P89・要介護※P89認定者数、②サービス利用者数、③サービス給付費の実績値との比較	①1.03 ②1.08 ③1.04 (21年度)	1.00

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
適正な介護保険給付の推進	<p>適正な介護サービスの利用を促進するため、ケアプランチェック、給付状況の調査・照合などを行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付適正化事業 [7,315千円]
公平・公正かつ適切な要介護認定の推進	<p>増加する認定申請者数に対応し、認定審査を適切に行うため介護認定審査会委員および介護認定調査員の資質向上をはかるための研修会への参加と市主催の研修会を開催します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請処理等経費（介護認定審査会連絡会議等の開催） [121,810千円]
介護保険の普及啓発の推進	<p>広報活動により介護保険の普及啓発をはかるとともに、サービス内容や事業所などの情報を提供し、効果的なサービス利用を促進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費（介護保険パンフレットの配布） [2,709千円]

家族介護用品の支給	<p>要介護4または要介護5の重度の要介護者を在宅（同居）で介護する市民税非課税世帯の経済的負担の軽減をはかるため、在宅介護に必要な介護用品を支給します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護用品支給事業 [18,845千円]
-----------	---

[基本施策③] 国民健康保険の健全な運営

指 標	現 況	27年度目標
国保税の現年度収納率	84.61% (21年度)	87.61%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
収納率の向上対策の推進	<p>事業の健全な運営と税負担の公平性確保のため、滞納管理システムを活用しながら、納期内納付を推進するとともに、滞納処分の強化をはかり、インターネット公売を実施するなど収納率の向上につとめます。</p> <p>また、支払方法の多様化にともない、新たな納付方法について検討を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理的経費（徴税費）[40,504千円]
医療費の適正化対策の推進	<p>医療費の抑制と医療に対するコスト意識の向上のため、診療報酬明細書（レセプト）点検調査を適正に行います。</p> <p>また、医療機関を受診された際の医療費をお知らせする医療費通知およびジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格給付関係電算委託料 [37,511千円] ・一般管理的経費（保健事業）[25,780千円]
国民健康保険加入者への保健事業の実施	<p>生活習慣病※^{P88}の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム※^{P89}に着目した特定健康診査※^{P89}や、生活習慣を改善するための特定保健指導※^{P89}を実施します。</p> <p>また、健康保持増進に役立つよう、はり・きゅう・マッサージ、人間ドックおよびがん検診費用の一部を助成します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導事業 [172,135千円] ・はり・きゅう・マッサージ保健事業 [11,609千円] ・人間ドック保健事業 [33,883千円] ・健康診査助成事業 [23,958千円]

[基本施策④] 国民年金事務の適正な処理

指 標	現 況	27年度目標
国民年金保険料納付率	63.6% (21年度)	65.0%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
国民年金事務の適正な処理と制度の周知	<p>国民年金市町村事務処理基準^{※P89}に基づき、国民年金資格取得届や国民年金保険料免除申請書の受理等、市町村における国民年金事務を迅速かつ的確に行います。</p> <p>また、広報あきたやホームページを活用しながら年金制度の周知をはかります。</p>
25年度の主な取組・事業	
・国民年金事務管理費〔3,057千円〕	

『3章2節 安心して暮らせる毎日の実現』の用語解説

食育 (P78, 79) : 食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成をはかることをいう。

消費者団体 (P78) : 消費生活の安定および向上をはかることを目的として、消費者によって自主的に組織された団体。主な活動は、消費生活に関する情報の収集および提供ならびに意見の表明、消費者に対する啓発および教育、消費者被害の防止および救済など。

適正飼養 (P79) : 人と動物の調和のとれた共生社会を構築していくために、動物の習性行動を理解し、動物の視点に立って終生にわたり飼養すること。

感染症 (P80, 81) : 細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

心の健康 (P80, 82) : 「心が健康な状態」とは、周囲の人々と適切なかかわりを持ちながら、家庭や職場、地域などの日常生活において、自分の役割を果たし、社会に適応できている状態をいう。

年齢調整死亡率 (P80) : 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。この年齢調整死亡率を用いることにより、年齢構成の異なる集団について、年齢構成の相違を気にすることなく、より正確に地域比較や年次比較をすることができる。

生活習慣病 (P80, 87) : 偏った食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣との関係が深いと考えられる病気。

地域保健推進員 (P80) : 地域の健康づくりの推進を担う市民のことで、おおよそ小学校区単位に地域保健推進員会が設置され、町内会などの推薦により、約1,500人が活動している。

病診連携 (P80) : かかりつけ医と総合病院などが相互に協力して連携をはかり、効率的、効果的な医療を提供していくこと。

N P O (P82) : Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

自主防災組織 (P83) : 地域の防災力を最大限に發揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

救急救命士 (P83, 85) : 救急患者に対し、医師の指示のもと気道確保や点滴、薬剤投与などの高度な救命処置を行う専門職。

防炎物品 (P83) : 炎に接しても燃えにくい一定の性能を有する物品。

防火対象物 (P83) : 一戸建て住宅以外の建物で、学校や病院、工場、事業所、興業場、百貨店、複合用途建物等火災を予防するため消防法により消防用設備等の設置など、様々な規制を受ける建物。

機能別団員制度 (P84) : 大規模災害など特定の活動にのみ参加する団員を設ける制度。

救急自動車 (P85) : 広い車内空間と高度な救命処置に必要な医療資器材を備えた自動車。

高度救命処置用資機材 (P85) : 自動体外式除細動器、心電計など救急救命士が救急処置等を行う際に必要な資機材の一式。

メディカルコントロール体制 (P85) : 救急現場における、救急救命士などが速やかに医師から指示・指導・助言を受けられる体制、救命処置に対し医師が事後検証し今後の教育に役立てる体制、救急救命士の再教育体制という3つの体制。

AED (P85) : Automated External Defibrillator の略で自動体外式除細動器のこと。突然心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失ったときに、心臓へ電気ショックを与えることにより正しい拍動に戻し、蘇生するための医療機器。

要支援 (P86) : 介護が必要な状態まではいかないものの、日常生活を営むうえで支障が見込まれる状態。

要介護 (P86) : 身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態。

メタボリックシンドローム (P87) : 内臓脂肪による肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常を複数あわせ持ち、動脈硬化を飛躍的に進行させてしまう状態。

特定健康診査・特定保健指導 (P87) : 特にメタボリックシンドロームにスポットを当てて健康診査や保健指導を行い、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ごうとするもの。

国民年金市町村事務処理基準 (P88) : 国民年金資格取得届等の受理、国民年金保険料免除申請書の受理および事実の審査等、市町村における国民年金事務の処理基準を定めたもの。

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

1節 家族や地域を支える絆づくり

節	項目	基本施策	施策
1	1 家族・地域の絆づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">- ①家族・地域の絆づくりの意識啓発- ②家族・地域をつなぐ取組の推進	<ul style="list-style-type: none">○家族・地域の絆を大切にする意識啓発の推進○家族・地域ふれあいの絆づくり推進事業の実施○家族・地域の絆づくりに関連する事業の充実○家族・地域をつなぐ新たな取組の検討
	2 男女共生社会の確立	<ul style="list-style-type: none">- ①男女共生の意識啓発と実践	<ul style="list-style-type: none">○男女共生の意識啓発の推進○女性の参画機会の拡充○男女共生の実践体制の整備○相談体制の整備

4章1節1項 家族・地域の絆づくりの推進

○人と人との「信頼」「親愛」「思いやり」の心を市民一人ひとりがはぐくみ、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと伝え広げていくよう、絆づくりの気運を醸成します。

[基本施策①] 家族・地域の絆づくりの意識啓発

指 標	現 況	27年度目標
家族・地域の絆づくりふれあい 推進事業参加者数	445人 (22年度)	1,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
家族・地域の絆を大 切にする意識啓発の 推進	絆の大切さを考える契機にするため、映画の上映会や、小学生に対する絆の授業などを通して、家族や地域の絆についての意識啓発に取り組みます。
25年度の主な取組・事業	
・家族・地域の絆づくり推進事業 [4,135千円] ☆戦略6-Ⅰ	

[基本施策②] 家族・地域をつなぐ取組の推進

指 標	現 況	27年度目標
市が実施する絆づくり事業の認 知度	46% (22年度)	60%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
家族・地域ふれあい の絆づくり推進事業 の実施	市民一人ひとりが主体的に絆を大切にしようとす る機運を醸成するため、絆づくりの全市的な取組を 進めるとともに、地域団体やNPO ^{*P93} などの民間 が実施する、絆づくりに役立つ活動への支援を検討 します。
25年度の主な取組・事業	
・家族・地域の絆づくり推進事業 ☆戦略6-Ⅰ	
家族・地域の絆づく りに関連する事業の 充実	家族や地域の人々がふれあう機会を増やし、相互 の絆を深められるよう、市が実施している関連施 策、事業の充実をはかります。
25年度の主な取組・事業	
・家族・地域の絆づくり推進事業 ☆戦略6-Ⅰ ・あきた結婚支援センター運営経費負担金 [1,098千円] ☆戦略6-Ⅱ	
家族・地域をつなぐ 新たな取組の検討	絆づくりには、継続的な取組が必要となるため、 常に新たな視点に立ち、効果的な絆づくりの取組に ついて検討していきます。
25年度の主な取組・事業	
・家族・地域の絆づくり推進事業 ☆戦略6-Ⅰ	

4章1節2項 男女共生社会の確立

○家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において、男女共生の理解が根づき、行動へつなげるための取組を推進します。

[基本施策①] 男女共生の意識啓発と実践

指 標	現 況	27年度目標
市の審議会、委員会などへの女性参画率	33.6% (22年度)	50.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
男女共生の意識啓発の推進	<p>男女共生・子育て支援に関する市民活動団体などの協働のもと、フォーラムや出張講座の開催、関連情報の発信などにより意識啓発につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共生推進事業(フォーラム開催) [3,202千円]
女性の参画機会の拡充	<p>男女双方の多様な意見が反映される社会をつくるため、セミナーの開催や女性人材リストを充実し、市の政策決定過程や地域活動などにおける意思決定の場へ女性の参画機会を拡充します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共生推進事業
男女共生の実践体制の整備	<p>男女共生推進会議との協働のもと、市の施策について、男女共生の視点に基づく評価・検証を進め、実践体制の整備につとめます。</p> <p>また、市民の意識や実態、社会情勢の変化に対応し、男女共生社会^{※P93}の確立を目指すため、「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画^{※P93}」を策定します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共生推進事業（行動計画推進）[331千円]
相談体制の整備	<p>セクシュアル・ハラスメント^{※P93}やドメスティック・バイオレンス^{※P93}などの問題に適切に対応できるよう、法務局や労働局などの国の機関、女性相談所や警察などの県の機関との連携を図りながら、府内の相談体制の支援につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・市民への情報提供と関係機関との連携 [10千円]

『4章1節 家族や地域を支える絆づくり』の用語解説

N P O (P91) : Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

男女共生社会 (P92) : 秋田市男女共生社会に関する懇話会（平成3年設置、14年秋田市男女共生推進会議に改称）の提言を受け、本市が継続して使用している表現。国がとなえている男女共同参画社会よりも広い概念として、男女という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわりなく、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に發揮することができる社会と定義している。

第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画 (P92) : 本市が実施する男女共生社会推進のための施策・事業を総合的にまとめた計画。

セクシュアル・ハラスメント (P92) : 就労や就学の場などで、相手方の意に反する性的な発言や行動によって、相手方に不快感や苦痛を与えること。

ドメスティック・バイオレンス (P92) : 配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

2節 地域福祉の充実

節	項	基本施策	施策
2	1 地域福祉の推進	①地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における社会福祉の推進 ○地域福祉活動団体への支援 ○福祉ボランティア活動の促進
	2児童福祉・子育て支援の充実	①子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における子育て支援サービスの充実 ○地域における子育て支援のネットワークづくりの推進 ○在宅で子育てをしている家庭への支援 ○仕事と子育ての両立の推進 ○子どもの虐待防止対策の実施 ○子育て家庭への医療費の助成 ○ひとり親家庭への支援 ○小児救急医療の確保 ○妊娠婦保健の充実 ○乳幼児保健の充実 ○特定不妊治療に対する助成 ○未熟児に対する医療費の給付 ○小児慢性特定疾患児に対する医療費等の給付
		②保育サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○通常保育需要への対応 ○長時間延長保育事業の推進 ○通常保育以外の保育需要への対応 ○病児・病後児保育の実施 ○民間活力を活用した保育サービスの提供
	3障がい者福祉の充実	①障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援の推進 ○社会的な活動の支援 ○移動支援の推進
		②障がい者サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者手帳の交付 ○相談支援の充実 ○障害福祉サービスの充実 ○障がい者医療の支援
		③障がい者の地域生活の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護等の支援 ○グループホーム等の整備の支援 ○関係機関のネットワーク体制の強化
	4高齢者福祉の充実	①高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいづくりと健康づくりの推進 ○高齢者福祉の周知啓発の推進
		②高齢者サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営 ○地域密着型サービスの提供 ○老人福祉施設の整備
		③高齢者の健康維持の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防サービスの充実 ○介護予防に関する知識の普及啓発の推進

4章2節1項 地域福祉の推進

○公的な福祉サービスの充実をはかりつつ、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会^{※P104}や秋田市民生児童委員協議会^{※P104}が行う見守りや声かけ、ボランティアによる福祉サービスの提供など、多様な主体による地域福祉活動を促進します。

[基本施策①] 地域福祉活動の促進

指 標	現 況	27年度目標
地域サロン ^{※P104} 参加者数	21,642人 (21年度)	28,300人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地域における社会福祉の推進	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、市民一人ひとりの地域福祉活動への参加・参画を促すため、地域福祉活動の担い手を育成するとともに、支えあい、助けあいの地域づくりを進めます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画推進経費・けやきのまちしあわせプラン推進事業 <p>※けやきのまちしあわせプラン推進事業は、各個別計画（秋田市高齢者プラン、秋田市障がい者プラン、秋田市次世代育成支援行動計画、健康あきた市21）ごとに実施。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画推進経費（地域福祉推進事業経費分）[167千円]・地域福祉計画策定経費 [1,204千円]・要援護者支援体制整備事業 [3,761千円] <p style="color: blue;">☆戦略5－II</p>
地域福祉活動団体への支援	<p>健康・生きがいづくり活動などを行う民間団体を支援するとともに、地域に根ざした活動を展開している<u>社会福祉法人秋田市社会福祉協議会</u>^{※P104}や<u>秋田市民生児童委員協議会</u>^{※P104}など、地域福祉活動を担う団体を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域保健・福祉活動推進事業 [1,821千円]・秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金等 [61,746千円]
福祉ボランティア活動の促進	<p>ボランティアに関する啓発広報活動などを行うほか、養成講座などを開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティアセンター運営事業 [3,229千円]

4章2節2項 児童福祉・子育て支援の充実

○社会全体で子どもをはぐくみ、親と子どもが確かな絆を持って育ちあえる環境づくりを進めるため、親子の心身の健康確保、地域の子育ての支援、次代の親の育成、ワーク・ライフ・バランス^{※P104}の推進、安全安心な生活環境の整備に取り組みます。

[基本施策①] 子育て支援体制の充実

指 標	現 況	27年度目標
地域子育て支援ネットワーク事業設置地域数	5 地域 (22年度)	7 地域

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地域における子育て支援サービスの充実	<p>子ども未来センターにおいては、子育て親子の交流の場や支援情報を提供するとともに、子育て相談等を実施するほか、地域で活動する市民のスキルアップをはかるため、子育て支援者研修やボランティア育成につとめます。</p> <p>また、地域の市民サービスセンター子育て交流ひろばにおいては、子育て親子の交流を促進するとともに、各地域の子育て支援ネットワーク連絡会等子育て支援者と協働して地域の子育て親子を支援します。</p> <p>さらに、公共施設や商業施設における子育てにやさしい設備を有している施設の情報を周知し、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来センター運営事業 [17,564千円] ・子ども広場運営事業 [16,061千円]
地域における子育て支援のネットワークづくりの推進	<p>秋田市民生児童委員協議会^{※P104}や育児サークル、NPO^{※P104}、保育所、幼稚園など地域の子育て支援の関係者を代表とする連絡会議を開催することにより、ネットワークを構築するとともに、支援者研修会等子育て支援事業を協働して実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援ネットワーク事業 [1,902千円] ☆戦略6—I
在宅で子育てをしている家庭への支援	<p>就学前の子どもを在宅で育てている家庭をサポートするため、親子参加型の日帰り遠足や一時預かり保育の利用料助成など、複数のサービスを提供する在宅子育てサポート事業を実施します。</p> <p>また、0歳児を対象に絵本の読み聞かせを通じて子どもへの愛情を深めながら親子の絆づくりを進めるブック・スタート事業を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅子育てサポート事業 [39,158千円] ・ブックスタート推進事業 [4,434千円] ☆戦略6—I
仕事と子育ての両立の推進	子育てを援助したい方（協力会員）および援助を受けたい方（利用会員）を組織化し、市民相互の活動が行えるよう体制を整備するとともに、利用会員

	<p>が支払う利用料金に助成を行い、働きながら安心して子育てができるような環境を整えます。</p> <p>また、企業や市民へのワーク・ライフ・バランス</p> <p><small>※P104</small>に関する啓発につとめます。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター運営事業 〔10,080千円〕 ・ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 〔2,544千円〕 ☆戦略6－I ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 〔353千円〕
子どもの虐待防止対策の実施	<p>児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応をはかるため、要保護児童対策地域協議会<small>※P104</small>を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を整備するほか、養育支援訪問等の虐待予防事業を実施します。</p> <p>また、複雑な背景を持つ児童虐待問題にも対応できるように相談体制の強化につとめるとともに、虐待防止研修会等を開催するなどし、市民への意識啓発をはかります。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進経費 〔1,770千円〕 ・養育支援訪問事業 〔864千円〕
子育て家庭への医療費の助成	<p>子どもたちの健やかな成長と子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、乳幼児および小学生、ひとり親家庭などの児童にかかる医療費を助成します。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども福祉医療費給付事業 〔664,639千円〕 ・子ども福祉医療制度拡充準備経費 〔7,563千円〕 ・子ども福祉医療基金積立金 〔1,200,000千円〕
ひとり親家庭への支援	<p>ひとり親家庭の自立を促進するため、各家庭の状況に応じて、子育てや就労の支援、経済的支援を総合的に行い、家庭環境の向上をはかります。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭自立支援事業 〔8,815千円〕 ・母子生活支援施設措置費 〔157,239千円〕 ・すこやか子育て支援事業（ひとり親家庭分） 〔23,835千円〕 ・児童扶養手当費 〔1,372,682千円〕
小児救急医療の確保	<p>子どもの急な病気やけがに対応するため、夜間・休日における初期救急医療を確保します。</p>
妊産婦保健の充実	<p>妊娠期を健康で安全に過ごせるよう妊婦健康診査を実施します。</p> <p>また、不安を抱える妊産婦を支援するために、訪問指導を行うとともに、妊娠、出産、育児に関する相談や情報交換の場を提供します。</p>
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦保健事業 〔207,606千円〕
乳幼児保健の充実	<p>乳幼児が心身ともに健やかに成長するよう乳幼児健康診査<small>※P104</small>および事後指導<small>※P104</small>を実施するほか、幼児のむし歯予防の充実をはかります。</p> <p>また、安心して子育てができるよう、乳児の全戸訪問や健康相談、食事に関する各健康教室を行い子育て支援を推進します。</p> <p>さらに、幼児の行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援につとめます。</p>

	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査事業 [74,310千円] ・幼児フッ化物塗布事業 [5,656千円] ☆戦略6-I ・育児支援事業 [7,356千円] ・栄養指導事業 [452千円] ・母子保健事業 [656千円] ・幼児発達支援事業 [2,800千円] ☆戦略6-I
特定不妊治療 ^{*P104} に対する助成	特定不妊治療 ^{*P104} を受けた夫婦を対象に、治療費を一定限度額まで助成します。
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療費助成事業 [39,290千円]
未熟児に対する医療費の給付	養育のため入院が必要となる未熟児を対象に、経済的負担の軽減をはかります。
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児養育医療給付事業 [25,541千円]
小児慢性特定疾患 ^{*P104} 児に対する医療費等の給付	小児慢性疾患のうち、特定の疾患に罹患している18歳未満の児童（継続の場合は20歳到達まで）を対象に、経済的負担の軽減をはかります。
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾患治療研究事業 [70,920千円]

[基本施策②] 保育サービス提供体制の整備

指標	現況	27年度目標
特別保育 ^{*P104} （延長・一時・休日保育）の延べ利用者	<p>延長保育 99,847人 一時預かり 10,967人 休日保育 1,477人 (21年度)</p>	<p>延長保育 97,000人 一時預かり 8,000人 休日保育 2,000人</p>

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
通常保育需要への対応	<p>年々増加を続けている保育需要へ対応するため、既存認可保育所^{*P104}の定員増や分園の設置、認定保育施設^{*P104}の認可保育所^{*P104}化の推進、幼保連携型認定こども園^{*P104}の設置、認定保育施設^{*P104}への助成などにより、受け皿の拡大・充実をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設整備推進事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設整備費補助金 [94,419千円] ・認定保育施設助成事業 [25,867千円] ・認定等保育施設保育料助成事業 [20,494千円] ☆戦略6-I ・保育所運営費 [4,360,611千円] ・私立保育所保育士等待遇改善経費 [97,960千円]
長時間延長保育事業の推進	入所児童の保護者の多様化する就労形態に対応するため、午後8時以降の保育需要のある保育所での長時間延長保育を推進します。
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所延長保育促進事業（2時間以上分） [33,505千円]
通常保育以外の保育需要への対応	保護者の就労形態や家庭の諸事情に配慮した一時預かり、休日保育、ショートステイなどの特別保育を実施します。

	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所一時預かり事業 [33,420千円] ・私立保育所休日保育事業 [9,321千円] ・児童夜間養護等事業 [3,182千円] ・児童短期入所生活援助事業 [543千円] ・公立保育所一時預かり・特定保育事業 [14,983千円]
病児・病後児保育の実施	<p>集団保育が困難な病気回復期にある子どもを預かる病後児対応型、保育中に体調不良となつた子どもへの緊急対応をはかる体調不良時対応型の病児・病後児保育事業を実施します。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育(病後児対応型)事業 [18,381千円] ・病児・病後児保育(体調不良児対応型)事業 [8,620千円]
民間活力を活用した保育サービスの提供	<p>限られた人材および財源などの行政資源を有効活用するとともに、多種多様な保育ニーズに対応するため、民間の活力を効果的に導入し、保育サービスの充実とサービスメニューの拡大をはかります。</p> <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設整備費補助金（公立保育所民間移行分）[246,512千円]

4章2節3項 障がい者福祉の充実

○障がい者の自立と社会参加を促進する環境づくりのため、国の障がい者福祉制度の改正に適切に対応しながら、障がい者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組みます。

[基本施策①] 障がい者の社会参加の促進

指 標	現 況	27年度目標
就労系の福祉サービス提供率 (21年度)	100%	100%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
就労支援の推進	<p>一般就労や障がい者施設での就労を希望する障がい者に、障害福祉サービスや就労訓練の場を提供します。</p> <p>また、障害福祉サービス等利用後に一般就労を目指す際は、ハローワークや障害者就業・生活支援センター※P104などの関連機関と連携をはかりながら、就労支援を推進します。</p>
社会的な活動の支援	<p>障がい者が、余暇活動や学習活動、スポーツ活動など、様々な社会的な活動を通して、社会参加できるよう、活動の場やコミュニケーションの確保について、関係団体などと連携をはかりながら支援します。</p>
移動支援の推進	<p>障がい者の社会参加が促進されるよう、ガイドヘルパー※P104の派遣や交通費の助成などにより、移動支援を推進します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none">身体・知的障がい者交通費補助事業精神障がい者交通費補助事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">移動支援事業 [1,586千円]障がい者交通費補助事業 [105,700千円]精神障がい者交通費補助事業 [11,276千円]

[基本施策②] 障がい者サービス提供体制の整備

指 標	現 況	27年度目標
障害福祉計画の目標値を達成している障害福祉サービスの割合 (21年度)	53.8%	100%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
障がい者手帳の交付	<p>障がい者がその障がいの程度に応じて、福祉サービスや各種支援制度を円滑に利用できるよう、障がい者手帳の交付事務を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉等システム運用経費 [8,588千円]
相談支援の充実	<p>障がい者本人やその家族、障がい児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供やサービス提供ができるよう、相談支援の充実をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援等事業 [39,410千円] ・障がい者虐待防止事業 [2,325千円]
障害福祉サービスの充実	<p>障がい者が必要としている障害福祉サービスなどが確保されるよう、サービスの質の向上と量の確保につとめるとともに、施設の整備等を支援します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設整備推進事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者保護費（居宅介護等を除く介護給付費） [2,721,103千円] ・障がい児通所給付費 [158,175千円]
障がい者医療の支援	<p>障がいの状態の軽減をはかるとともに、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、人工透析などの医療給付を行います。</p> <p>また、心身の健康保持と生活の安定をはかるため、重度心身障がい者や65歳以上の高齢身体障がい者へ医療費を助成します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者保護費（自立支援医療費） [321,716千円] ・福祉医療費給付事業（重度・高齢） [1,634,281千円]

[基本施策③] 障がい者の地域生活の充実

指標	現況	27年度目標
居宅系の福祉サービス提供率	100% (21年度)	100%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
居宅介護等の支援	<p>障がい者の在宅生活が円滑に営まれるよう、入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたるサービスが提供されるよう支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者保護費（居宅介護等） [299,030千円]
グループホーム※P105等の整備の支援	障がい者の地域生活における居住の場が確保されるよう、グループホーム※P105等の整備を支援します。
関係機関のネットワーク体制の強化	<p>相談支援事業者や就労支援機関、特別支援学校などの関係機関で組織する「地域自立支援協議会※P105」における協議などにより、関係機関のネットワーク体制を強化します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の開催

4章2節4項 高齢者福祉の充実

○本格的な高齢社会の到来に向けた環境づくりを進めるため、国や県の今後の制度改正に適切に対応しながら、高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備、介護保険の適正な運営に取り組みます。

[基本施策①] 高齢者の社会参加の促進

指 標	現 況	27年度目標
老人クラブ数	213クラブ	200クラブ
老人クラブ会員数 (22年度)	10,015人	10,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
生きがいづくりと健康づくりの推進	<p>高齢者が気軽に立ち寄ることのできる憩いの場の提供や、外出の促進、老人クラブなどの地域における自主的な取組を支援し、生きがいづくりと健康づくりを推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・老人クラブ補助事業 [15,096千円]・傾聴ボランティア養成事業 [1,089千円] ☆戦略5－II・介護支援ボランティア制度運営経費 [7,580千円] ☆戦略5－II・高齢者コインバス事業 [102,236千円] ☆戦略5－IV
高齢者福祉の周知啓発の推進	<p>市民一人ひとりが高齢社会を身近なこととして関心を持ち、高齢者への理解を深めるため、啓発資料の配布やフォーラムの開催、老人保健福祉月間事業を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・エイジフレンドリーシティ構想推進事業 [8,302千円] ☆戦略5－I

[基本施策②] 高齢者サービス提供体制の整備

指 標	現 況	27年度目標
施設サービス、居住系サービスの定員数	3,095人 (22年度)	3,600人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
地域包括支援センターの運営	<p>各地域に15か所設置されている地域包括支援センター^{*P105}において、介護予防ケアマネジメント業務^{*P105}、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待防止などの権利擁護業務^{*P105}などをを行い、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター運営事業 [290,587千円] ☆戦略5－II

地域密着型サービスの提供	認知症※P105高齢者など、日常生活において介護が必要な方の住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスを提供します。
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス運営協議会経費 [353千円]
老人福祉施設の整備	要介護2から要介護5の認定者数が増加傾向にあることから、介護が必要な高齢者の生活を支援するため、入所待機者の多い状況にある特別養護老人ホームの重点的な整備を進めます。
	<p style="text-align: center;">新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設整備推進事業 <p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設整備費補助金 [315,000千円]

[基本施策③] 高齢者の健康維持の促進

指標	現況	27年度目標
要支援※P105・要介護※P105認定を受けていない高齢者の割合	80.1% (22年度)	79.1%

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
介護予防サービス※P105の充実	高齢者が要支援※P105や要介護※P105状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の維持・向上に着目した介護予防サービス※P105を充実します。
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型介護予防事業 [28,949千円]
介護予防に関する知識の普及啓発の推進	介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、地区の社会福祉協議会が高齢者を対象に実施する、軽スポーツや趣味活動などの健康・生きがいづくり活動へ助成を行い、地域の自主的な活動を支援します。
	<p style="text-align: center;">25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はつらつくらぶ事業 [9,216千円] ・健康づくり・生きがいづくり支援事業 [13,000千円]

『4章2節 地域福祉の充実』の用語解説

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 (P95)：市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

秋田市民生児童委員協議会 (P95, 96)：38地区の民生児童委員協議会からなる民生委員・児童委員の全市的な連絡協議会。福祉事務所などの関係行政機関と連携を密にしながら、各地域における組織的な福祉活動に取り組んでいる。

地域サロン (P95)：身近な施設（町内会館、コミセンなど）を会場として、定期的にお茶会や趣味の講座、旅行などを高齢者等の集まりのこと。地域の高齢者相互の交流・親睦を深めながら、閉じこもりを予防し生きがいを持っていきいきと生活できることを目的に、地区的実情に応じて地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会、老人クラブ、ボランティア等が主体となり運営している。

ワーク・ライフ・バランス (P96, 97)：性別や年齢にかかわらず、誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができる。

N P O (P96)：Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

要保護児童対策地域協議会 (P97)：児童福祉法に規定された法定機関。虐待を受けた児童または受けたと思われる児童や養育力が不足している家庭の児童等に関する問題について、関係機関等の連携により対応し、当該児童の早期発見および適切な保護をはかることを目的に設置されている組織である。協議会の活動を通して、関係機関等の連携を強化するとともに、市民への意識啓発をはかるために虐待防止講演会等を開催するなどし、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の推進をはかっている。

乳幼児健康診査 (P97)：4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査および2歳児の歯科健康診査。

事後指導 (P97)：乳幼児健康診査結果による、精密健康診査、経過観察クリニック、養育指導教室、主治医や保健師の経過観察等。

特定不妊治療 (P98)：不妊治療のうち、保険外診療である体外受精および顎微授精をいう。

小児慢性特定疾患 (P98)：18歳未満の児童の慢性疾患のうち、厚生労働大臣が定めたもの（11疾患群514疾患）。

特別保育 (P98)：保護者の様々なニーズに対応する通常保育以外のサービスで、延長保育、一時預かり、休日保育、障害児保育および病児・病後児保育などがある。

認可保育所 (P98)：本市に居住している保護者が仕事や病気などのため、日中子どもを家庭で保育できないとき、一定の基準のもと、保護者に代わって保育する児童福祉施設。運営は公費によって行われており、保育料は市内53カ所の認可保育所が同一の水準に定められている。

認定保育施設 (P98)：本市の認可外保育施設のうち、保育所設置の計画を有し、かつ本市が定める一定の基準を満たしていると認定した施設。本市では、認定保育施設に対し、良好な保育環境の維持を目的とした助成を行っている。

幼保連携型認定こども園 (P98)：「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援機能」を備えている施設。

障害者就業・生活支援センター (P100)：就職や職場定着に当たって就業面の支援と併せ、生活面の支援を必要とする障がい者を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業および日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設。

ガイドヘルパー (P100)：視覚障がいの方や、障がいのため車椅子を利用されている方、知的障がい・精神障がいの方が外出する際に、歩行や車椅子の介助などで移動をサポートするヘルパーのこと。

グループホーム (P101) : 障がい者が、地域社会のなかにある住宅やアパートなどにおいて、世話人による食事や相談などの日常生活の援助を受けながら共同生活を営む場。

地域自立支援協議会 (P101) : 障がい者からの相談に応じ情報提供やサービス等のコーディネートなどを行う相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす、保健、福祉、教育、就労等の関係者からなる定期的な協議の場。

地域包括支援センター (P102) : 介護保険法に基づく機関であり、地域の高齢者に対し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、総合相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、困難事例への対応などのケアマネジャー支援などを行う。本市では、市内各地域に15カ所設置する。

介護予防ケアマネジメント業務 (P102) : 要介護状態となることや要介護状態の悪化を予防するための課題分析、ケアプラン作成、効果測定などを一体的に行う事業。

権利擁護業務 (P102) : 高齢者に対する虐待防止と虐待の早期発見・早期対応や、そのための地域関係者のネットワークづくり、成年後見制度（認知症などにより判断能力が不十分な方の生活と財産を保護する制度）の円滑な利用支援などを行う事業。

認知症 (P103) : 成人に起こる認知（知能）障がい。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性ではなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

要支援 (P103) : 介護が必要な状態まではいかないものの、日常生活を営むうえで支障が見込まれる状態。

要介護 (P103) : 身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態。

介護予防サービス (P103) : 要介護状態などになることを予防し、または悪化を防止することを目的に、筋力などの機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上のために行うサービス。

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

3節 市民の主体的な活動の実現

節	項	基本施策	施策
3	– 1市民による地域づくりの推進	– ①地域の自治活動への支援 – ②自治活動拠点の整備	– ○町内会活動への支援 – ○北部・河辺・雄和市民サービスセンターの開設 ○(仮称)東部市民サービスセンターの整備 ○(仮称)南部市民サービスセンターの整備 ○(仮称)中央市民サービスセンターの整備 ○コミュニティセンターの整備
	– 2市民活動の促進	– ①市民活動の機会の拡充 – ②市民活動に参加しやすい環境づくり	– ○市民サービスセンターとコミュニティセンター等をいかした地域活動の連携強化 ○市民協働による地域づくりの促進 – ○市民活動の育成・支援

4章3節1項 市民による地域づくりの推進

○市と町内会などとの役割や責任を明確にし、実効ある自治活動を促進します。

[基本施策①] 地域の自治活動への支援

指 標	現 況	27年度目標
集会所類似施設補助件数（累積）	249件 (21年度)	370件

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
町内会活動への支援	町内会に対し、活動費の助成や集会施設の整備等の補助・貸付を行います。また、地域力の強化に向け、新たな地域支援の仕組づくりを進めます。
25年度の主な取組・事業	
・集会所類似施設整備・建設費助成事業 [4,551千円] ・集会所類似施設建設資金貸付金	

[基本施策②] 自治活動拠点の整備

指 標	現 況	27年度目標
市民サービスセンターとコミュニティセンター等の整備数	25施設 (21年度)	31施設

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
北部・河辺・雄和市民サービスセンターの開設	北部・河辺・雄和市民サービスセンターを開設し、身近な公共サービスの提供とあわせ地域自治活動の拠点としての活用を進めます。
(仮称)東部市民サービスセンターの整備	新県都プラン事業 ・庁舎・支所等総合整備事業 (仮称)北部市民サービスセンター整備事業 新県都プラン事業 ・庁舎・支所等総合整備事業 (仮称)東部市民サービスセンター整備事業 25年度の主な取組・事業 ・東部市民サービスセンター (仮称) 整備事業 [80,407千円]
(仮称)南部市民サービスセンターの整備	御野場地域センターと南部公民館によりサービスセンターの機能を確保する方向で検討します。 新県都プラン事業 ・庁舎・支所等総合整備事業 (仮称)南部市民サービスセンター整備事業 25年度の主な取組・事業 ・南部市民サービスセンター (仮称) 整備事業 [718,391千円]

(仮称)中央市民サービスセンターの整備	(仮称)中央市民サービスセンターを新庁舎の建設にあわせ整備します。 新県都プラン事業 • 庁舎・支所等総合整備事業 秋田市庁舎新築事業 25年度の主な取組・事業 • 新庁舎建設事業にあわせた整備推進
コミュニティセンターの整備	地域自治活動の拠点であるコミュニティセンターについて、既存施設の建て替えや大規模改修などにより整備を進めます。 25年度の主な取組・事業 • 勝平地区コミュニティセンター改築事業 [36,500千円]

4章3節2項 市民活動の促進

○ 地域団体や人材育成への支援により、さらに幅広い分野において市民活動を促進させるほか、市民活動のきっかけとなる各種講座の開催や情報提供、相談業務の充実、各団体間のネットワーク形成の支援、活動機会の提供などの環境づくりを進めます。

[基本施策①] 市民活動の機会の拡充

指 標	現 況	27年度目標
市民サービスセンターとコミュニティセンター等の利用者数	799,990人 (21年度)	1,000,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
市民サービスセンターとコミュニティセンター等をいかした地域活動の連携強化	<p>市民サービスセンター、コミュニティセンター等に市民活動に活用できるミーティングスペース、OA機器等を配置し、各団体の交流など、ネットワーク形成を支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">（仮称）南部・東部・中央市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備の検討コミュニティセンター化推進経費〔7,329千円〕
市民協働による地域づくりの促進	<p>住民の地域課題の解決に向けた主体的な取組を支援するとともに、公共施設の指定管理や業務委託の実施など、地域団体などが市の事業に参画する機会の拡充をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">地域支援事業〔25,282千円〕地域愛形成事業

[基本施策②] 市民活動に参加しやすい環境づくり

指 標	現 況	27年度目標
市民活動アドバイザーによる相談・情報提供件数	289件 (21年度)	400件

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
市民活動の育成・支援	<p>アルヴェの市民交流サロンにおいて、市民活動に取り組むきっかけとなるような講座や、既に活動している市民や団体に対するスキルアップを目的とした講座を開催します。</p> <p>また、市民活動団体間の情報交換・ネットワーク形成をはかるためのイベントや、市民活動アドバイザー^{P109}による相談業務や情報提供などを通して、市民活動の育成・支援を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援経費〔2,284千円〕

『4章3節 市民の主体的な活動の実現』の用語解説

市民活動アドバイザー (P109)：市民活動育成・支援のための相談員。本市においては、アルヴェ（市民交流プラザ）の市民交流サロンに配置し、市内で活動する市民活動団体に対し、活動に関する相談や団体間の調整などを行う。

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化的創造

節	項目	基本施策	施策
1	1 文化遺産の保存と活用	①文化財の保存と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の指定と保存 ○文化財の活用 ○史跡等の保存と整備 ○史跡秋田城跡歴史資料館（仮称）の建設 ○歴史資料の収集と保存・活用
	2市民文化の振興	①文化・芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・芸術活動への支援と顕彰 ○文化・芸術活動の環境づくりの推進
		②文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○文化施設の整備 ○文化施設の利活用の推進
	3生涯スポーツの推進	①スポーツ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯スポーツの振興 ○地域スポーツの振興 ○指導者の育成と活用 ○スポーツ関係団体との連携による競技スポーツなどの支援強化
		②スポーツ施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設の整備・活用
	4国際交流の推進	①国際交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○友好姉妹都市などとの交流の推進 ○国際理解の促進 ○市民との連携による国際交流の推進 ○平和意識の醸成
		②地域に根ざした多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人住民も暮らしやすいまちづくりの推進 ○多文化共生に向けた意識啓発の推進

5章1節1項 文化遺産の保存と活用

○文化遺産を保存、活用する環境の計画的な整備と、市民協働による歴史や文化をいかしたまちづくりと文化の担い手づくりを進めます。

[基本施策①] 文化財の保存と活用の推進

指 標	現 況	27年度目標
文化財学習会、体験、講座等への参加者数	56,000人 (21年度)	75,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
文化財の指定と保存	<p>歴史・民俗・美術などの文化遺産の調査を進め、文化財として指定や保存を行うほか、埋蔵文化財^{*P117}と特別天然記念物^{*P117}カモシカの保護につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保存事業補助金 [1,054千円] 遺跡事前発掘調査事業 [1,500千円] 特別天然記念物(カモシカ)食害対策事業 [3,300千円]
文化財の活用	<p>長い歴史のなかではぐくまれてきた貴重な文化財を、郷土学習や市民協働によるまちづくり、観光における資源として位置づけ、積極的な活用をはかります。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 民俗資料館等整備事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財イラストマップ作成事業 [1,362千円] ☆戦略1－II
史跡等の保存と整備	<p>国指定史跡である秋田城跡^{*P117}・地蔵田遺跡^{*P117}や名勝如斯亭庭園^{*P117}などを、市民共有の財産として後世に継承するため、調査・保存・整備を進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田城跡発掘調査経費 [9,800千円] 秋田城跡保存管理計画改訂事業 [4,097千円] 秋田城跡土地買上事業 [27,054千円] 史跡等保存整備事業 [16,261千円] 国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業 [18,663千円] ☆戦略3－II
史跡秋田城跡歴史資料館(仮称)の建設	<p>秋田城跡^{*P117}の発掘調査の成果を広く公開するため、史跡秋田城跡歴史資料館(仮称)の建設を進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡秋田城跡歴史資料館(仮称)整備事業 [5,187千円] ☆戦略3－II
歴史資料の収集と保存・活用	<p>市民共有の知的資源である歴史資料の発掘と収集を行い、適切に保存・整理していくとともに、歴史資料のデータベース化の実施、歴史資料の公開、展示会の開催など、市民が郷土の歴史に親しみを持つことができる環境づくりを進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 永年保存文書600冊のデジタル化 [1,195千円] 戦前の永年保存文書目録等の作成・公表、永年保存文書に関する資料提供(閲覧、複写等) [6,434千円]

5章1節2項 市民文化の振興

○市民の文化活動や文化事業の充実のために支援や顕彰を引き続き行うとともに、多様化する文化活動のニーズに対応できる環境整備と、地域の人材や文化関係団体との連携により市民文化の振興に取り組みます。

[基本施策①] 文化・芸術活動の充実

指標	現況	27年度目標
市が支援した事業への年間参加者数 (21年度)	28,378人	29,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
文化・芸術活動への支援と顕彰	<p>市民の自主的な文化・芸術活動に秋田市文化振興基金^{*P117}の活用などによる支援を行うとともに、長年、文化の振興に功績のあった個人や団体と、優れた作品の発表や業績を顕彰します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">文化振興基金事業 [3,977千円]文化振興関係団体支援経費 [2,000千円]
文化・芸術活動の環境づくりの推進	<p>文化関係団体や地域の人材との連携により、市民の文化活動の充実をはかるとともに、優れた文化・芸術の鑑賞機会が拡大するための環境づくりにつとめます。</p> <p>また、平成26年度に本県で開催される国民文化祭に向けた準備を進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">文化会館自主事業 [2,132千円]平成26年度国民文化祭関係経費 [45,941千円]

[基本施策②] 文化施設の充実

指標	現況	27年度目標
文化施設の年間利用者数 (21年度)	623,139人	650,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
文化施設の整備	<p>貴重な資料を適切に保存・展示するため、千秋美術館や赤れんが郷土館などの計画的な施設整備につとめるほか、佐竹史料館の整備・改築の検討を進めます。</p> <p>また、老朽化が著しい文化会館の改修については、市民文化の拠点として計画的に整備を進めます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">美術館施設整備等経費 [27,139千円]県市連携文化施設整備検討経費 [3,627千円]
文化施設の利活用の推進	<p>優れた文化・芸術や歴史を紹介する事業を行うとともに、文化施設ネットワークの強化など、利活用の推進につとめます。</p> <p>また、千秋美術館においては魅力ある展覧会を開催し、市民が芸術と触れ合う機会を創出するとともに中心市街地の活性化につなげます。</p>

25年度の主な取組・事業

- ・アトリオン活性化事業〔615千円〕**☆戦略1—I**
- ・「美術館の街」活性化事業〔57,199千円〕
☆戦略1—II
- ・美術館企画展開催事業〔11,140千円〕
- ・美術資料充実経費〔1,950千円〕
- ・教育普及事業及び調査研究事業〔820千円〕
- ・赤れんが郷土館企画展開催等事業〔1,732千円〕
- ・民俗芸能伝承館経常事業〔928千円〕
- ・佐竹史料館企画展開催等事業〔2,095千円〕
- ・文化振興管理費（文化施設連携事業）〔655千円〕

5章1節3項 生涯スポーツの推進

- 既存施設の有効活用や今後のニーズに応じた適正な施設整備を進めるとともに、地域や各種団体などとの連携により、誰もがスポーツに親しみ、健康と生きがいづくりに取り組める環境整備につとめます。
- 市民のスポーツ意識をさらに高め、新しい時代のスポーツ振興の基盤づくりを進めます。

[基本施策①] スポーツ活動への支援

指 標	現 況	27年度目標
週1回以上運動やスポーツを行う20歳以上の市民の割合	41.7% (21年度)	65.0%

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
生涯スポーツの振興	<p>子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、一人ひとりのライフステージにおいて、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりと情報提供につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・はずむスポーツ都市推進事業 [4,000千円]
地域スポーツの振興	<p>地域の絆づくりと活性化をはかり、地域住民が主体的にスポーツに取り組めるよう、生涯スポーツ社会の基盤となる、身近な地域でスポーツを楽しむことのできる環境を整えます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・市民スポーツ活動振興事業 [19,250千円]
指導者の育成と活用	<p>スポーツの楽しさを教え、生涯スポーツとの出会いへ導いてくれる指導者を育成するとともに、優れた指導者を活用できる環境づくりにつとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・保健体育振興経費（スポーツ推進委員研修経費）[522千円]
スポーツ関係団体との連携による競技スポーツなどの支援強化	<p>スポーツによる交流で元気な秋田市を目指すため、スポーツを支える関係団体との連携を深め、競技スポーツや「みる」スポーツを支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・次世代アスリート育成事業 [1,148千円]

[基本施策②] スポーツ施設の整備・活用

指 標	現 況	27年度目標
スポーツ施設年間利用者数	849,000人 (21年度)	900,000人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
ス ポ ーツ 施 設 の 整 備・活用	市民のスポーツニーズに対応し、誰でも安全快適に使用できるよう、生涯スポーツの拠点となる施設の整備充実と、大会日程の周知などによる施設の有効活用につとめます。
25年度の主な取組・事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設管理費〔257,444千円〕 ・体育施設整備補修等経費（市立体育館トップライト改修） 〔3,500千円〕 ・八橋運動公園第2球技場人工芝整備事業 〔148,500千円〕 ・市立体育館再生可能エネルギー等導入事業 〔54,178千円〕 ☆戦略4－I ・体育施設耐震診断経費（茨島体育館）〔4,978千円〕 	

5章1節4項 國際交流の推進

○市民の主体的な交流活動や、交流成果の市民への還元をはかりながら、地域における国際化を進め、国際的な視野を持った人材育成と世界に広がるパートナーシップを構築します。

[基本施策①] 國際交流活動の推進

指 標	現 況	27年度目標
友好姉妹都市 ^{*P117} との交流者累積数	2,701人 (21年度)	2,850人

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
友好姉妹都市 ^{*P117} などとの交流の推進	海外の友好姉妹都市 ^{*P117} などと、芸術文化、スポーツ、行政、経済などの分野において、市民間交流の機会拡大と、友好親善の発展をはかりながら、各都市の特性や地域性をいかした交流を推進します。 また、国内では姉妹都市をはじめとし、有縁関係にある都市などと交流を進めます。
	25年度の主な取組・事業 ・友好・姉妹都市交流推進事業〔3,328千円〕
国際理解の促進	友好姉妹都市 ^{*P117} とホームステイの受入れを行うなど、市民が主体となった多様な交流を進めることにより、市民の国際理解の促進をはかります。
	25年度の主な取組・事業 ・友好・姉妹都市交流推進事業〔3,328千円〕
市民との連携による国際交流の推進	秋田市姉妹都市フォーラム ^{*P117} を中心に、国際交流に関する団体と連携し、交流の担い手育成や市民参加の受け皿づくりをはかることにより、市民主体の国際交流を推進します。
	25年度の主な取組・事業 ・友好・姉妹都市交流推進事業〔634千円〕
平和意識の醸成	太平洋戦争において土崎空襲を経験した本市として、世界の恒久平和への願いを次代に継承していくため、青少年が戦争の惨禍や平和の尊さに理解を深める取組を進めるなど、市民の平和意識の醸成をはかります。
	25年度の主な取組・事業 ・国際平和推進事業〔1,654千円〕

[基本施策②] 地域に根ざした多文化共生の推進

指 標	現 況	27年度目標
外国人登録者数	1,237人 (21年度)	1,300人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
外国人住民も暮らしやすいまちづくりの推進	<p>日常生活に必要な情報を、多様な言語による冊子などで提供するとともに、財団法人秋田県国際交流協会※P117を中心とした関係機関、各種専門家との連携を進め、困りごとなどの相談体制を充実します。また、日本語の習得を支援し、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域国際化推進事業〔468千円〕
多文化共生に向けた意識啓発の推進	<p>外国人住民との交流事業などへの参画、支援、情報発信を進め、国籍や民族などの異なる人が、互いの文化的な違いを認めながらともに生きる、多文化共生に関する市民の意識啓発につとめます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解のための交流会等の周知および支援

『5章1節 文化的創造』の用語解説

埋蔵文化財 (P111)：貝塚・古墳・城跡・集落跡などの遺跡や土器・石器など、地下に埋まっている文化財。

特別天然記念物 (P111)：学術上貴重で、特に重要なものとして指定された動物・植物・地質・鉱物をいう。動物ではニホンカモシカ・コウノトリ・ライチョウなどが指定されている。

秋田城跡 (P111)：高清水丘陵に築かれた奈良・平安時代の大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡に指定された。東北地方の日本海側（出羽国）の政治・軍事・文化の中心地であり、環日本海交流の拠点としての機能を有していたことも指摘されている。

地蔵田遺跡 (P111)：御所野台地の南西部にある旧石器・縄文・弥生時代の複合遺跡。木柵で囲まれた弥生時代の集落跡は全国でも類例がないことから、平成8年に国の史跡に指定された。

如斯亭庭園 (P111)：佐竹氏の居城であった久保田城（千秋公園）の北方約1.5kmに位置し、旧秋田藩主佐竹氏関連として現存する唯一の庭園であり、また、東北地方の大名およびその文化を知るうえで貴重な庭園であることから、平成19年に国の名勝に指定された。

秋田市文化振興基金 (P112)：市民文化の振興を目的に昭和58年3月に創設した基金。この基金を活用し、市民の自主的な文化活動への助成と顕彰を行っている。

友好姉妹都市 (P116)：友好的・継続的な交流を結ぶ約束をした都市のこと。海外では、中国・蘭州市、ドイツ・パッサウ市、ロシア・ウラジオストク市、アメリカ・セントクラウド市と提携し、そのほかにアメリカ・キナイ半島郡と交流合意提携。国内では、姉妹都市の茨城県常陸太田市のか、歴史的な有縁関係にある茨城県久慈郡大子町、仙北市と交流。

秋田市姉妹都市フォーラム (P116)：市民主体による国際交流の推進と市民の異文化理解促進を目指し、友好姉妹都市にゆかりのある市民が中心となって設立した団体。

財団法人秋田県国際交流協会 (P117)：秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として秋田県および県内市町村の出えんのもと平成3年に設立された公益法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち 2節 教育の充実

節	項	基本施策	施策
2	– 1 社会教育の充実	– ①学習機会の充実 – ②学習環境の整備 – ③青少年の健全育成の推進	– ○学習機会の拡充 – ○施設整備とネットワーク化の推進 ○図書館サービスの拡充 – ○放課後児童対策の充実 ○青少年非行の未然防止活動の充実
	– 2 学校教育の充実	– ①幼児教育の充実 – ②小中学校教育の充実 – ③高等学校等の教育の充実 – ④教育環境の整備	– ○幼稚園への就園奨励の実施 ○幼稚園の振興に対する助成の実施 – ○小中一貫した考えに立った教育の推進 ○信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進 ○徳・知・体のバランスのとれた子どもを育てる教育活動の推進 ○今日的教育課題に対応する教育活動の推進 ○郷土秋田の特色をいかした教育活動の推進 – ○秋田商業高等学校の教育の充実 ○御所野学院高等学校の教育の充実 ○秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実 – ○小・中学校の増改築等の実施 ○小・中学校の大規模改修等の実施 ○耐震補強等の実施 ○小・中学校等の環境整備の実施 ○教職員の資質能力の向上 ○児童生徒の安全対策の実施
	– 3 高等教育の充実	– ①高等教育の内容の充実 – ②高等教育の環境の整備	– ○公立大学法人の支援 ○大学を通した社会貢献の推進 – ○高等教育の環境の整備

5章2節1項 社会教育の充実

- 市民協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズにこたえる社会教育事業を進めるとともに、学習機会に関する情報提供の充実や学習活動を支える施設などの環境整備につとめます。
- 学習機会の拡充にあたっては、現代的課題や地域課題の解決につながる「学び」の機会を充実させ、地域づくりに貢献できる人材の育成につとめるとともに、学習成果を社会に積極的にいかすことができる環境を整えます。
- 児童の健全育成をはかるため、放課後児童クラブ^{※P126}や児童館等を計画的に整備し、放課後の生活の場や安全な遊び場を提供します。

[基本施策①] 学習機会の充実

指標	現況	27年度目標
生涯学習をしている人の割合 (生涯学習事業参加者数)	94,211人 (21年度)	95,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
学習機会の拡充	<p>市民のライフステージに応じた学習ニーズや様々な課題に対応した学習機会の充実をはかります。また、地域の課題を見つけ解決していく力を養う学習の充実につとめるとともに、学習成果をいかした活動ができる場の提供をはかります。</p>
25年度の主な取組・事業	
・生涯学習・社会教育推進経費〔3,446千円〕	
・各社会教育施設経常事業〔11,379千円〕	

[基本施策②] 学習環境の整備

指標	現況	27年度目標
公民館・図書館の年間利用者数	1,058,241人 (21年度)	1,086,000人

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
施設整備とネットワーク化の推進	<p>公民館機能の移転を含めた市民サービスセンター構想等との整合性をはかりながら、施設のあり方を検討しその整備を進めていくとともに、社会教育施設間の情報共有を進めるなどネットワーク化をはかり、学習環境の充実につとめます。</p>
25年度の主な取組・事業	
・各社会教育施設管理費〔1,368千円〕	
図書館サービスの拡充	<p>市民の読書活動支援のため、積極的に資料を収集して提供するほか、図書館遠隔地に住む市民のために、移動図書館車や配本サービスによる定期巡回を実施して、本に親しむ機会の充実につとめます。また、講座や講演会、企画展示などを隨時開催し、市民が読書に関心を持つことができる環境の充実につとめます。</p>
25年度の主な取組・事業	
・各図書資料整備経費〔12,279千円〕	
・各図書館経常事業(市民文化講座、文化講演会)	

[5,071千円]
・貴重古文書情報化推進事業 [38,694千円]
・明徳館施設整備等経費 [2,500千円]
・明徳館文庫運営事業 [11,756千円]
・子ども読書活動推進事業 [13,454千円]
・土崎図書館施設整備等経費 [6,517千円]

[基本施策③] 青少年の健全育成の推進

指標	現況	27年度目標
放課後子ども教室未実施学区数 (21年度)	10学区	0学区

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
放課後児童対策の充実	<p>子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、すべての小学校区に児童館等^{※P126}を設置するとともに、利用者ニーズを把握し放課後児童クラブ^{※P126}を整備するなど、放課後子どもプラン^{※P126}を積極的に推進します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館等整備事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 [79,539千円] ☆戦略6—I ・放課後子ども教室推進事業 [47,338千円] ☆戦略6—I ・上北手児童館（仮称）整備事業 [86,222千円] ☆戦略6—I
青少年非行の未然防止活動の充実	<p>青少年非行の未然防止のため、県や警察のほか、学校、地域、青少年健全育成団体等との連携につとめます。</p> <p>また、少年や保護者を対象とした相談事業や少年指導委員による街頭指導など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年指導センター管理費（街頭巡回指導、環境浄化活動、少年相談活動）[2,526千円]

5章2節2項 学校教育の充実

- 幼児期から高等学校段階までを通じて、充実した教育環境と指導体制のもと、徳・知・体のバランスがとれた自立できる子どもの育成に取り組みます。
- 家庭や地域と連携しながら、「共生」の心をはぐくむとともに、不登校対応や特別支援教育^{※P126}などの様々な教育課題に、小中一貫した考えに立ってきめ細かく対応します。
- 学校施設などの整備を計画的に進めるとともに、学校の規模や配置の適正化についても検討を進めながら、教育環境の維持向上に取り組みます。

[基本施策①] 幼児教育の充実

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
幼稚園への就園奨励の実施	<p>希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・幼稚園就園奨励事業（幼稚園就園奨励費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金）〔521,760千円〕・幼稚園預かり保育料助成事業〔17,833千円〕 <p>☆戦略6—I</p>
幼稚園の振興に対する助成の実施	<p>幼稚園教育の充実と振興をはかるため、私立幼稚園の運営および実施事業に対する助成を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・私学振興助成事業〔17,919千円〕

[基本施策②] 小中学校教育の充実

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
小中一貫した考えに立った教育の推進	<p>小・中学校9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達段階に応じたきめ細かな指導を行うため、小学校と中学校が「を目指す子ども像」を共有します。</p> <p>また、小・中学校が連携して学習指導や生徒指導に取り組むとともに、感動を共有する小中合同の体験活動などを実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・「はばたけ秋田っ子」教育推進事業〔2,860千円〕
信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進	<p>学校、家庭、地域の相互の信頼関係を深め、子どもたちに共生の心をはぐくむため、「子どもが『人の絆』の素晴らしさを実感する学習や体験活動」「学校と家庭が協力しあう機会」「学校と地域との絆を深める機会」などの充実に取り組みます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none">・学校における絆づくりの推進
徳・知・体のバランスのとれた子どもを育てる教育活動の推進	<p>思いやりを持って互いに認めあうことができるよう、豊かな人間性をはぐくむ教育活動を推進するとともに、生きる力としての「確かな学力」の向上を目指して、一人ひとりに応じた指導方法の工夫改善につとめます。</p> <p>また、体力の向上と健康の保持増進をはかるため、運動に親しむ機会を確保するとともに、健康教育・性教育・食育^{※P126}の充実に取り組みます。</p>

	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手活用経費 [8,215千円] ・「学校きらめきプラン」支援事業 [34,000千円] ・小学校外国語活動外部指導者派遣事業 [5,304千円] ・中学校部活動外部指導者派遣事業 [3,065千円]
今日的教育課題に対応する教育活動の推進	<p>子ども一人ひとりの状況に応じた適切な支援につめるため、特別支援教育^{※P126}の充実をはかるほか、心に寄り添い、深くかかわる生徒指導を推進するとともに、いじめ問題や不登校問題への取組の充実をはかります。</p> <p>また、子どもたちに、将来の夢や希望の実現に向けて意欲を持って学び続ける態度をはぐくむため、キャリア教育の推進につとめます。</p>
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導センター「すくうる・みらい」運営経費 [3,376千円] ・特別支援教育推進事業 [1,411千円] ・「心の教室相談員」配置事業 [761千円] ・学校評議員の活用
郷土秋田の特色をいかした教育活動の推進	<p>子どもたちが、郷土に対する誇りや愛着を持ち、郷土に貢献しようとする態度をはぐくむため、自然、歴史・文化などを素材とした学習や、地域の伝統芸能を学んだり伝統行事に参加するなどの体験活動の充実をはかります。</p> <p>また、環境に対する豊かな感性や、互いに理解し合い、助けあいながらともに生きていくとする態度をはぐくむために、環境教育や福祉教育の充実につとめます。</p>
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育や福祉教育の充実

[基本施策③] 高等学校等の教育の充実

【計画期間内に実施する施策】

施策名	取組内容
秋田商業高等学校の教育の充実	<p>商業高校としての特色をいかし、会計、情報、マーケティングなど各分野での実践的ビジネス能力を身に付けた人材の育成につとめるとともに、学習内容、生活指導、進路指導を充実しながら、文武両道の教育を実践します。</p>
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田商業高等学校教育振興費 (AKISHOP、キッズビジネスタウン、エコロジカルビジネス) [164千円]
御所野学院高等学校の教育の充実	<p>郷土愛をもちながらも、国際感覚を身に付けた個性豊かな人材の育成を目指し、中高教員が連携して、一貫教育校の特色を最大限いかしたカリキュラムの編成を行い、教育内容の一層の充実につとめます。</p>
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の充実
秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実	<p>美術工芸やデザインの知識や技術を備えた社会に貢献できる人材の育成を目指し、秋田公立美術大学との連携のもと、教育内容の充実につとめます。</p>
	25年度の主な取組・事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・附属高等学院教育振興費 (中学生の美術教室・明日のクリエイター展開催事業) [7,429千円] ・附属高等学院教育設備等整備事業 [453千円]

[基本施策④] 教育環境の整備

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
小・中学校の増改築等の実施	<p>小・中学校の校舎や体育館などの学校施設で、大規模な地震によって倒壊もしくは崩壊する危険性が高いケースや、建築後40年以上経過しコンクリート強度が低下しているケースなどに対応するため、増改築による教育環境の整備を行います。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校増改築等事業（雄和地域） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校増改築等事業（雄和中学校） [24年度繰越]
小・中学校の大規模改修等の実施	<p>小・中学校の建築後20年以上経過した校舎や体育館を対象として、通常発生する建物の損耗、機能低下に対する復旧措置および改修を行い教育環境の質的改善をはかります。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校大規模改修事業（広面小学校） [185,600千円] ・中学校大規模改修事業（城東中学校） [24年度繰越]
耐震補強等の実施	<p>構造耐震指標（Is値）※P126が0.7未満の校舎・体育館を補強することによって児童・生徒の安全性の確保をはかります。</p> <p>また、秋田商業高等学校の生徒の安全と地域の防災拠点としての安全を確保するため、耐震診断に基づいた耐震補強を実施します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校耐震補強等事業（戸米川小学校） [24年度繰越] ・中学校耐震補強等事業（秋田南中学校） [24年度繰越]
小・中学校等の環境整備の実施	<p>小・中学校のグラウンド、プールなど時代に即した設備や機能が求められているものや、経年により機能低下した施設を整備します。</p> <p>また、秋田商業高等学校の老朽化した施設の改修を実施します。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校グラウンド改良事業（河辺地域） ・小・中学校プール改築事業（河辺地域、雄和地域） ・小・中学校情報教育環境整備事業（河辺地域、雄和地域） <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設等改修経費 [49,547千円 左記のほか24年度繰越有] ・中学校施設等改修経費 [93,398千円 左記のほか24年度繰越有] ・中学校再生可能エネルギー等導入事業（泉中学校、秋田西中学校） [110,909千円] ☆戦略4－I ・秋田商業高等学校施設等改修経費（管理・特別教室棟およびセミナーハウストイレ改修工事、FF式石油ストーブ更新） [30,757千円]

教職員の資質能力の向上	<p>小・中学校の教職員の豊かな人間性を培い、職務上必要な専門的な資質や能力の向上をはかるため、経験年数や職務などに応じた体系的・総合的な研修を実施するとともに、学校における校内研修や教育研究団体との相互連携につとめます。</p> <p>新県都プラン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育研究所改修事業 <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教職員研修推進事業 [3,871千円]
児童生徒の安全対策の実施	<p>児童が安心して学校生活を送ることができるよう、すべての市立小学校へ警備員を配置し、不審者、不審物へ対応します。</p> <p>また、各小学校ごとに組織する<u>安全対策委員会</u>^{※P}₁₂₆の活性化をはかり、地域、学校、関係機関などが一体となった安全対策を推進します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小学校警備経費 [38,640千円] • スクールガード養成講習会の実施 • 秋田っ子まもるメールの配信

5章2節3項 高等教育の充実

- 市内各高等教育機関との連携・協力に基づく事業実施や、大学コンソーシアム^{※P126}あきたの枠組みの活用などにより、行政、地域団体、産業界、大学などが連携した活動をより活性化させるようつとめます。
- 秋田公立美術工芸短期大学については、競争力の強化や就職市場からの評価向上、教育目標のより高い次元での達成、芸術・文化のまちづくりへの貢献をはかるため、4年制大学化等を進めます。

[基本施策①] 高等教育の内容の充実

指 標	現 況	27年度目標
美術工芸短期大学の公開講座年間受講者数	120名 (22年度)	※平成25年度より公立大学法人へ移行

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
公立大学法人の支援	<p>秋田公立美術大学の基本理念を、「新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学」「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」「秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学」「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」と定め、その理念のもと大学を運営する公立大学法人秋田公立美術大学に対して、法人の設立者として支援します。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人運営費交付金 [796,000千円] ・公立大学法人支援経費 [3,988千円] ・公立大学法人支援基金積立金 [1,652,089千円]
大学を通した社会貢献の推進	<p>研究成果を社会に還元することを目的として、大学が主体的かつ積極的に社会貢献事業を推進することを支援するとともに、大学と連携しながら、まちづくりにつながる社会貢献事業に取り組みます。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人運営費交付金 [796,000千円] ・秋田公立美術大学社会貢献センター活用経費 [1,000千円]

[基本施策②] 高等教育の環境の整備

指 標	現 況	27年度目標
秋田公立美術工芸短期大学附属図書館の蔵書数	41,900冊 (22年度)	※平成25年度より公立大学法人へ移行

【計画期間内に実施する施策】

施 策 名	取組内容
高等教育の環境の整備	<p>秋田公立美術大学の施設および設備については、主に秋田公立美術工芸短期大学の施設および設備を活用しており、全体的に経年劣化が進んでいることから、必要に応じて大規模修繕費用の補助等を行います。</p> <p>25年度の主な取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立美術大学施設整備事業 [2,848千円]

『5章2節 教育の充実』の用語解説

放課後児童クラブ (P119, 120)：児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業により、小学校に就学しているおおむね10歳未満で、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後および土曜日に専用の施設を利用して提供する適切な遊びと生活の場。

児童館等 (P120)：児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している児童館・児童センターのほか、児童室を含めた総称。

放課後子どもプラン (P120)：放課後等に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、健全な遊びや学習、スポーツ、地域住民との交流等様々な活動に取り組む放課後子ども教室推進事業と、留守家庭児童に遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業を一体的に実施する放課後児童に対する本市の取組。

特別支援教育 (P121, 122)：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

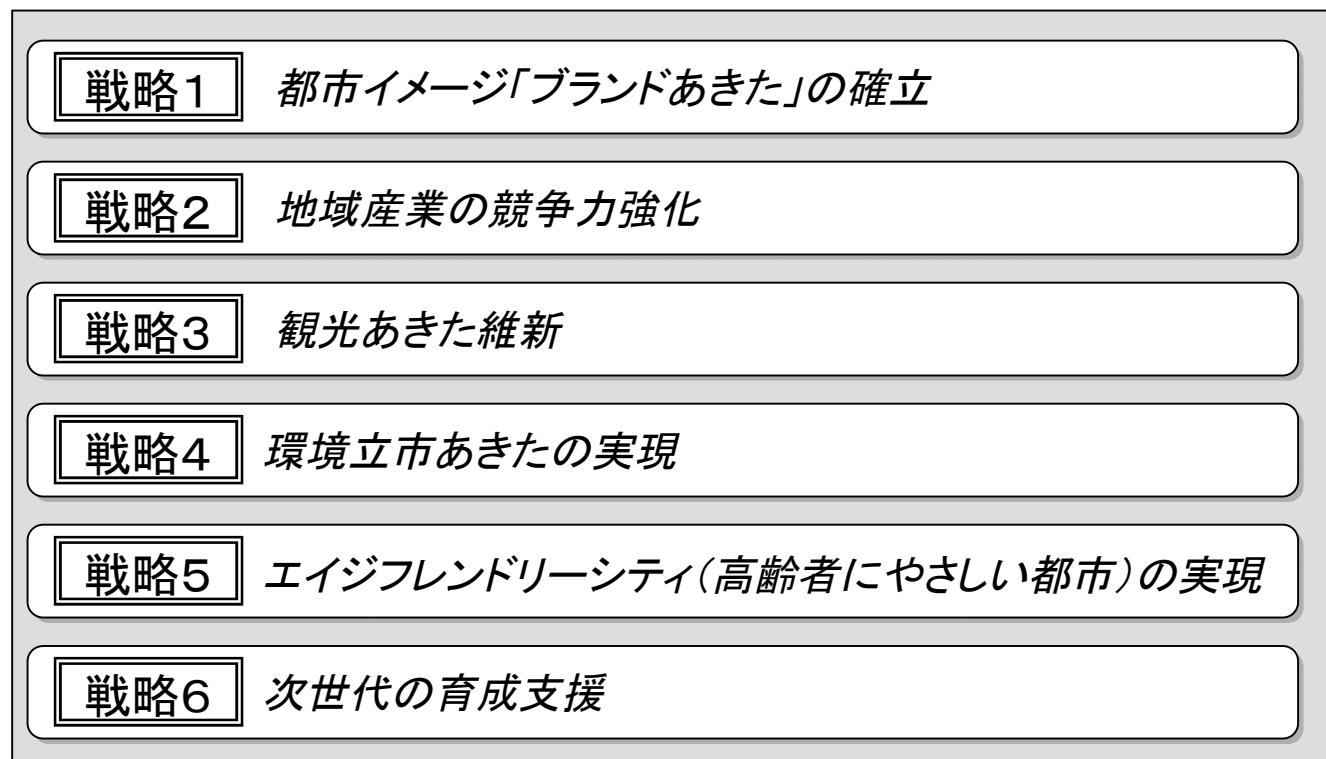
食育 (P121)：食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成をはかることをいう。

構造耐震指標 (Is値) (P123)：昭和56年以前の古い耐震基準で建てられた建築物の強さを表すのに使う数値で、国土交通省の基準では0.6未満は「震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性がある」、0.3未満は「危険性が高い」とされる。文部科学省は学校の建物は地震時の避難所になることから、より安全な0.7以上に耐震補強するよう求めている。

安全対策委員会 (P124)：秋田市内で学校、保護者、地域が一体となって、児童が安心して登下校できる環境づくりを目的として活動している組織の総称。小学校を中心に、町内会や老人クラブ、PTAなどで構成されている。

大学コンソーシアムあきた (P125)：秋田県内の高等教育機関の連携・交流により教育研究機能を強化し、その成果を地域社会へ還元して、地域の発展に貢献するため、平成17年3月に秋田県内の大学・短期大学などで設立した組織。単位互換授業や高大連携授業、連携公開講座、社会人講座などを実施している。

第4 成長戦略別推進計画



重点プログラム

『基本構想』で設定

『推進計画』で設定

将来都市像ごとの体系にとらわれずに、今後成長させることが必要な分野において設定した『成長戦略』について、「重点プログラム」ごとの取組などを記載しています。

ねらい

計画期間内の取組

成長戦略事業

翌年度に実施する事業を記載

戦略1

都市イメージ「ブランドあきた」の確立

重点プログラム

ねらい

I まちの顔づくり

中心市街地への来訪者に、秋田市を強く印象づけられるような「まちの顔」づくりを目指します。

II 芸術・文化によるまちおこし

芸術・文化施設の一層の活用により、身近な場所で芸術・文化に触れる機会を創出するとともに、都市景観形成により、魅力あるまちのイメージを創ります。

III 秋田市ブランド商品の開発と振興

秋田市ブランドの新商品開発と販路拡大により、「ブランド秋田」の確立を目指します。

IV クラブスポーツへの支援

本市をホームタウンとするクラブチームのスポンサー支援や地元チームを応援する市民意識の醸成を目指します。

芸術・文化をはじめとする様々な資源を活用しながら「にぎわい」や「秋田らしさ」を創造することにより、本市のイメージアップをはかり、秋田市オリジナルのイメージの確立と市民が誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

中心市街地において各種活性化施策を連続的に展開することにより、秋田駅前から中通一丁目地区を魅力ある一体的な集客エリアとし、中心市街地全体のにぎわい創出をはかります。

また、秋田駅に降り立った時の第一印象である、駅前の都市景観整備とにぎわい創出を進めます。

- ・中心市街地にぎわい創出事業
(企画調整課 P38)
- ・中心市街地活性化基本計画推進経費
(都市総務課 P38)
- ・にぎわい交流館等施設管理費
(企画調整課、観光物産課、都市総務課 P38)
- ・油谷コレクション活用推進事業
(企画調整課 P38)
- ・中心市街地循環バス運行事業
(交通政策課 P38)
- ・官民連携秋田駅周辺活性化事業
(秋田市民交流プラザ管理室 P39)
- ・中心市街地商業集積促進事業
(商工労働課 P39)
- ・アトリオン活性化事業
(千秋美術館 P113)

景観上重要な建造物の保存などへの支援やラッピングバス^{※P140}による「ブランドあきた」のPR、秋田公立美術工芸短期大学による作品展示機会および講座の充実をはかります。また、市内に点在する文化財や文化施設を紹介する文化財イラストマップを作成し、マップを活用した事業を行います。

- ・バス車両活用情報発信事業
(交通政策課 P35)
- ・景観重要建造物等保存事業費補助金
(都市計画課 P53)
- ・文化財イラストマップ作成事業
(文化振興室 P111)
- ・平成26年度国民文化祭関係経費
(国民文化祭推進室 P112)
- ・「美術館の街」活性化事業
(千秋美術館 P113)

秋田市の素材をいかした特産品・名物を開発し、「秋田市ブランド」として市内外にPRし、販路を拡大します。

- ・地域ブランド化推進事業
(農業農村振興課 P29)
- ・農産加工品等セールスプロモーション事業
(農林総務課 P29)

本市をホームタウンとする秋田ノーザンハピネッツ、ブラウブリッツ秋田、秋田ノーザンブレッツ3チームのホームゲーム開催にあわせ、PRブースの設置やイベント開催など、地域でチームを支援する体制づくりを進めます。

- ・スポーツホームタウン推進事業
(企画調整課 P40)

戦略2

地域産業の競争力強化

重点プログラム

ねらい

I ビジネスチャンスをとらえた 産業の創出

新たなビジネスモデルに取り組む企業や、意欲のある中小企業を支援することで、ビジネスチャンスをとらえた産業の創出を目指します。

II 環日本海貿易の促進

地理的優位性をいかし、中国・ロシア・韓国・台湾など対岸諸国との経済交流の拡大を目指します。

III 戦略作目^{※P140}による新たな 農業ビジネスの展開

本市農業活性化の鍵となる戦略作目について、重点的に支援を進め、生産の拡大と農家所得の向上をはかります。

中国・ロシア沿海地方に近接する地理的優位性や豊富な農業資源、優れた環境リサイクル技術、恵まれた条件を兼ね備えた風力をはじめとする新エネルギーなど、本市の潜在力を戦略的に引き出すことにより、地域産業の競争力を高めます。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

社会情勢の変化や消費者ニーズをとらえた新たなビジネスモデルに取り組む事業者や、企業の経営基盤強化・販路開拓・人材育成の支援により、意欲のある中小企業の成長を後押しします。

- ・チャレンジオフィスあきた入居者等支援経費
(商工労働課 P16、18)
- ・中小企業金融対策事業
(商工労働課 P16、17、18)
- ・6次産業化普及・啓発事業
(農林総務課 P29)
- ・6次産業化起業・事業拡大支援事業
(農林総務課 P29)
- ・6次産業化支援施設整備基本計画策定経費
(農林総務課 P29)
- ・6次産業化地域リーダー育成事業
(農林総務課 P29)
- ・農産加工品等セールスプロモーション事業
(再掲 農林総務課 P29)
- ・6次産業化地域資源発掘事業
(農林総務課 P29、31)
- ・6次産業化実践モデル支援事業
(農林総務課 P31)
- ・あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業(木質ペレット活用モデル推進経費)
(環境総務課 P47)

現地経済団体・貿易関連機関などとの連携や、現地コーディネーターの配置を進め、海外企業との継続的な企業間取引の拡大をはかります。

- ・対岸経済交流事業
(港湾貿易振興課 P22)
- ・秋田港コンテナ航路開設促進事業
(港湾貿易振興課 P22、62)
- ・秋田市貿易振興ビジョン策定準備経費
(港湾貿易振興課 P22)

「園芸作物」を戦略作目^{※P140}と位置づけ、生産拡大に必要な一連のプロセスとして担い手育成、生産振興、販売促進など一貫した支援を行います。

- ・園芸作物担い手育成事業
(農業農村振興課 P27)
- ・園芸振興拠点施設整備事業
(農業農村振興課 P27)
- ・園芸作物生産振興事業
(農業農村振興課 P27、28)
- ・園芸作物販売促進支援事業
(農業農村振興課 P27、28)

戦略3

観光あきた維新

重点プログラム

ねらい

I 秋田市ならではの観光戦略構築

本市の持つ魅力をいかしながら、新たな観光メニューの開発に取り組むなど、本市ならではの観光戦略の構築を目指します。

II 観光資源の発掘、磨き上げ

本市の観光資源を磨き上げるとともに、見せ方に工夫を凝らすなど、1年を通して多くの観光客に滞在してもらえる企画やサービスの確立を目指します。

III セールスプロモーション^{※P140}の強化

誘客キャンペーンや観光プロモーションなど、国内外に向けた情報発信を強化し、交流人口の拡大を目指します。

有形・無形の魅力ある観光資源を磨き上げるとともに、旅行者のニーズに的確に対応し、新たな視点と柔軟な発想によるオリジナリティーあふれる観光戦略を打ち出し、観光都市としての魅力を高め交流人口の増加をはかります。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

観光に精通し、成功実績を持つエキスパートを観光アドバイザーとして起用し、オンラインの観光戦略を打ち出します。

- ・秋田市観光振興協働交付金(おもてなし推進事業)
(観光物産課 P34)
- ・ウェルカムミュージック事業
(観光物産課 P37)

携帯電話を利用した観光情報の提供や、通年・滞在型観光の推進につながるイベントを企画するほか、文化財の観光資源としての活用、秋田市スタイルのグリーン・ツーリズム
※P140 の商品化、大森山動物園のさらなる魅力向上に取り組みます。

- ・都市・農村交流促進事業
(農業農村振興課 P30、31)
- ・まちあるき観光推進事業
(観光物産課 P34)
- ・秋田市観光振興協働交付金(まちあるき観光推進事業)
(観光物産課 P36)
- ・太平川観桜会補助金
(観光物産課 P34)
- ・秋田市観光振興協働交付金(桜・つつじまつり事業)
(観光物産課 P34)
- ・動物園にぎわい創出事業
(大森山動物園 P35)
- ・大森山動物園開園40周年記念事業
(大森山動物園 P35)
- ・秋田市観光振興協働交付金(観光プロモーション事業)
(観光物産課 P36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(観光キャラバン、物産展等の開催)
(観光物産課 P36)
- ・観光プロモーション事業
(観光物産課 P36)
- ・道の駅「あきた港」にぎわい創出事業
(港湾貿易振興課 P39)
- ・国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業
(文化振興室 P111)
- ・史跡秋田城跡歴史資料館(仮称)整備事業
(文化振興室 P111)

首都圏などにおける観光PR活動、コンベンション
※P140 の誘致、海外からの誘客に向けた売り込み作戦などを展開します。

- ・デスティネーションキャンペーン推進事業
(観光物産課 P34、36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(観光情報ホームページ運用経費)
(観光物産課 P36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(観光ガイドブック購入経費)
(観光物産課 P36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(コンベンション誘致推進事業)
(観光物産課 P36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(観光コンベンション推進事業補助金)
(観光物産課 P36)
- ・秋田市観光振興協働交付金(秋田市観光案内所等運営経費)
(観光物産課 P37)

戦略4

環境立市あきたの実現

重点プログラム

ねらい

I 新(省)エネルギー設備の導入拡大

施設の省エネルギー化や新エネルギー設備の導入により、まち全体のエネルギー利用の最適化を目指します。

II 環境関連事業の創出

本市の豊かな自然環境をいかしながら、地球温暖化対策と地域産業の活性化の両立を目指します。

III 環境付加価値^{※P140}の活用促進

環境付加価値^{※P140}を活用した地球温暖化対策を積極的に展開し、環境立市のイメージ定着を目指します。

積極的な地球温暖化対策に加え、本市の恵まれた自然環境をいかしながら、様々な環境関連施策を展開し、環境分野における本市のブランドイメージを高めるとともに、環境と経済の好循環を生み出します。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

市内に所在するすべての施設の継続的な省エネルギー化と統合管理システムの導入を通じて、エネルギー利用の最適化を進めるとともに、防犯灯のLED^{※P140}化や住宅用太陽光発電システムなどの新エネルギー^{※P140}設備の普及を進めます。

- ・エコ動物園推進事業
(大森山動物園 P35)
- ・排泄物有効活用事業
(大森山動物園 P35)
- ・町内防犯灯LED化事業
(生活総務課 P46)
- ・住宅用太陽光発電普及促進事業
(環境総務課 P46)
- ・メガソーラー事業
(環境総務課 P46、47)
- ・新庁舎再生可能エネルギー等導入事業
(新庁舎建設室 P47)
- ・コミュニティ施設再生可能エネルギー等導入事業
(生活総務課 P47)
- ・市民サービスセンター再生可能エネルギー等導入事業
(市民協働・地域分権推進課 P47)
- ・あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業(スマートシティ情報統合管理基盤運用経費)
(環境総務課 P47)
- ・あきたスマートシティ地域ESCO事業
(環境総務課 P47)
- ・市立体育館再生可能エネルギー等導入事業
(スポーツ振興課 P47、115)
- ・中学校再生可能エネルギー等導入事業
(教育委員会総務課 P47、123)

環境関連企業の投資や起業を促すなど、環境関連産業の振興をはかります。また、森林整備の促進や林業・関連産業の活性化、雇用の創出などを視野に入れ、バイオマス^{※P140}を活用した新たな産業などの創出を検討します。

- ・あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業(あきたスマートシティ・プロジェクト推進協議会運営費)
(環境総務課 P47)
- ・あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業(情報発信関連経費)
(環境総務課 P47)
- ・あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業(木質ペレット活用モデル推進経費)
(再掲 環境総務課 P47)

グリーン電力証書^{※P140}やオフセット・クレジット^{※P140}、国内クレジット^{※P140}など、環境付加価値^{※P140}を活用した地球温暖化対策に取り組みます。

- ・オフセット・クレジット制度活用推進経費
(農地森林整備課 P46)

戦略5

エイジフレンドリーシティの実現 (高齢者にやさしい都市)

重点プログラム

ねらい

I エイジフレンドリーシティ構想^{※P141} の普及啓発

世界保健機関(WHO)が提唱している「エイジフレンドリーシティ」を推進し、高齢者にやさしいまちを目指します。

II 高齢者の多様な能力の活用

高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながる社会参加活動、就業機会の創出を目指します。

III バリアフリー^{※P141}化の促進

バリアフリー^{※P141}化を進め、高齢者だけでなく、障がい者や妊婦、子どもにとってもやさしいまちを目指します。

IV 高齢者の交通手段の確保

多くの高齢者の日常的な移動手段となる公共交通機関の確保とサービス向上を目指します。

高齢者をはじめから意識したエイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)を目指し、高齢者はもちろん障がい者や子育て中の親、子どもなど、誰にでもやさしいまちづくりを進めます。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

エイジフレンドリーシティの理念を浸透させるとともに、広く理解を深めてもらうため、職員に対する研修や市民対象のフォーラム開催などを実施します。

- ・エイジフレンドリーシティ構想推進事業
(長寿福祉課 P102)

ボランティア・地域活動への参加促進や豊富な知識・経験をいかせる就業機会の確保につとめます。

- ・高年齢者就業機会確保事業費補助金
(商工労働課 P19)
- ・要援護者支援体制整備事業
(福祉総務課 P95)
- ・傾聴ボランティア養成事業
(長寿福祉課 P102)
- ・介護支援ボランティア制度運営経費
(長寿福祉課 P102)
- ・地域包括支援センター運営事業
(長寿福祉課 P102)

エイジフレンドリーシティ構想^{※P141}に基づき、公共施設や歩道、住宅などのバリアフリー
^{※P141}化を進めるとともに、市民一人ひとりのバリアフリー^{※P141}への理解を促進します。

- ・都市公園バリアフリー化事業
(公園課 P53)

バス路線を維持できない郊外部において市が事業主体となるマイタウン・バスを運行するとともに、高齢者コインバス助成制度を導入し、均一運賃とすることにより、高齢者の外出を促進します。

- ・バス交通総合改善事業
(交通政策課 P63)
- ・高齢者コインバス事業
(長寿福祉課 P102)

戦略6

次世代の育成支援

重点プログラム

ねらい

I 支えあいによる子育て支援

社会全体で子どもや子育て家庭を応援し、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指します。

II 若者の自立支援

若者の安定雇用の実現や、交流機会の拡大により、若者の結婚・出産に対する希望の実現を目指します。

若者の経済的基盤が不安定な状況や、子育てしながら就業を継続することが困難な状況、育児に関する不安感・負担感など、結婚、出産を取りまく障壁を社会全体で取り除いていくことにより、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指します。

計画期間内の取組

成長戦略事業(平成25年度)

子どもと安心して外出できる環境づくりや、子どもを持つ親が安心して働ける環境づくり、子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりを進めます。

また、ワーク・ライフ・バランス^{※P141}や家族・地域の絆に関する啓発活動を通じて、子育て家庭を支える気運の醸成につとめます。

- ・家族・地域の絆づくり推進事業
(市民協働・地域分権推進課 P91)
- ・地域子育て支援ネットワーク事業
(子ども未来センター P96)
- ・ブックスタート推進事業
(子ども育成課 P96)
- ・ファミリー・サポート・センター利用料助成事業
(子ども未来センター P97)
- ・幼児フッ化物塗布事業
(子ども健康課 P98)
- ・幼児発達支援事業
(子ども健康課 P98)
- ・認定等保育施設保育料助成事業
(子ども育成課 P98)
- ・放課後児童健全育成事業
(子ども育成課 P120)
- ・放課後子ども教室推進事業
(子ども育成課 P120)
- ・上北手児童館(仮称)整備事業
(子ども育成課 P120)
- ・幼稚園預かり保育料助成事業
(子ども育成課 P121)

若年者への就業支援を行い、雇用の確保を目指します。
また、結婚を望む若者の出会いの場となる交流イベントを開催します。

- ・若年者就業支援事業
(商工労働課 P19、20)
- ・フレッシュマン就労継続サポート事業
(商工労働課 P19、20)
- ・あきた結婚支援センター運営経費負担金
(子ども総務課 P91)

『第4 成長戦略別推進計画』の用語解説

※ラッピングバス (P129)

あらかじめ広告を印刷したフィルム（ラッピングフィルム）を車体に貼り付けたバス。

※戦略作目 (P130, 131)

稲作依存型の農業構造からの脱却と、農家所得の向上・安定化を目指し、本市が県やJA等関係機関と連携し、戦略的に生産振興をはかることとする作目。「園芸作物」を戦略作目とし、本計画策定時点において、ほうれんそう、ねぎ、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、ブロッコリー、アスパラガス、レタス、キャベツ、えだまめの10種の野菜と、花きについてはダリアを設定している。

※セールスプロモーション (P132)

販売促進のこと。宣伝などを行うことで消費者に関心を抱いてもらい、需要を高めるようするための活動。

※グリーン・ツーリズム (P133)

欧米で生まれた余暇利用の形態で、都市生活者が農村などに滞在し、農林漁業を体験したり、その地域の文化にふれたりすること。

※コンベンション (P133)

各種大会や会議、博覧会、見本市など、物、知識、情報の交流の場となる催し。

※環境付加価値 (P134, 135)

二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない発電や取組を金銭的価値として評価したもの。

※LED (P135)

発光ダイオード（順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子）のこと。発熱によるエネルギー消費の大きい電球に代わる新しい屋内・屋外照明材料として期待されている。

※新エネルギー (P135)

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）で指定されている太陽光発電や風力発電など10種類の石油代替エネルギー。

※バイオマス (P135)

農作物や木材など、再生可能な動植物に由来する有機性資源でエネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭など化石資源を除いたもの。

※グリーン電力証書 (P135)

再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を、取引可能な証書にしたもの、またはそれを用いる制度。

※オフセット・クレジット (P135)

環境省が創設した「オフセット・クレジット（J－VER）制度」に基づき、国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量をクレジットとして第三者機関が認証・発行したもの。「オフセット・クレジット（J－VER）」はカーボン・オフセット等に活用が可能で、市場において取引がなされ、金銭的な価値を持つ。プロジェクトの実施者は、このクレジットを売却することにより、収益を上げることが可能。

※国内クレジット (P135)

経済産業省が創設した「国内クレジット制度」に基づき、中小企業等が大企業等から資金や技術の提供を受けて削減した二酸化炭素の排出量をクレジットとして第三者機関が認証・発行したもの。認証された二酸化炭素削減量（国内クレジット）は、資金や技術を提供した大企業等が自ら削減したとみなすことができる。大企業等は、中小企業等の二酸化炭素削減量をクレジットとして買い取り、自社の二酸化炭素削減目標の達成等に使用する。中小企業等は、クレジットを大企業等に売却することにより、設備投資を回収する。市場における流通・取引のため、売却先が特定されないオフセット・クレジット（J－VER）に対し、国内クレジットは、売却先を特定する相対取引となる点が異なる。

※エイジフレンドリーシティ構想(P136, 137)

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活し、社会参加・社会参画しやすい環境づくりを目指し、バリアフリー化や都市生活の利便性向上をはかるために本市が掲げた構想。

エイジフレンドリーシティとは、世界保健機関(WHO)で提唱されたプロジェクトで、「高齢者にやさしい都市」という意味。

※バリアフリー(P136, 137)

高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

※ワーク・ライフ・バランス(P139)

性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができるこ。

第5 財政推計

県都『あきた』成長プランに掲げる各施策を着実に推進し、将来にわたり安定した財政運営を確保するための指針として、今後5年間の財政推計を示しています。

○財政推計の考え方

現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等を可能な限り反映させ、次のような条件により推計を行いました。

1 歳入

(1) 市税

個人住民税は、税制改正の影響を見込んだものの、人口減少の影響から緩やかな減少を見込みました。

法人市民税は、経済の回復基調を勘案し、増加を見込みました。

固定資産税は、地価の下落傾向や評価替えの影響により減少を見込みました。

(2) 地方交付税・臨時財政対策債

27年度からの合併算定替えの縮減による減少を見込みました。

(3) 国・県支出金および市債

現段階で計画期間内に実施が想定される事業の事業費に連動させて推計しました。

2 歳出

(1) 人件費

「県都『あきた』定員適正化プラン」に基づいた推計を行ったほか、各年度における退職手当を見込みました。

(2) 措置費

生活保護費、児童措置費などの増加を見込みました。

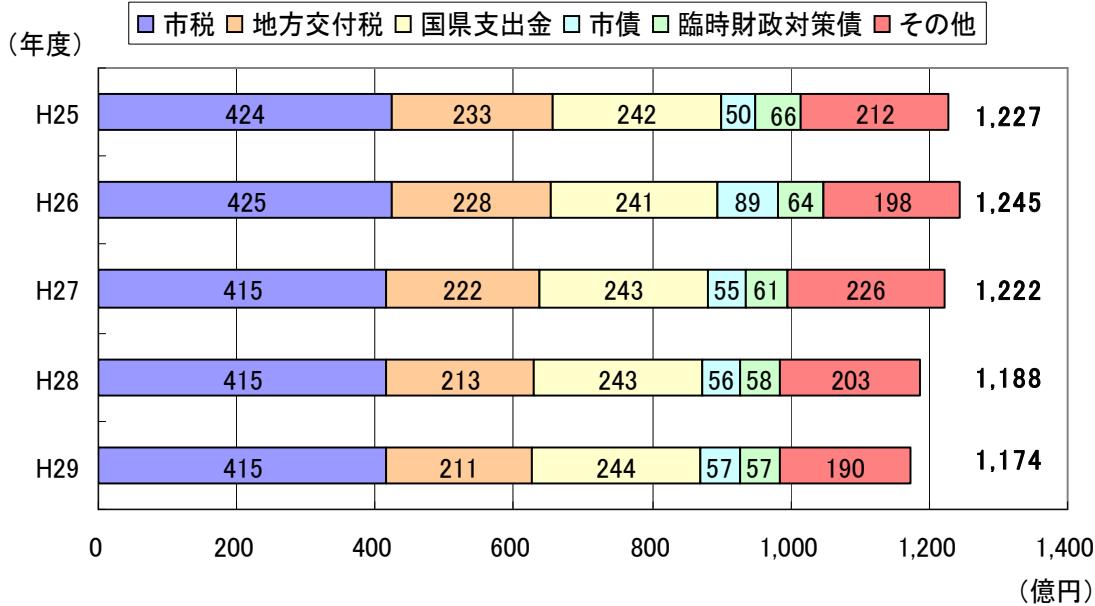
(3) 公債費

既発債の元利償還額に新規発行分を加えて推計しました。

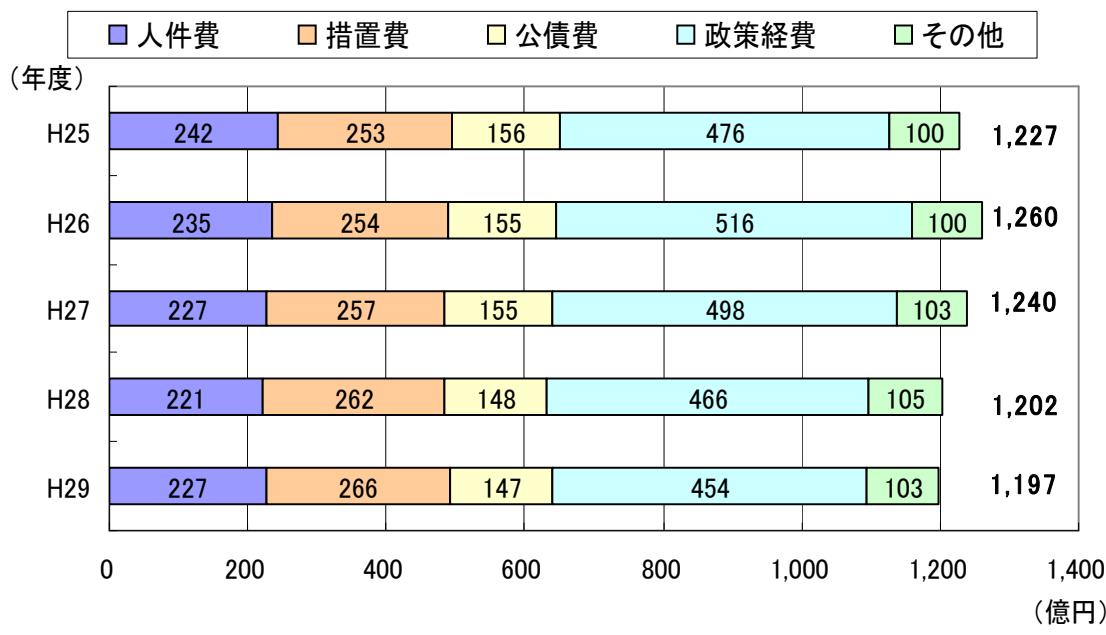
(4) 政策経費

「県都『あきた』成長プラン」に掲げている事業などについて、想定される事業費を見込みました。

歳入【平成25年度～29年度】



歳出【平成25年度～29年度】



※ H25から 5 年間の推計を示しています。

※ H26以降の収支不足額は、財政調整基金・減債基金の繰入れを見込んでいます。

第6 地域別整備方針

本市は、歴史・文化、豊かな自然などの多様な特性を備えた地域で構成されており、中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各地域の諸条件を踏まえた整備方針を定める必要があります。

平成27年度までの5年間を計画期間とする本総合計画は、新市建設計画「緑あふれる新県都プラン」との整合をはかっており、以下のとおり地域別整備方針を定めます。

※人口は、平成22年国勢調査に基づく推計値（平成24年10月1日現在）

1 中央地域			
人口	73,228人	面積	約18.1km ²
地区	大町 旭北 旭南 川元 川尻 山王 高陽 保戸野 泉（JR線西側） 千秋 中通 南通 楠山 茨島 八橋		
中央地域は、本市のみならず県の産業活動の中心地であり、県全体の発展を牽引する役割を担った地域です。今後も商業・業務・行政などの既存都市機能の維持・拡充をはかるとともに、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点市街地の形成を目指します。			

また、秋田新幹線の発着駅である秋田駅を有する本地域は、県内外からの来訪者を迎える玄関口としての役割も担っていることから、県都秋田のイメージを形づくる“顔”として、秋田ならではの歴史・文化・自然をいかした魅力ある市街地環境の形成を推進します。

さらに、秋田駅は市民の日常生活を支える、鉄道やバス交通などの公共交通の中心拠点でもあることから、円滑な都市間・都市内移動の確保に向けて、さらなる利便性の向上に向けた環境整備に取り組みます。

2 東部地域			
人口	64,508人	面積	約179.3km ²
地区	東通 手形 手形（字） 手形山 泉（JR線東側） 旭川 新藤田 濁川 添川 山内 仁別 広面 柳田 横森 桜 桜ガ丘 桜台 大平台 下北手 太平		
東部地域は、豊かな自然環境を有する一方で、秋田駅東地区を中心とした大規模な都市基盤整備、宅地化の進展や幹線道路沿道におけるサービス施設の立地など、都市化が進んできた地域です。			

今後は、秋田駅東地区を中心として公共交通を含む都市機能のさらなる充実をはかり、商業機能の誘導など生活利便性の高いまちづくりを目指します。

また、地域内に立地する大学との積極的な連携をはかりながら、若者が集う活気のあるまちづくりを推進し、地域の活力創出を目指します。

本地域の恵まれた自然環境については、郊外における無秩序な都市化の抑制や市民や行政など多様な主体の連携によって適切な保全・管理を進め、市街地についても、自然環境と調和した居住性の高い環境づくりを目指します。

3 西部地域

人口	36,307人	面積	約82.4km ²
地区	新屋 新屋勝平 浜田 豊岩 下浜 向浜		

西部地域は、住宅地をはじめ大規模な工業団地や公共公益施設などの多様な施設が立地する市街地が形成されており、市街地周辺には良好な自然環境が保全されています。

これからも、周辺環境との調和に配慮した既存ストックの管理・活用をはかるとともに、未利用地の積極的な利活用による地域活力の創出など、将来にわたって持続可能な市街地の形成を目指します。

本地域の地域中心となる雄物川南側の新屋地区については、地域住民の生活利便性の向上を目指し、既存の行政・文化機能の維持・充実をはかるとともに、特に商業機能の強化に向けた環境づくりに取り組みます。

また、交流人口の拡大による地域の活力向上とにぎわいの創出に向けて、本地域が有する海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然資源の保全活動を促進し、大森山公園などの既存観光拠点の積極的な利活用をはかります。

4 南部地域

人口	50,326人	面積	約41.7km ²
地区	牛島東 牛島西 牛島南 卸町 大住 仁井田 御野場 御所野 四ツ小屋 上北手 山手台		

南部地域は、秋田新都市地区を中心として、商業・産業・医療・交通などの多様な都市機能が集積する生活利便性の高い地域です。今後も未

利用地への企業誘致など、都市機能のさらなる充実を促進し、地域内外から多くの人が集まる活力あるまちづくりを目指します。

また、田園・丘陵地域や雄物川の水辺空間など、本地域が有する豊かな自然環境については、引き続き適切な保全活動を促進します。市街地においても、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、ゆとりある居住環境の形成をはかります。

秋田新都市地区については、本地域だけでなく、周辺地域の都市機能を補完する拠点となることから、鉄道やバス路線など、既存の公共交通機関の連携強化や幹線道路の整備を促進し、都心部や周辺地域への高いアクセス性を有する、交通利便性の高いまちづくりを目指します。

5 北部地域

人口	80,969人	面積	約138.6 km ²
地区	寺内　外旭川　土崎港中央　土崎港東　土崎港西 土崎港南　土崎港北　前記以外の土崎港　将軍野東 将軍野南　前記以外の将軍野　港北　飯島　金足　下新城 上新城		

北部地域は、北東北の海の玄関口となる秋田港や本市の産業を支える工業地帯を有した地域です。今後も良好な操業環境を維持しながら、港町としての特性をいかしたまちづくりを進め、産業の活性化と地域活力の創出に向けた港湾環境の一体的な整備を目指します。

また、秋田港のみならず、海岸部の松林や市街地の東側に広がる田園・丘陵地などの自然的資源、史跡や公園、大学をはじめとする歴史・文化資源など、本地域が有する多様な地域資源の保全・活用・連携をはかりながら、魅力ある交流型のまちづくりを推進し、地域の活性化を目指します。

本地域の恵まれた公共交通環境をいかし、鉄道やバス交通の連携強化による交通利便性のさらなる向上をはかるとともに、公共交通軸沿線における生活利便性の高い沿道型居住地の形成を目指します。

6 河辺地域

人口	8,992人	面積	約301.1 km ²
地区	岩見三内　和田　豊島		

河辺地域は、太平山県立自然公園や岩見川など豊かな自然環境が広がり、農産物の生産など農林業も盛んに行われています。また、旧羽州街道沿いの街並み、茅葺民家など地域の歴史を伝える資源も残されています。

さらに、秋田空港が近接し、地域内に日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジが整備されているなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

これらの自然、歴史・文化、交通環境などをいかしながら、地域コミュニティの充実、都市と農村との交流などによりにぎわいを生み出す拠点地域の形成を目指します。

市内でも高齢化の進んでいる地域であり、近隣地域との日常生活を支える都市機能の連携をはかりながら、鉄道やバス交通などの公共交通の充実をはかり、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めます。

7 雄和地域

人口	7,453人	面積	約144.5km ²
地区	川添 種平 戸米川 大正寺		

雄和地域は、雄物川と河川沿いに広がる田園、山林などの豊かな自然環境が広がり、ホタルなどの生き物が飛び交う環境が残されている地域です。また、県立中央公園や高尾山などの観光・レクリエーション施設とともに、国際教養大学や県農業試験場などの学術・研究の拠点も立地する地域です。さらに、本県の空の玄関口となる秋田空港があり、日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジに近接するなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

現在は自動車交通への依存度の高い地域ですが、身近な場所への生活に必要な機能や、バス交通などの公共交通の充実をはかり、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めます。

本地域は、高齢化が進んでいるものの、地域コミュニティの活動が活発で、団結力があるなど、地域住民が支え合う意識の高い地域です。今後も、豊かな自然や恵まれた広域交通環境の活用とともに、地域内に立地する施設などとの連携により、地域間交流や都市と農村との交流など、活力を生み出すまちづくりを目指します。

県都『あきた』成長プラン 指標一覧

この「推進計画」では、基本施策ごとに指標を設定しており、その達成状況を毎年度把握することにしています。

目標値については、これまでの推移や個別計画で設定している目標値、国・県・他の類似都市における数値などを勘案して設定しています。

1章 豊かで活力に満ちたまち

1節 商工業の振興

1項 企業立地、事業拡大の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①企業誘致と既存企業の規模拡大の推進	製造品出荷額	3,270億 1,664万円 (20年度)	4,000億円
②起業と新規事業展開の促進	チャレンジオフィスあきたから独立した企業数（市内で経営を継続している企業数の累計）	19社 (22年度)	35社

2項 市内企業の活性化の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①企業の販路拡大の促進	従業員一人あたりの年間商品販売額（卸売小売計）	3,832万円 (19年度)	3,900万円
②地域ブランドの創出の促進	地域ブランド調査市町村ランキング（魅力度）	130位 (22年度)	50位
③企業の経営基盤強化への支援	市内総生産額（秋田市の市民経済計算）	1兆2,592億円 (19年度)	1兆7,629億円
④地域の特色をいかした商店街づくりの促進	商店街加盟会員数	1,137会員 (22年度)	1,140会員

3項 雇用拡大の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①雇用創出の促進	ハローワーク秋田管内の有効求人倍率	0.34倍 (21年度)	0.60倍
②人材育成と求職者への支援	年間の就職支援講座受講者の就職率	17.4% (21年度)	45.0%
③働きやすい環境の整備	勤労者福祉サービスセンター会員数	5,796人 (21年度)	6,000人

4項 貿易と物流の拡大

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①輸出入の均衡のとれた貿易振興策の実施	秋田港コンテナ取扱本数	26,587TEU (21年度)	34,500TEU
②卸売市場機能の充実	卸売市場取扱高	310億 2,400万円 (21年度)	310億円

2節 農林水産業の振興

1項 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①農林水産業経営体の育成	認定農業者および集落営農組織 経営体数	461経営体 (21年度)	500経営体
②農林水産業生産基盤の整備	ほ場整備率(30a区画以上)	36.0% (21年度)	45.0%
③農林水産物の生産振興	農畜産物販売額	68億円 (21年度)	73億円
④生産・供給体制の構築	卸売市場における市内産農産物 の占有率	1.2% (21年度)	6.6%

2項 豊かな農山村の形成

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①農山村空間の形成	農道舗装率	10.3% (21年度)	11.0%
②都市と農村間の交流の促進	市民農園区画数	908区画 (21年度)	1,100区画
③森林の保全と活用	平成19年度以降の間伐実施面積 (国有林を除く)	2,591ha (21年度)	7,870ha

3節 交流人口の拡大

1項 観光振興の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①観光資源の活用と整備の促進	年間宿泊客数	1,088,000人 (21年度)	1,300,000人
②観光情報発信機能の充実	観光ホームページアクセス数	51,445件 (22年度見込)	120,000件
③誘客活動の促進	コンベンション開催件数	129件 (21年度)	170件
④受入環境の整備	観光客の満足度数	80.33点 (21年度)	100点

2項 にぎわいの創出

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①中心市街地の活性化	中心市街地における歩行者・自転車通行量(休日)	35,034人 (22年度)	42,000人
②地域のにぎわい拠点の充実	ポートタワー来館者数	771,919人 (21年度)	1,300,000人

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

1節 環境との調和

1項 環境保全の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①自然環境保護の推進	市民活動支援団体数	3団体 (21年度)	5団体
②環境汚染防止策の推進	環境基準の達成度	96.45% (20年度)	97.0%
③環境教育・学習の推進	市が実施する環境教育・学習事業への参加者数	2,064人 (21年度)	2,600人

2項 循環型社会の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進	事業系一般廃棄物の年間排出量 (資源化物を除く)	43,420t (21年度)	41,767t (24年度)
②ごみ減量活動の促進	市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 (資源化物を除く)	606g (21年度)	556g (24年度)
③廃棄物の適正処理の推進	不法投棄件数	295件 (21年度)	230件

3項 地球温暖化への対応

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量	355万8千t-CO ₂ (19年度)	280万t-CO ₂
②新(省)エネルギー等の導入促進	住宅用太陽光発電システム設置件数	330件 (21年度)	1,850件
③環境関連産業の振興	環境関連企業の誘致件数	0件 (21年度)	1件以上

2節 都市基盤の確立

1項 秩序ある都市環境の形成

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①土地区画整理事業の実施	土地区画整理事業施行地区内の宅地整備面積	127,536m ² (21年度)	188,000m ²
②開発指導の実施	市街化区域低未利用地面積	763ha (20年度)	728ha
③都市緑化の促進	公園愛護協力会が管理する公園数	336公園 (21年度)	410公園
④景観の向上	景観まちづくり活動団体数	1団体 (21年度)	5団体
⑤墓地・斎場の整備と維持管理	墓地管理手数料の収納率	99.52% (21年度)	100.0%

2項 住宅環境の整備

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①良質な住宅の確保	最低居住面積水準未満世帯率	4.3% (20年度)	0.0%
②建築指導の実施	耐震化率	77.85% (20年度)	85.0%

3項 上下水道サービスの提供

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①安全な水の安定供給	有効率	91.1% (21年度)	94.0%
②生活排水の適切な処理	汚水処理人口普及率	94.6% (21年度)	97.0%

4項 道路整備の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①幹線道路の整備	都市計画道路の整備率 (整備延長／計画延長)	75.0% (21年度)	77.5%
②地域内道路の整備と維持管理	道路整備状況の満足度	69.8% (20年度)	75.0%

5項 交通機能の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①広域交通機能の向上	秋田駅年間乗降客数 秋田港フェリ一年間利用者数 秋田空港年間利用者数	8,435,880人 66,164人 1,072,339人 (21年)	8,436,000人 66,000人 1,072,000人
②公共交通ネットワークの強化	バス案内サービス年間アクセス件数	229,268件 (21年度)	254,000件
③バス交通機能の確保	年間利用者数	7,744,468人 (21年度)	6,450,000人

6項 情報通信環境の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①情報通信環境の整備	FTTH(超高速ブロードバンドサービス)世帯普及率	28.0% (22年度)	44.0%

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

1節 安全な生活の実現

1項 危機管理体制の確立

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①危機管理体制の構築と防災拠点の整備	自主防災組織などによる防災訓練参加者数	1,768人 (21年度)	3,870人
②水害・土砂災害対策の実施	都市浸水対策達成率	46.2% (21年度)	49.0%
③大規模事故の予防策の整備	国へ報告を要する危険物事故等の発生割合	0.4% (21年度)	0.1%
④健康危機の防止体制の整備	危機管理訓練の回数	3回 (22年度)	3回

2項 雪に強いまちの確立

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①雪に強いまちづくりの推進	融雪施設改修箇所	9箇所 (18~22年度)	19箇所
②地域における除排雪体制の構築	除排雪機械の貸出件数	14件 (21年度)	30件
③道路除排雪の実施	道路の除雪に関する市民の満足度	40.2% (20年度)	50.0%

3項 防犯・交通安全体制の確立

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①地域防犯の強化	防犯灯設置数(累積)	28,123灯 (21年度)	29,000灯
②交通安全対策の実施	市内の交通事故死者数	9人 (21年)	7人

2節 安心して暮らせる毎日の実現

1項 健全な消費・生活衛生環境の確保

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①消費者支援の実施	消費生活相談の解決率（解決した件数／相談件数）	99.7% (21年度)	99.9%
②良好な生活衛生環境の確保	食品関係重点監視施設の監視率	93.0% (21年度)	100.0%
③食育の推進	朝食を食べない児童の割合	2.2% (21年度)	0.0%

2項 保健・医療体制の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①地域保健・医療体制の充実	10万人あたりの糖尿病、脳卒中、心臓病、がんの年齢調整死亡率	糖尿病：6.7 脳卒中：44.4 心臓病：45.3 がん：146.1 (20年)	糖尿病：5.4 脳卒中：42.0 心臓病：43.0 がん：141.6
②疾病の予防策の実施	1日の歩数（成人）	6,781歩 (21年度)	8,000歩以上
③感染症対策の実施	麻しん・風しん第2期予防接種率	96.6% (21年度)	100.0%
④自殺対策の推進	10万人あたりの自殺死亡率	31.0 (21年)	24.4

3項 消防・救急体制の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①火災予防の促進	人口1万人あたりの出火件数	2.9件 (21年度)	2.7件
②消防体制の整備	定員に対する充足率(消防団組織)	94.0% (21年度)	97.0%
③救急・救命体制の整備	講習会修了証取得者(応急手当の累計)	82,730人 (21年度)	100,000人

4項 社会保障制度の確保

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①生活保護の適正実施と自立支援の促進	※指標を設定せず	—	—
②介護保険の適正な運営	介護保険事業計画における①要支援・要介護認定者数、②サービス利用者数、③サービス給付費の実績値との比較	①1.03 ②1.08 ③1.04 (21年度)	1.00
③国民健康保険の健全な運営	国保税の現年度収納率	84.61% (21年度)	87.61%
④国民年金事務の適正な処理	国民年金保険料納付率	63.6% (21年度)	65.0%

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

1節 家族や地域を支える絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①家族・地域の絆づくりの意識啓発	家族・地域の絆づくりふれあい推進事業参加者数(民間主体事業)	445人 (22年度)	1,000人
②家族・地域をつなぐ取組の推進	市が実施する絆づくり事業の認知度	46% (22年度)	60.0%

2項 男女共生社会の確立

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①男女共生の意識啓発と実践	市の審議会、委員会などへの女性参画率	33.6% (22年度)	50.0%

2節 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①地域福祉活動の促進	地域サロン参加者数	21,642人 (21年度)	28,300人

2項 児童福祉・子育て支援の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①子育て支援体制の充実	地域子育て支援ネットワーク事業設置地域数	5地域 (22年度)	7地域
②保育サービス提供体制の整備	特別保育(延長・一時・休日保育)の延べ利用者	延長保育 99,847人、 一時預かり 10,967人、 休日保育 1,477人 (21年度)	延長保育 97,000人、 一時預かり 8,000人、 休日保育 2,000人

3項 障がい者福祉の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①障がい者の社会参加の促進	就労系の福祉サービス提供率	100% (21年度)	100.0%
②障がい者サービス提供体制の整備	障害福祉計画の目標値を達成している障害福祉サービスの割合	53.8% (21年度)	100.0%
③障がい者の地域生活の充実	居宅系の福祉サービス提供率	100% (21年度)	100.0%

4項 高齢者福祉の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①高齢者の社会参加の促進	老人クラブ数 老人クラブ会員数	213クラブ 10,015人 (22年度)	200クラブ 10,000人
②高齢者サービス提供体制の整備	施設サービス、居住系サービスの定員数	3,095人 (22年度)	3,600人
③高齢者の健康維持の促進	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	80.1% (22年度)	79.1%

3節 市民の主体的な活動の実現

1項 市民による地域づくりの推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①地域の自治活動への支援	集会所類似施設補助件数（累積）	249件 (21年度)	370件
②自治活動拠点の整備	市民サービスセンターとコミュニティセンター等の整備数	25施設 (21年度)	31施設

2項 市民活動の促進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①市民活動の機会の拡充	市民サービスセンターとコミュニティセンター等の利用者数	799,990人 (21年度)	1,000,000人
②市民活動に参加しやすい環境づくり	市民活動アドバイザーによる相談・情報提供件数	289件 (21年度)	400件

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化的創造

1項 文化遺産の保存と活用

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①文化財の保存と活用の推進	文化財学習会、体験、講座等への参加者数	56,000人 (21年度)	75,000人

2項 市民文化の振興

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①文化・芸術活動の充実	市が支援した事業への年間参加者数	28,378人 (21年度)	29,000人
②文化施設の充実	文化施設の年間利用者数	623,139人 (21年度)	650,000人

3項 生涯スポーツ活動の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①スポーツ活動への支援	週1回以上運動やスポーツを行う20歳以上の市民の割合	41.7% (21年度)	65.0%
②スポーツ施設の整備・活用	スポーツ施設年間利用者数	849,000人 (21年度)	900,000人

4項 國際交流の推進

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①国際交流活動の推進	友好姉妹都市との交流者累積数	2,701人 (21年度)	2,850人
②地域に根ざした多文化共生の推進	外国人登録者数	1,237人 (21年度)	1,300人

2節 教育の充実

1項 社会教育の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①学習機会の充実	生涯学習をしている人の割合 (生涯学習事業参加者数)	94,211人 (21年度)	95,000人
②学習環境の整備	公民館・図書館の年間利用者数	1,058,241人 (21年度)	1,086,000人
③青少年の健全育成の推進	放課後子ども教室未実施学区数	10学区 (21年度)	0学区

2項 学校教育の充実

※指標を設定せず

3項 高等教育の充実

基本施策	指標	現況(策定時)	H27目標
①高等教育の内容の充実	美術工芸短期大学の公開講座年間受講者数	120名 (22年度)	※平成25年度より公立大学法人へ移行
②高等教育の環境の整備	秋田公立美術工芸短期大学附属図書館の蔵書数	41,900冊 (22年度)	※平成25年度より公立大学法人へ移行